

婦人労働調査資料第36号

住込家事使用人の実情

— 調 査 報 告 —

1959年6月

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では例年婦人労働者が多く働いている産業または職業における婦人労働者の実態調査を行い、その結果をとりまとめて婦人労働対策の基礎資料としてまいりましたが、このたびは家事使用人に関する実態を調査いたしました。家事使用人には住込みで働くものと、通勤して家事労働を行うものがありますが、住込家事使用人でも、個人家庭におけるものと商店、旅館、診療所など営業を行っている家におけるものではその性質がやや異り、とくに後者では当初は家事使用人として雇われた者が、なれるにつれ、家業の手伝いをし、純粋の家事使用人から店員などに移行していく形がしばしばみられます。したがって今回は家事使用人の実情を把握する意味でとくに個人家庭に住込むものについて調査することにしました。

家事使用人（家事女中、あるいは家事手伝い）は紡織工、事務員、販売員とともに女子の4大職業の一つで1955年国勢調査によりますと80万余にのぼっており、賃金を得て働く労働者ではありますが職場が個人の家庭であること、労働基準法の適用外にあることなどのため、その仕事内容、労働状況などは労働者の考え方にもくい違いがあります。

最近都市の家庭における家事使用人を要求する数が漸増しているのに反比例してこの職に就くことを希望する者は漸減していく現状にありますので家事使用人の実情を調査し、その問題点を明らかにすることによってよい解決の一助にしようとするものです。

調査の内容は住込女子家事使用人の実態を雇用、労働条件、保健、日常生活、組織活動などの各方面から総合的にとらえようとしたもので、この報告書が、使用者、家事使用人、職業指導にあたりれる方々の御参考になり、よりよい職業慣行をつくる上にお役に立てば幸いです。

おわりにこの調査の実施にあたり、多大の援助と御協力を賜わった方々に対し心から感謝の意を表する次第であります。

1960年7月

労働省婦人少年局

住込家事使用人に関する実情調査

— 調 査 報 告 —

目 次

は し が き

I 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の対象	2
3. 調査票と調査方法	2
4. 調査期日	2
II 調査結果の概要	2
1. 全般的状況——総括	2
2. 調査結果の概要——各論	8
第1部 家事使用人の雇用	8
第1章 使用者世帯の状況	8
(1) 住居、世帯等	8
(2) 家 族 数	9
イ. 家族構成	9
ロ. 世帯主	12
ハ. 主婦(家事指導者)	14
ニ. その他の使用人	15
(3) 家事使用人をおいた理由	15
イ. 紹介者の種類	16
第2章 家事使用人の状況	17
(1) 家事使用人の待遇	17
イ. 年 令	17
ロ. 勤続年数(経歴年数)	18
ハ. 学 歴	20
(2) 家事使用人の給雇	20
イ. 前 職 と 出 身	22
(a) 前 職	22
(b) 出 身	22
ロ. 実家の職業	23

ハ、家族に関すること	23
（ロ）配偶関係と子供	23
（9）現職をえらんだ理由	25
（4）雇用条件への関心状況	26
第2部 家事使用人の労働条件	27
第1章 家事使用人の拘束時間（労働時間）、休憩、休日	27
（1）拘束時間（労働時間）	27
（2）休 憩	29
イ、休 憩 時 間	29
ロ、自 由 時 間	29
（3）休 日	30
（4）家事労働内容	33
第2章 家事使用人の給与	34
（1）給 与	34
イ、きまつて支払う給与	34
ロ、その他の給与	41
（2）初 任 給	46
（3）昇 給	50
（4）給与以外の家事使用人に要する経費	52
（5）給与支払状況	53
第3章 家事使用人の傷病保障	55
第4章 その他の労働条件	58
第3部 家事使用人の生活状況	59
第1章 自由時間における生活	59
第2章 休日の生活	60
第4部 家事使用人の組織	63
第1章 組織への関心状況	63
第2章 加入状況	63
第5部 家事使用人雇用上の問題点	66
第1章 使用者側の希望事項	66
第2章 使用人側の希望事項	67

附 録

Ⅰ 6大都市、その他の都市別調査世帯数	70
Ⅱ 家事使用人の組織	70
1. A 会	70

2. B 会	72
Ⅲ 家事サービス公社職業補導所	73
Ⅳ 調 査 票	75
1. 様式A 使用者の部	75
2. 様式B 家事使用人の部	83

統計表目次

表1 住宅種類別世帯数	3
表2 住宅種類別、設備の種類別世帯数(その1)	9
表3 住宅種類別、設備の種類別世帯数(その2)	9
表4 家畜の種類別世帯数	9
表5 病弱または病人の有無別、手のかかる人の有無別世帯数(その1)(その2)	10
表6 家族数階層別、病弱または病人の有無別世帯数	10
表7 家族数階層別、手のかかる人の有無別世帯数	11
表8 15才未満の子供の数別世帯数	12
表9 世帯主の男女別、職業別世帯数	13
表10 世帯主の職業別、年齢階層別世帯数	13
表11 家事使用人の指導者の階層別、年齢階層別世帯数	14
表12 家族数別、家事担当者の有無別世帯数	14
表13 家族数別、使用人数別世帯数	15
表14 世帯主の職業別、家事使用人をおいた理由別世帯数	16
表15 紹介者の種類別世帯数	16
表16 年齢階層別家事使用人数および平均年齢	17
表17 勤続年数階層別家事使用人数および平均勤続年数	18
表18 家事使用人の勤続年数別、出身地(県内外・市部・郡部)別世帯数	19
表19 家事使用人の勤続年数階層別、紹介者種類別世帯数	20
表20 家事使用人の経歴年数階層別家事使用人数および平均経歴年数	21
表21 年齢階層別、学歴別家事使用人数	21
表22 現職につく前の状況別家事使用人数	22
表23 前住地(県内外・市部・郡部)別家事使用人数	22
表24 家事使用人の出身地(県内外・市部・郡部)別世帯数	22
表25 実家の職業別家事使用人数	23
表26 年齢階層別、未婚別家事使用人数	23
表27 子供の有無別既婚家事使用人数	24
表28 子供の人数別子供有りの家事使用人数	24
表29 実家の職業別、現職についた理由別家事使用人数	25
表30 雇用条件への関心状況別、現職への転職人種類別家事使用人数	26
表31 家族数別、家事使用人の拘束時間階層別世帯数および平均拘束時間	27
表32 家事使用人の拘束時刻別世帯数	28
表33 家事よりの解放時刻別世帯数	28

表34 1日の拘束時間階層別家事使用人数および平均拘束時間	29
表35 世帯主の職業別家事使用人の起床時刻階層別世帯数	29
表36 女中部屋の有無別、休憩時間の有無別世帯数	30
表37 家事使用人の休憩時間階層別世帯数および1世帯あたり平均休憩時間	30
表38 1日の自由時間階層別家事使用人数および平均自由時間	30
表39 家事使用人への休暇を与えない理由別世帯数	31
表40 家族数別、家事使用人の休日日数別世帯数(家事使用人の休日ありの世帯について)	32
表41 家事使用人の休日への干渉状況別世帯数	33
表42 家事手伝い内容項目別家事使用人数	33
表43 産業別、規模別、通勤住込別女子労働者1人平均月間きまって支払う現金給与額	34
表44 6大都市・その他の都市別家事使用人のきまって支払う平均給与月額	34
表45 6大都市・その他の都市別、家事使用人のきまって支払う給与月額階層別世帯数	35
表46 家事使用人の年齢階層別平均月額給与	36
表47 学歴別、給与月額階層別家事使用人数および平均給与月額	37
表48 経歴年数別家事使用人の1人平均給与月額	38
表49 家事使用人のきまって支払う給与月額階層別、勤続年数階層別世帯数	38
表50 家事使用人の紹介者種類別1人平均月間給与額	39
表51 世帯主の職業別、家事使用人のきまって支払う給与月額階層別世帯数および平均給与月額	39
表52 家族数別、家事使用人のきまって支払う給与月額階層別世帯数	40
表53 家事使用人のきまって支払う給与月額階層別病弱または病人ありの世帯数	40
表54 家事使用人のきまって支払う給与月額階層別手のかかる人ありの世帯数	41
表55 世帯主の職業別、その他の給与種類別世帯数	42
表56 家事使用人の給与月額階層別、益の給与状況別世帯数	42
表57 家事使用人の給与月額階層別、蒙の給与状況別世帯数	43
表58 家事使用人の給与月額階層別、益者の給与状況別世帯数	43
表59 家事使用人の給与月額階層別、実家帰りのときの給与状況別世帯数	44
表60 家事使用人の給与月額階層別、休日外出する時の給与状況別世帯数	45
表61 世帯主の職業別、その他の給与種類別世帯数	46
表62 家事使用人の給与月額階層別、けいこなどの月給給与状況別世帯数	46
表63 6大都市・その他の都市別家事使用人の初任給平均給与月額	47
表64 6大都市・その他の都市別、雇い入れる時の給与(初任給)月額階層別世帯数	47
表65 やどい入れる時の給与月額階層別、世帯主の職業別世帯数	48
表66 紹介者の種類別やどい入れる時の平均給与月額	49
表67 やどい入れる時の給与月額階層別、紹介者の種類別世帯数	49
表68 家事使用人の出身地階層別平均初任給給与額	49

表69 初任給給与月額階層別、家事使用人の出身地（県内外・市部・郡部）別世帯数	50
表70 世帯主の職業別、昇給の有無別（有については定期、不定期別）世帯数	51
表71 紹介者の種類別、昇給の有無別（有については定期、不定期別）世帯数	51
表72 定期的昇給額階層別世帯数および年間平均昇給額	52
表73 6大都市・その他の都市別家事使用人の給与以外のかかり月額額、およびきまえて支払う平均給与月額	52
表74 6大都市・その他の都市別、給与以外の家事使用人へのかかり月額階層別世帯数	53
表75 世帯主の職業別、給与支払い時期状況別世帯数	54
表76 世帯主の職業別、給与支払い方法別世帯数	55
表77 紹介者の種類別、給与支払い対象別世帯数	55
表78 世帯主の職業別、家事使用人の雇用保険状況別世帯数	56
表79 女中部屋の有無別世帯数	57
表80 女中部屋の状態別（広さ、位階等）世帯数（女中部屋有について）	57
表81 家事使用人の居室の状態別世帯数（女中部屋有について）	58
表82 家事使用人の雇込種類別世帯数	59
表83 1日の自由時間階層別家事使用人数および平均自由時間	59
表84 自由時間内容別家事使用人数	59
表85 世帯主の職業別、勤休時刻別家事使用人数	60
表86 1日の睡眠時間階層別家事使用人数および平均睡眠時間	60
表87 年令階層別、休日の有無別家事使用人数	61
表88 年令階層別、休日の過ごし方別休日有りの家事使用人数	61
表89 年令階層別、組織への関心状況別家事使用人数	63
表90 6大都市・その他の都市別、組織への加入状況別組織に関心有る家事使用人数	64
表91 家事使用人の使用上の問題点別世帯数	67

統計図目次

図1 病弱または病人の人数割合別、および手のかかる人数割合別世帯数	71
図2 15才未満の子供の人数別世帯数	72
図3 年令階層別女子労働者数	77
図4 勤続年数別家事使用人数	78
図5 家事使用人のきまえて支払う給与月額階層別世帯数	85
図6 年令階層別、給与額階層別家事使用人数	86
図7 経年数別、給与月額階層別家事使用人数	88

1 調査の概要

1. 調査目的

全国30都府にのぼる家事使用人は租入家庭の家事労働に従事し、ここに住居の者は家族の一員となっているので、その労働償行はまちまちであり、労使双方に種々な問題を有している。この職業に就いている女子の失業と雇用、労働時間、賃金、保健、生活環境組織の状況なども各方面から総合的にとらえ、その問題点を明らかにして家事使用人対策の基礎資料とするとともに、家事使用人、使用者ならびに各関係者、一般社会への参考資料として提供することを目的とする。

2. 調査対象

調査対象は、1955年国勢調査による女子家事使用人が700人以上の全国20都市における住宅地域の個人家庭で、住込家事使用人を置っている2,957世帯の使用人とその家事使用人。

該当都市は札幌市、仙台市、秋田市、市川市、東京都、横浜市、新潟市、金沢市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、高知市、福岡市、長崎市、熊本市、鹿児島市。

家事使用人数世帯については、国勢調査により把握できるが過疎調査がないので調査対象世帯を決定するに当って適当な余裕がなく、調査対象世帯を確定、把握する上は困難をきわめた。まず調査対象世帯数については、該当都市における家事使用人数を1955年国勢調査により把握し、全々その約10分の1を調査対象数とした。（但し東京都、大阪市、京都市など家事使用人数が相対的に多い都市については調査実施可能性とのあわせ、必ずしも他都市と同じ規定数とはなっていない。）

次に調査対象世帯の決定のよりどころを、正として世帯地域における住民登録簿を電覧とし、家数の中に「家事使用人」「同居人」などの該当者がいる世帯をのみとり、その中から無作為抽出により対象数の世帯を選定した。

しかし対象世帯におもといでも「同居人」が必ずしも家事使用人ではなかったり、移動していたりして調査不能分もかなりの数に達し、調査可能数は当初の予定数3,200世帯を下回り2,957世帯となった。

3. 調査票と調査方法

様式A 使用者の部 使用者に面接調査を行い、調査員が記入する。

様式B 家事使用人の部 家事使用人に個別に面接調査を行い、調査員が記入する。

4. 調査期日

1959年6月

II 調査結果の概要

1. 全般的状況——総括

すでに述べたように調査対象世帯の把握はきわめて困難であり、多くの努力を要したが調査実施にあたっては使用者、家事使用人とも協力的で総じて滞りなく行うことができた。調査を住居地域に限ったため、調査家庭の生活水準はやや高くなったきらいがあり、家事使用人の労働条件はかなりよいが、なお使用者、家事使用人双方にあられた問題は一般にあてはまるべき普遍性を充分もっているものと考えられる。

家事使用人が一般の雇用労働者と異なる点は、その職場とするところが個人家庭であり、身分的には雇用者であると同時に世帯の一員として家庭の構成員であるという立場にあり、労働の内容は個人生活の最も私的な要素をもつ家事であり、かつ住込であるためいわゆる職業生活と私的生活の区別が判然としにくい特殊な環境にある。これらの要素や家事労働を監視する一般の傾向、それに加えて経済界の好況などがあいまって、個人生活の自由を望む若い婦人層には制約されない職場となり、最近の都市に於ける開拓のテンバケンスはとくに大きく、東京のような大都市の職業安定所における家事使用人の充足率は20%前後といわれている。(1959年職業安定局調の全国産業別、事業主別求人就職状況によれば全国での世帯女子家事使用人の充足率は49%といえることである。)従って家事使用人が困っている家庭では、必要以上に使用人に気をつかい、また使用人の労働要求がみえられないという傾向になりがちで双方の不満のくいあいが大きく、問題は未解決のまま大きくなるおそれがある。

今回の調査結果による使用者側の事情についてはさげしえるを以て、家族が多かるたり、重労働が多かったり、世帯主その他の理由で家事使用人を必要とする家庭がかなり多いといえることと、社会的地位や生活の余裕からのみ選んでいる家庭は割合からいっても低くなっている。第2には給料以外に食費その他のかかりを含めて調査家庭における家事使用人1人に要する経費月額はおおむね9,000～10,000円であり、住宅、設備などからみてもかなり収入の多い家庭であることと、生活程度からいっても中流以上と考えられる。したがって家事使用人に対する扱いは相当理解があり、労働条件についてもかなり考慮が払われている。従来考えられていたように無制限に使用するというような事態はあまり見受けられなかった。しかし、これは現在家事使用人が定着している家庭であるという点に留意されるべきであろう。

一方家事使用人については、一般女子労働者に比べて年齢が若く、勤続年数も短かい傾向が目立つが、労働時間、休日などについて問題がある反面、賃金については必ずしも低いとはいえない。家事使用人としての職業意識をもつて勤続しているものは少なく、将来主婦としての「待機期間」を希望するものが多い。「行儀見習い」というものの意味はきわめて漠然としており、したがって積極的な意欲に乏しいきらいがあり、職業人としての確立に手まぐりしている状態である。

総括していえることは使用者側の家事使用人に対する方針が主として、いわば、その人格形成、教

養に重点をおいているのに対して、使用人側では労働条件の向上、私的生活の自由を強く希望している状態で両者の考え方に大きな乖離が生じている。このように家事使用人を家事労働に従事する職業人としてみる態度が労使双方に確立しておらず、使用者側が人間関係の調節に力を入れている一方、使用人側では個人の確立を主張するようになるところがあり、過渡的段階にあるものといえることができる。

(1) 家事使用人の雇用

使用者世帯の状況

家事使用人の職場は使用者の家庭である。使用者世帯は大部分が1戸構えの普通住宅を構えており、ほとんどの家庭には水道、ガス、風呂などの設備があり、種々な電気器具などの文化的設備がととのっているところが多い。

家族数は3～5人までが全世帯の60%をしめていて、この限りでは家族数が多いために家事使用人を必要としているとはいえないようであるが、家族のうちにも病弱または病人がいる世帯、病人ではないが、老人、乳幼児、身体障害者など手のかかる者がいる世帯とあわせて全体の40%にのぼっている。ことに病人がいるところは小人数の家庭に、また手のかかる者が家族数の多い家庭に割合が高い。

しかし3～5人家族の大部分はこのような者のいないところが多く、他の理由で家事使用人を必要としていることが察せられる。また15才以下の子供が1人以上いる家庭は全体の60%を占め、主として学令期に達した5才以上15才未満が多く、乳幼児がいる家庭には世帯家事使用人はあまりいないといえることになる。

使用者の世帯主はほとんどが男子で、平均結婚年数が50才以上、職業は会社役員が1番多く、ついで小売業、会社員の順になっているが、勤人は比較的に若い年齢層が多く、其数などもかなりあるのではないかと予想される。

家事使用人の指導、監督にあたる者はほとんどが女子で、大部分30、40、50才代の層に集中している。またほとんど全部の家庭で家族が何らかの形で家事を分担している。

また調査対象者以外の家事使用人や他の使用人がいる家庭は全体の10%ある。

家事使用人を必要とする理由について使用者の回答により割合の多い順からいって「家族が多くて手が足りないから」「主婦が病弱だから」「本人では忙しいから」「夫婦共働き」「生活に余裕がなさから」「家族に病人がいるから」などであるが総じて商業、勤人などでは生活上家事使用人を必要とする割合が高く、自由業、管理職職業、無職などではその割合にやや傾きがあるというである。

家事使用人の特性

世帯家事使用人の平均年齢は23.6才で、1959年の全産業女子労働者の平均年齢28.3才、同製油業の女子25.9才より低く、年齢分布からいっても15～25才代でも大部分をしめている。

家事使用人が現在勤めている家庭の勤続年数は平均2.7年で全産業女子労働者の1959年、同製油業の3.9年と比べて、かなり短かくなっている。住居地域別にみると、どちらかというと勤務年数の多い層は東京出身者が多く、また勤続年数を見ると、一般的にいって、縁故紹介の者は短期、新聞取

估、学校などを通じてきた者より長いようである。

家事使用人としての経験年数をみると平均3.5年となり、現在の家庭に約1年の経験をつんだ後に来ていることになる。経験年数が6ヵ月未満のものが20人に8人はおり、未経験者がかなり多いといえることができる。経験年数は年令が高いほど長く、最高は60才以上の10.2年である。

学歴は80%以上が義務教育だけを修了したもので旧高女、新高卒併せて18%、旧高専、短大を出たものも僅かながらいる。

家事使用人の前職はないものがほとんどで自分の家で家事や家業を手伝っていたものが約半数で、勤めていたものは20%強、学校を卒業後直ちに現職についたもの約20%となっていて、他の職業から転じてきたものは少なく、主として工員、店員、事務員などであった。

実家の職業をみると、半数は農家で1番多く、ついで勤人、商業、漁業の順になっている。

住込家事使用人は大部分は未婚者で、既婚者は11%、なかでも有夫者は1%にすぎない。既婚者のうちで子供を持っている者は約半数でその数は「人というものが1番多い。子供の年令は過半数が15才以上となっている。

家事使用人を職業としてえらんだ理由について、行儀見習をしないと思った者が高い割合を示し、勉強と思ってきた者と併せて自分の意欲で現職をえらんだ者であるが、漠然とした気持ちでいたり、親兄弟からすすめられたりして来ているもの、意欲に反して親兄弟の義理で来ているものなども少なからずいる。

また雇用条件についておろかしく知ってきた者は約半数、その内容は大部分給料、仕事の内容、休日などで、昇給、退職金などについては知らないものが多い。さらに全然知らないで来た者も90%以上いる。

労働条件についてあらかじめ知っていた者は縁故紹介より職安、学校、新聞広告などを通じてきた者に割合が高い。

(2) 家事使用人の労働条件

拘束時間、休憩、休日

家事使用人の1日平均拘束時間は15.0時間で、14～16時間というのが1番多い。拘束時間の長短は家族数の多寡と必ずしも一致せず、小人数の家庭でも一定の拘束時間をしめしている。これを起床時刻、家事から解放される時刻の面からみると、大部分の家庭では午前7時以前に起きており、約半数の家庭で午後9～11時前に家事を終えている。世帯主の職業別にみると、概して職業関係では他の職業より起床時刻が早くなっており、また女中部屋を備えていない場合は、ある場合より家事から解放される時刻がやや遅いようである。

はっきりした休憩時間をおこなっている使用者は全体の18%、大部分が1時間以上休んでいるが、多くの家庭では休憩時間といふものは特にもうけられていない。したがって休憩時間のある家庭の1世帯当たりの平均休憩時間は2.4時間である。

また家事から解放されたあと、あるいは仕事の余間の自由な使える時間は1日平均2.5時間、2時間から3時間の者が比較的多くみられる。

ほとんどの家庭(90%)が休日を与えており、家族数の少ない方がどもらしく与えていない割合が高くなっている。与えていない理由としては「本人が申出ないから」「家が忙しくて休みを与えられない」などとなっている。

休日を与えている家庭では70%あまりが休日を制度外しており、月々めで、月2回というものが1番多い。

使用者の家事使用人の休日への干渉状況については大部分の家庭でもれどなく気をつかっており、外出については全体の69%、外泊については68%が賛成、時間などについては賛成を減らしている。

家事内容についてみると、食事の準備、後片づけ、掃除洗濯とほとんど全部、また大部野が洗濯を行っており、買物、風呂にきつけ、縫物、アイロンかけ、守りなどに従事している。

家事使用人の給与

家事使用人のきまって支払う平均月額現金給与は3,586円で、1958年7月全産業住込女子労働者の平均月額6,29円よりやや低く、同月一ノノス業の女子3,323円よりはやや高くなっている。

市別に見ると、6大都市ではその他の都市にくらべて高く、その中でも大阪市は4,149円で最高、最低は南旭高市の2,954円である。

年令との関係を検討してみると、50才未満までは大休年令が高くなるにつれて給与額が高くなっており、最高は40～45才の4,425円である。年令についてはあまり強い影響はないようである。

一般的に経験年数や勤続年数が長くなるにつれて給与額は上っているが一定の年数以上は必ずしも高くなっていない。

紹介者の種類との関係でみると新聞広告や職安を通じて雇った家事使用人の給与は、学校や縁故紹介の者より比較的高く、世帯主の職業が接客業や管理的職業では比較的高く、勤人、自由業などは低いほうである。また家族数との関係ではあまり強い相関はないが、概して小人数の家庭は大人数のより低く低いようである。

きまって支払う給与の他に特別給与として現物などが支給されている。すなわち、大部分の家庭で賞与の形で金と兼に品物または現金を支給している。その多くは品物のみ、あるいは品物と現金併用で、品物は和洋服、生地などの身用品、現金は益壽双方で5,000円以上が多い。

その他家事使用人が実家に帰るとき(30%)休日に出るとき(12%)などは品物や現金を与えているところがあり、ほかにはいくどかの月謝を支給している家庭が10%足らずある。

家事使用人の平均初任給月額3,029円で、都市別では6大都市平均が3,226円、その他の都市平均2,736円より490円も高くなっている。世帯主の職業がらみると接客業、工場主などが高く、公務員、教員などが低い。紹介者の種類と初任給の関係からみると、新聞広告、職安を通じて雇った場合は学校、縁故紹介よりも高くなっている。

昇給についてはおこなっている家庭が全体の74%で大部分が給与をあげることに賛成しているが、定期にあげるところは半数以下、仕事余りをみてあげるという不定期的なものが多い。昇給することになっている家庭は医師、会社役員などに多く、学校、新聞広告を通じて雇った場合と昇給している割合が高い。また昇給している家庭での1年間の平均昇給額は558円となっている。

給与以外に家事使用人1人1ヵ月にかかる経費は、使用者の申告によると平均5,331円、6大都市では5,633円で、その他の都市平均4,879円より754円高く、きまって支払う給与額3,586円と併せると家事使用人1人について1ヵ月約9,000～10,000円の費用がかかることになる。

給与の支払いは大部分の家庭で月1回、日をきめて、現金で、本人に支払っている。

家事使用人の傷病保障

家事使用人が病気にかかったり、けがをした場合の保障状況は、その轻重によって扱いが異なり、軽い場合は大部分(86%)が全額使用者負担となっているが、やや重い場合は全額使用者負担が65%と減り、使用者と使用人が半々12%、重患や慢性疾患の場合は過半数(53%)が「親元へ返す」とし、20%が「当分入院させ費用は使用者が負担する」となっている。

その他の労働条件

大部分の家庭は女中部屋があり、ない家庭(17%)では茶の間、子供部屋、玄関の間などを家事使用人の寝室にあてているが、これは使用人の生活にかなりの影響をおよぼしていることがうかがえる。

家事使用人の呼び名はほとんど(90%)の家庭で本名を呼んでいるが、10%はそれぞれの家庭での慣習的な呼び名でよんでいる。

(3) 家事使用人の生活状況

家事使用人の1日の自由時間(使用者から与えられたもの、仕事の合間、夜家事から解放されたあとなど)については、1人平均2.5時間で1～8時間の者が多い。この時間にはラジオ、テレビで何をとりあえる者が一番多く、次いで読書、新聞、けいこなどの練習、自分のものの洗濯、手紙かきなどを中心としている。

就寝時刻は午後10～12時がほとんどで、睡眠時間は平均7.8時間となっており、6時間未満というものは非常に少ない。

休日の過ごし方についてみると、映画をみるものが一番多く、ついで買物、訪問、娯楽、洗濯、散歩、観劇、音楽鑑賞などとなっている。

(4) 家事使用人の組織

家事使用人の組織に対する関心はまだ全般的には高く、「お手伝いさんの会があることを知っている」と答えた者は全体の12%にすぎず、そのうちいずれかの会に加入しているものは12%、会外から見ると、1.5%、100人のうち2人足らずしか加入していないことになる。これらの会の目的は親睦、けいことともに一緒にする、見学や映画に一緒に行くものなどが多く、会費は無料のもの、30～100円のものなどさまざまである。加入の動機としては「新聞で知った」「友達に誘われた」「使用指針に誘われた」などといっている。

(5) 家事使用人雇用上の問題点

使用者側が家事使用人を雇っている上に問題としている点でまずあげているのは職業人として能力が低い点を不満としており、ついで性格からくるもの、人間関係の上で扱い方に困る点などがあげられており、使用者側の主観的な要素も多分にあると思われるが客観すべき問題を提出している。また現在あるいは今後の方針、希望としては「家族の一員として差別なく扱う」をあげている家庭が特に多く、「身につくけいこなどをさせる」など親元のような態度で家事使用人の教育に主眼をおく家庭がかなりあり、希望としては性格的な着点をのぞんでいるところが多い。

これに対して使用人側のあげている問題は第一に労働条件の向上で労働時間の確立、短縮、休日の確保、自由行動などを要求している。また家事の上での能力が未熟な点は自覚しており、とくに献立、器具の扱い方の困難などが問題となっている。ついで人間関係についていろいろ不満な点があげられているが、労使双方で最も問題としている点が重なり合っており、両者の意見を調整する向うかの方法がとられれば、問題のかなりの部分は解消されるのではないかと考えられる。

2. 調査結果の概要——各論

第1部 家事使用人の雇用

第1章 使用者世帯の状況

(1) 住宅、設備等

住込家事使用人を雇っている世帯の家庭状況は一般雇用労働者の労働環境あるいは職場環境ともいえるものであるが、一面労働者自身の生活の場でもあり、住込家事使用人の雇用と特に密接な関係をもつものである。

使用者世帯の住宅、設備等の状況をみると、今回は調査対象を主として住宅地帯においたためであって、2,957世帯のうち87%が1戸構えの普通住宅で、9%が店舗、病院、寺院等に附属した住宅、アパートは1%に満たない。(表1)

表1. 住宅種類別世帯数

種 別	数	普通住宅	アパート	その他	不明
%	100.0	87.1	0.6	8.6	3.6

また家事労働の軽減に関係があるとみられる設備についてみると、水道は97%の世帯が、またガスは92%の世帯と殆どがもなっている。風呂の設備があるところは全体の90%で、とくに普通住宅では98%が持っており、店舗などの「その他」では80%となっている。風呂の暖房はガスによるものはその約半数で、あとは石炭、薪によるものが半々となっているが、アパートではガスを利用するものの割合が高い。電気洗濯機を備えているところは全体の78%、すなわち10軒のうち8軒弱は持っていることになる。これを備えているところは1戸構えの住宅の方によくみられ(80%)、アパートでは50%が利用している。電気掃除機、電気炊飯器となると大分割合が減ってきて全体の約半数、それぞれ43%と49%となるが、家事労働のなかでもエネルギーの消耗が甚だしいと思われる「洗濯」作業はすでに機械化されている家庭が非常に多く、今回調査対象となった家庭は全般的に、いわゆる文化面設備がかなりととのっているといえることができよう。その他電話をそなえている家庭は79%、女中が乗ってよい自転車があるところは34%となっている。(表2、3)

参考までに昭和34年8月経済企画庁により実施された「消費者動向調査」結果報告を紹介すると、電気洗濯機の所有世帯の割合は37%、電気ガス24%となっている。

また各家庭で家事使用人の手をわずらわせることが多とみられる家畜の飼育状況をみると、過半数(56%)の家が犬を飼っており、ついで小鳥が約20%、猫14%、はねとり鳥5%の順になっている。(表4)

表2. 住宅種類別、設備の種類別世帯数(その1)

(M.A.)

住宅種類別 施設別	数	普通住宅	アパート	その他	不明
%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水道	97.4	98.2	93.8	98.0	79.8
ガス	92.1	92.6	100.0	92.8	77.6
風呂	90.4	92.6	87.6	76.7	73.0
風呂の暖房	45.9	43.2	50.0	37.3	45.6
石炭	27.3	28.6	12.6	20.2	14.4
薪	25.7	26.0	18.6	23.3	25.2
不明	0	0	6.3	0	0

(M.A.)とは1世帯で2以上の回答を行っているので各々の計は100%とならない。以下同じ。使用者の回答による。

表3. 住宅種類別、設備の種類別世帯数(その2)

(M.A.)

住宅種類別 施設別	数	普通住宅	アパート	その他	不明
%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
電気洗濯機	78.3	78.8	50.0	71.9	70.3
電気掃除機	43.4	44.6	31.3	30.0	46.6
電気炊飯器	49.3	50.6	50.0	40.3	41.4
女中が乗ってよい自転車	33.8	34.0	37.1	35.6	26.1
電話	79.1	78.9	62.3	85.0	71.2
その他	16.9	16.1	25.0	19.8	26.1

使用者の回答による。

表4. 家畜の種類別世帯数

種 別	犬	猫	はねとり	せきぎ	小鳥	その他	不明
%	100.0	55.7	13.7	4.9	0.1	19.2	2.1

使用者の回答による。

(2) 家 族

1. 家族構成

使用者世帯の家族数は4人(22%) (1955年国勢調査によると17%以下同じ)から5人(21%) (17%)というのが最も多く、ついで3人(17%) (15%)、2人(14%) (11%)、6人(14%) (14%)、7人(7%) (10%)、1人と8人(2%) (それぞれ8%と7%)の順になっており、9人以上の世帯は1% (0%)と概くおらずであり、国勢調査における全国世帯の家族構成と比較してみると、使用者世帯の方が小家族の割合が全般的に高くなっている。したがって全世帯の60%までは3〜5人までの標準家庭の規模をしめしであり、この限りでは住込の家事使用人を雇用している家庭は必ずしも家族数が多いために主婦の家事負担を軽減しようとして家事使用人をやもらっているということでもないようである。

しかしそれをさらに詳しくみると、家族のうちに病弱または病人がいる世帯は全体の10%、また病人ではないが老人、乳幼児、身体障害者等手のかかる者がいる世帯は30%で、10軒に1軒の間で病人が、また10軒のうち3軒に手のかかる者がいることになる。

表5. 病弱または病人の有無別手のかかる人の有無別世帯数

(その1) 病弱または病人の有無別世帯数

世帯数	なし	あり	その他	不明
100.0	88.7	10.1	0.2	1.0

(その2) 手のかかる人の有無別世帯数

世帯数	なし	あり	その他	不明
100.0	69.0	30.4	0	0.6

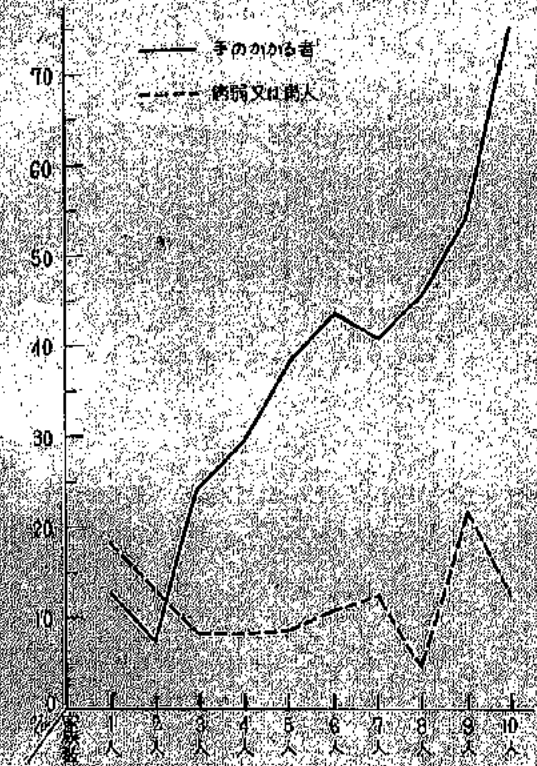
使用者の回答による。
このうち病人と手のかかる者双方のいる家庭は5%で、64%は双方ともいない家庭である。(表5)
病弱または病人のいる世帯数を家族数階層別にみると、家族が2人のところが18%強で、最も多く、ついで4人と6人のところがそれぞれ18%弱、6人のところが15%、7人9%、1人4%の順になっており、そのほとんど(92%)では病人の数は1人である。(表6)

表6. 家族数階層別、病弱または病人の有無別世帯数

家族数別	病弱又は病人の有無別	世帯数	なし	あり	その他	不明
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1人		2.4	2.2	4.4	20.0	0
2人		14.0	13.5	18.1	0	12.8
3人		16.5	16.8	13.6	20.0	16.1
4人		21.6	23.1	17.8	0	19.4
5人		20.9	21.2	17.8	20.0	29.0
6人		19.9	18.7	16.1	20.0	19.4
7人		7.1	7.0	8.7	20.0	0
8人		2.2	2.3	1.0	0	3.2
9人		0.9	0.8	2.7	0	0
10人		0.3	0.3	0.3	0	0
11人		0	0	0	0	0
12人		0	0	0	0	0
13人		(0.03)	(0.04)	0	0	0
14人		0	0	0	0	0
15人以上		(0.03)	(0.04)	0	0	0
不明		0.2	0.2	0.3	0	0

使用者の回答による。
次に家族数階層別世帯ごとに病人のいる世帯の割合をみると、9人家族の世帯は病人をかかえた世帯の割合が最も多く22%、ついで1人家族が18%、ついで2人家族が18%、7人と10人家族がそれぞれ12%、6人が11%、最も世帯数の多い3~5人家族世帯では8%前後となっており、家族数が多いか、逆に小人数の家庭で病人のいる割合が高いことが目立ち、そのような家庭でよく家事使用

図1. 病弱または病人の人数の割合および手のかかる人数割合別世帯数



使用者の回答による

用人が要求されていることを示している。(図1)

手のかかるもののいる世帯を家族数階層別にみると、5人家族が最も多く、これらの人がいる世帯全体の26%をしめ、ついで4人家族が21%、6人家族が20%、3人家族18%、2人と8人家族がそれぞれ3%、9人家族2%、1人と10人家族がそれぞれ1%の順となっている。(表7)

また家族数階層別世帯ごとにこれらの人がいる状況を見ると、最も割合が高いのは10人家族の75%、ついで9人家族の54%、8人家族45%、7人家族43%、6人家族41%、5人家族38%、4人家族30%、3人家族24%、と人数の多い世帯ほど手のかかる者がいる家庭の割合が高くなっている。

手のかかる者の人数は過半数(59%)が1人で、2人のところが30%、3人が9%、4人以上3%となっており、家族数の多い世帯で手の

表7. 家族数階層別手のかかる人の有無別世帯数

家族数別	手のかかる人の有無別	世帯数	なし	あり	その他	不明
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1人		2.4	2.9	1.0	100.0	5.9
2人		14.0	15.6	3.3	0	17.6
3人		16.5	17.9	13.2	0	17.6
4人		21.6	21.8	21.1	0	17.6
5人		20.9	18.6	26.3	0	23.6
6人		19.9	11.2	19.8	0	17.6
7人		7.1	3.1	9.6	0	0
8人		2.2	1.7	3.2	0	0
9人		0.9	0.6	1.7	0	0
10人		0.3	0.1	0.7	0	0
11人		0	0	0	0	0
12人		0	0	0	0	0
13人		(0.03)	0	0.1	0	0
14人		0	0	0	0	0
15人以上		(0.03)	0.1	0	0	0
不明		0.2	0.2	0.1	0	0

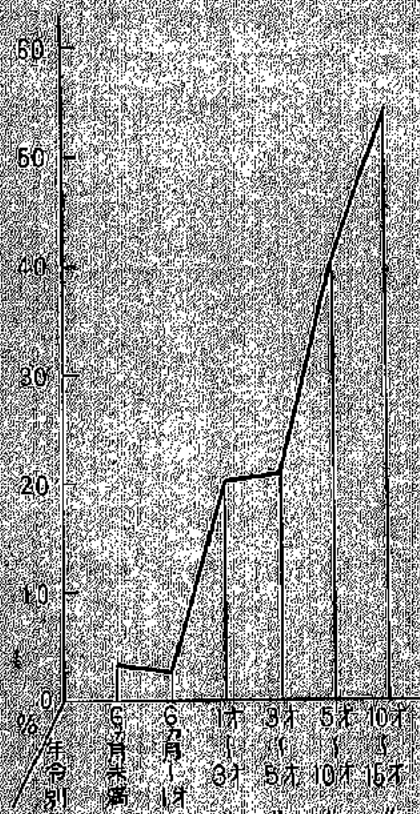
使用者の回答による

かかる者の人数も多く、10人、9人家族では2人以上のところは60%以上の割合であり、2人以上の者がいる割合は家族数が増えていくにしたがって低くなっている。(図1)

以上のことを総合してみると、住込家事使用人を雇っている家庭は、小人数では病人がいる場合、また大人数では手のかかる者が多い場合が多くみられ、このような家庭に必要とされていることが察せられる。家族数が3～5人の家庭は病人などのいないところが90%前後、手のかかる者のいないところが70%前後ということになり、これらの家庭は前記以外の事情で家事使用人を雇っていることが予想される。

また手がかかると思われる15才未満の子供数についてみると、このような子供達が1人以上いる家庭は全体の60%で、2人と1人のところがそれぞれ22%、3人以上のところが15%となっていて、これらの家庭の70%強は1～2人の15才までの子供がいることになる。15才未満の子供のうち、1才未満の乳児がいるところはこれらの子供がいる家庭のうち6%と非常に少なく、かえって10～15才の相当大きな子供、また5～10才の一応自分で用を足すことができる年齢の子供を持つ家庭の割合が高く、それぞれ55%、51%をしめしており、ついで3～5才が21%、1～3才20%の順になっている。したがって5才以上15才未満の子供が1人乃至2人いる家庭が比較的多いことが推察され、乳幼児のいる家庭には住込家事使用人はあまりいないということがしめされている。(表8、図2)

図2 15才未満の子供の数別世帯数



使用者の回答による

表8 15才未満の子供の数別世帯数

世帯数	15才未満の子供をもち世帯数	1人	2人	3人以上	不明
100.0	59.8 (100.0)	21.9 (36.8)	22.4 (37.8)	15.1 (25.4)	0.1 (0.1)

(注) () 内の数字は、15才未満の子供をもち世帯を100とした割合を示す。使用者の回答による。

ウ、世帯主

使用者世帯の世帯主についてみると、その93%は男子で、女子は7%、年齢的にみると50～60才の層が全体の31%で最も多く、60才以上が24%でこれに次ぎ、あとは46～50才の14%、40～45才の12%、35～40才の11%、30～35才6%と年齢が若くなるほど割合が低くなっている。30才以下の世帯主世帯数は2%に満たない。年齢の若い世帯主は女子に比較的多くみられ、そこは20才未満の世帯主は女子のみみられる。

世帯主の職業分布をみると、大まかに分けて最も割合が高いのは会社役員等の管理的職業で58%、ついで勤人の22%、接客業、小売業などの19%、無職6%の順になっており、農業に従事する者は0.2%と極くわずか

である。これを更に細かくみると、管理的職業中会社重役、社長などが54%で、年齢は50才以上が70%弱をしめている。小売業主は17%で会社役員について多いが、この方は年齢の比較的高い層にも平均して分布がみられ、最も多いのはやはり50～60才であるが(31%)、約半数は30～50才までにはほぼ同じような分布をみている。この傾向は会社員、公務員、教員等のいわゆる勤人にいって更に強くなり、公務員はその約70%が、教員、会社員等は60%がこの年齢層になっている。これに反して、自由業は50才以上のものが多く、特に弁護士、その他の自由業、大学教授などは60～70%が50才以上の高年齢となっている。

また年齢階層別にみた世帯主の職業分布からみても25～30才、30～35才の若い層では勤人のしめる割合がその40%に上っていることとあわせてこれら若い世帯主の家庭では共稼ぎなどの家庭もかなりいるのではないかと予想される。(表9、10)

表9 男女別、世帯主の職業別世帯数

職業別	世帯数	農業	接客業	小売業	医	大学教授	弁護士	その他の自由業	会社役員	会社員	公務員	教員	その他の人	無職
男	100.0	0.2	2.5	16.6	7.6	2.4	2.0	8.0	33.6	4.3	15.4	3.2	2.0	1.3
女	100.0	0.0	13.3	17.6	5.7	1.9	0.5	5.2	5.7	4.3	3.3	1.4	4.7	2.4
男	100.0	0.2	1.7	16.6	7.6	2.4	2.1	2.8	35.8	4.3	16.3	3.4	1.8	1.2

使用者の回答による。

表10 世帯主の職業別、年齢階層別世帯数

年齢階層別		計	20才未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～59	60才以上	不 明
職業別												
総 数		100.0	0.1	0.3	1.3	6.4	11.0	11.8	13.6	30.5	24.1	1.0
農 業		100.0	0	0	0	0	0	15.4	0	50.0	33.4	0
接 客 業		100.0	0	0	2.7	8.1	10.8	6.8	21.6	32.4	14.9	2.7
小 売 業		100.0	0	0.2	0.8	7.1	13.4	15.9	14.4	30.9	16.7	0.6
医 師		100.0	0	0	3.1	7.1	10.8	9.8	17.3	23.6	23.1	2.2
大 学 教 授		100.0	0	0	0	4.2	9.9	9.9	15.9	29.6	29.6	0
弁 護 士		100.0	0	0	0	0	6.9	6.6	10.8	24.1	48.3	1.7
その他の自由業		100.0	0	0	1.1	3.3	6.7	7.8	14.4	31.5	32.2	0
重 役 社 長		100.0	0	0.2	0.5	3.0	6.4	9.7	14.5	37.9	28.4	1.2
工 場 主		100.0	0	0	0	7.0	10.2	14.7	13.3	34.4	21.1	0
事 務 員		100.0	0.2	0.4	3.1	12.3	16.1	17.4	12.1	23.8	11.7	0.0
公 務 員		100.0	0	0	0	11.6	24.2	21.1	11.6	21.7	9.5	1.0
教 員		100.0	0	1.7	0	18.9	20.3	15.9	5.8	18.3	16.6	0
その他の勤人		100.0	0	0	2.6	10.5	20.9	10.6	7.6	23.7	15.8	0
無 職		100.0	0.6	1.2	0.6	3.5	5.2	4.7	5.2	20.3	55.6	1.2

使用者の回答による。

ハ、主婦（家事指導者）

家事使用人を指導、監督する者はほとんど（98%）が女子で、年齢からいうと50～60才の者が4分の1のを占めており、ついで40～45才台が15%、30～35才台と45～50才台がそれぞれ14%、35～40才台が13%とはほぼ同じ割合をしめ、80%までが30、40、50才台の層でしめられている。男子で家事

表 11. 家事使用人の指導者の性別、年齢階層別世帯数

年齢階層別	家事使用人の指導者別	総 数	女	男
		% (100.0)	% (98.1)	% (1.9)
総 数		100.0	100.0	100.0
20 才 未 満		0.2	0.2	0
20 ～ 25 才		1.7	1.6	7.1
25 ～ 30 才		6.5	6.4	7.1
30 ～ 35 才		13.5	13.7	7.1
35 ～ 40 才		12.9	12.0	6.9
40 ～ 45 才		15.3	15.3	14.3
45 ～ 50 才		13.6	13.6	12.6
50 ～ 60 才		24.3	24.6	8.0
60 才 以 上		10.3	10.0	25.0
不 明		1.7	1.6	6.9

使用者の回答による。

すなわち単身家族では全然家事を担当していないところが35%をしめているが、あとは家族が何人

表 12. 家族数別、家事担当者数の有無別世帯数

家族数別	家事担当者数	なし	あ	1 人	2 人	3 人	4 人以上
		%	%	%	%	%	%
総 数		100.0	3.8	96.2	55.7	23.6	6.7
1 人		100.0	96.2	94.3	84.8	0	0
2 人		100.0	5.1	94.9	81.8	13.1	0
3 人		100.0	2.9	96.1	69.1	19.0	8.0
4 人		100.0	3.9	96.1	62.2	22.3	17.7
5 人		100.0	2.3	97.7	55.2	25.0	19.7
6 人		100.0	0.9	99.1	40.9	35.3	13.4
7 人		100.0	1.0	99.0	32.4	37.6	15.2
8 人		100.0	4.7	95.3	21.2	29.7	21.9
9 人		100.0	0	100.0	32.1	28.6	13.3
10 人		100.0	0	100.0	0	97.6	12.6
11 人		-	-	-	-	-	-
12 人		-	-	-	-	-	-
13 人		100.0	0	100.0	100.0	0	0
14 人		-	-	-	-	-	-
15 人以上		100.0	0	100.0	100.0	0	0
不 明		100.0	0	100.0	40.0	0	60.0

使用者の回答による。

使用人の監督に直接あたっている者では60才以上の層が4分の1の割合をしめ、ついで目立っている。（表11）

また直接家事使用人の指導監督はしないが、家族のうちで食事の後片づけとか庭掃除、風呂たきなど毎日の生活のなかで1種以上の家事を担当している者の状況を見ると、殆ど全部の家庭（96%）で、家族の1人以上が何らかの家事をうけもっており、家族数が少ないところより多いところの方に家事を担当している者のいる世帯割合が高い。

家事を分担していないといふところは4%前後でごく僅かである。家庭内の家事担当者が1人といふところが過半数で（59%）ついで2人のところが24%、3人9%、4人以上5%となっているが、家族数が多くなるにつれて当然家事担当者数も増え、9人と10人の家庭では全部が家事担当者をもっている。10人では半数の家庭が4人以上の、9人では40%が3人以上の家事担当者がある。（表12）

エ、その他の使用人

大部分の家庭（88%）では家事使用人は調査対象となった当人1人であるが、その他の家事使用人が1人以上いるところは全体の10%で、1人のところが7%、2人、3人、4人以上のところをそれぞれ1%前後ある。その他の使用人には店員、運転手、番出、下男などがあげられている。

家族数階層別からいうと、家事使用人が1人であるところは3～5人家族、すなわち全体で最も割合の高い階層と、9人家族のところが89～90%で、使用人が2人以上いるところは7人、8人、10人家族に比較的多くみられる。（表13）

表 13. 家族数別、使用人人数別世帯数

家族数別	使用人人数別	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	不 明
		%	%	%	%	%	%	%
総 数		100.0	88.3	7.1	1.2	0.6	1.6	1.4
1 人		100.0	83.0	4.2	2.8	1.4	2.8	5.6
2 人		100.0	87.9	7.8	1.7	1.0	1.2	0.7
3 人		100.0	89.4	8.6	0.2	0.2	1.7	1.7
4 人		100.0	89.6	6.1	1.3	0.5	1.3	1.4
5 人		100.0	89.2	6.3	1.1	0.4	1.3	1.5
6 人		100.0	88.3	6.6	1.8	0.7	1.9	1.0
7 人		100.0	83.8	13.6	0	0.5	1.4	1.0
8 人		100.0	85.8	12.5	0	0	0	1.6
9 人		100.0	89.3	7.1	3.8	0	0	0
10 人		100.0	75.0	13.6	12.5	0	0	0
11 人		-	-	-	-	-	-	-
12 人		-	-	-	-	-	-	-
13 人		100.0	0	0	100.0	0	0	0
14 人		-	-	-	-	-	-	-
15 人以上		100.0	100.0	0	0	0	0	0
不 明		100.0	69.0	20.0	0	0	20.0	0

使用者の回答による。

(9) 家事使用人をおいた理由

家事使用人をおいた理由を使用者からの回答によりほとんどをみると、一番多くあげられているのが多分は経済的要素があると思われるが「家族が多くて手が足りないから」が85%をしめている。ついで「主婦が病弱だから」が11%、「無人で淋しいから」と「夫婦共働き」がそれぞれ9%、「生活に余裕ができたから」をおおげしいとあるが8%、「家族に用人がいるから」が3%などとなっているが、その他に「留守番をしでもらいたから」、「使居が広すぎて掃除に手がつかないから」、「来客が多いから」、「家族に手のかかるもの（主として子供）がいるから」など種々な理由があげられている。

なかには「昔からの習慣」で雇っている家庭も見受けられ、家事使用人を必要とする理由、また度合も非常にまちまちで複雑である。

世帯主の職業別に家事使用人をおいた理由をみると「家族が多いから」をあげているのは小売業、工場主、医師などが多く、それぞれ40%以上をしめている。「共稼ぎ」を理由としているものは教員(54%)、公務員(25%)、その他の勤人(16%)などがあげられ、もとに教員は過半数をしめている。また勤人、無職などで「主婦が病弱」を理由としている割合が比較的高くなっているが、これをあげているところは全職業にわたって相当数みることが出来る。「無人で淋しいから」は無職にとくに多く、「生活に余裕ができたから」といっているものは会社役員、その他の自由業に多くみられる。つまり総じて商業、勤人などでは生活していく上に家事使用人を必要とする度合が強く、自由業、管理的職業、無職などではやや余裕をもった度合をしめしているといえる(表14)。

表 14 世帯主の職業別、家事使用人をおいた理由別世帯数 (M. A.)

世帯主の職業別 おいた理由別	総数	小売業	工場主	医師	大学教授	弁護士	その他の勤人	会社役員	工場主	事務員	公務員	教員	その他の勤人	無職
家族が多いから	35.0	80.0	24.0	45.3	42.2	28.4	32.8	33.3	32.9	43.0	33.5	25.3	18.6	21.1
共稼ぎだから	8.6	0	10.8	11.2	10.7	16.5	5.2	4.4	2.6	6.5	10.6	25.2	54.2	15.8
主婦が病弱だから	10.9	0	2.7	7.7	6.2	14.1	10.3	11.1	11.2	15.8	18.9	20.0	1.7	15.8
家族に病人がいるから	2.7	0	1.4	1.2	3.1	2.8	0	2.2	2.5	0.8	3.7	4.2	8.8	2.5
無人で淋しいから	9.1	0	5.4	4.1	4.4	14.1	5.2	14.4	11.4	6.3	8.8	5.8	10.2	2.6
生活に余裕ができたから	7.8	0	2.7	1.6	5.5	7.0	0	12.2	13.7	1.6	9.0	4.2	0	2.5
その他	45.4	33.8	62.2	42.1	43.6	43.7	80.3	57.8	50.5	46.3	43.2	37.8	28.8	57.0
不明	0.8	18.7	2.7	0.4	1.8	2.8	1.7	0	0.2	1.6	0.4	1.1	0	2.3

使用者の回答による。

イ. 紹介者の種類

家事使用人をどのような経路で雇ったかをみると、大部分が縁故紹介となっている。すなわち「知人の紹介」によるものが全体の55%で過半数をしめ、ついで「親類の紹介」が23%となっていて、公共機関の職業安定所(8%)、や学校(3%)、新聞広告(1%)などを利用しているところは10%余にすぎない。その他に雇っていた家事使用人の紹介とか、人づてにきて本人が直接来たなど、これも主として広い意味の知合いを通じてきたという家庭が10%ある。いずれにしても家庭内は関係するため、特に身計のほろきりした者を雇いたいという使用者側の気持のあらわれであると考えられる。(表15)

表 15 紹介者の種類別世帯数

総数	知人の紹介	親類	職業安定所	学校	新聞広告	その他	不明
100.0	55.1	22.6	7.5	3.2	1.1	10.2	0.3

使用者の回答による。

第2章 家事使用人の状況

(1) 家事使用人の特性

イ. 年 令

住込家事使用人の平均年齢は24.6才で、1959年労働省個人別賃金調査による全産業女子労働者の平均年齢26.3才と比べると1.7才、同じ調査の製造業に働く女子の平均年齢25.9才より1.3才低くなっている。したがって住込家事使用人の平均年齢は一般女子労働者よりやや低いものとなる事ができる。

年齢階層別構成をみると、住込家事使用人は15~25才未満の若い年齢層で大部分をしめていて、25才以上の高年齢層の割合は著しく低い。すなわち分布割合の最も高いのは20~25才未満で全体の36%、ついで18~20才未満が23%、15~18才未満が17%となっており、25才未満の者が全体の76%をしめている。更に25~30才未満では9%、30~35才未満が4%、35~40才未満が3%と高年齢層になるにつれてその割合は低くなっている。(表16)

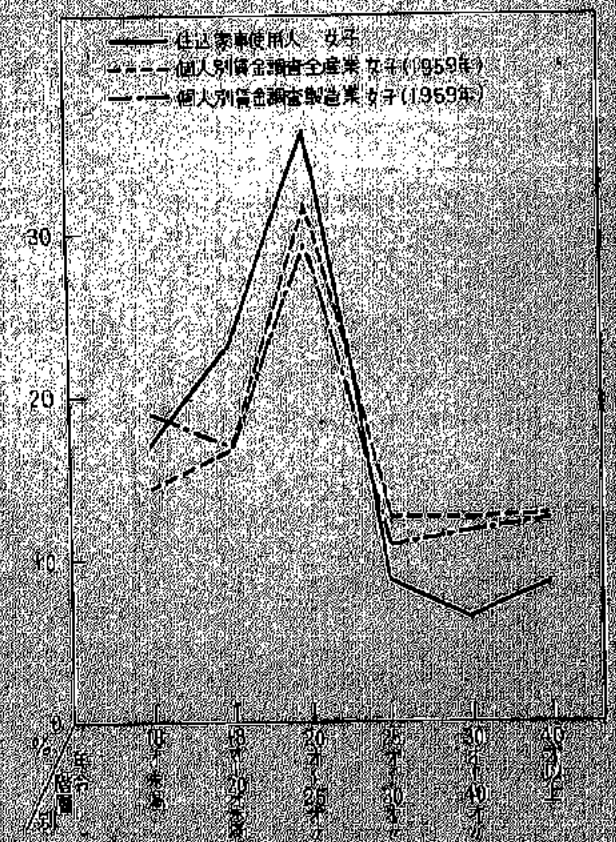
表 16 年齢階層別家事使用人数および平均年齢

年齢階層別	%
総数	100.0
15 ~ 18 才	17.1
18 ~ 20 才	23.2
20 ~ 25 才	36.7
25 ~ 30 才	8.7
30 ~ 35 才	3.8
35 ~ 40 才	2.5
40 ~ 45 才	2.1
45 ~ 50 才	1.3
50 ~ 55 才	1.4
55 ~ 60 才	1.4
60 才以上	2.2
不明	0.4
平均年齢	24.6才

家事使用人の回答による。

このように20~25才未満をピークとして25才以上の年齢層の割合が急激に低下している現象は、住込家事使用人のみに限ったことではなく、1959年個人別賃金調査(雇用者10人以上の事業場)の全産業女子労働者の年齢階層別構成をみると

図 3 年齢階層別女子労働者数



使用者の回答による。

同じ傾向をしめしている。ただ住込家事使用人では、18～25才未満の者のしめる割合が極めて高く、したがって25才以上の高年齢層の割合は非常に低くなっている。このことは住込みで働くという仕事の性質上、結婚し、あるいは子供を育てながら働くということが極めて困難であることを示しているものといえよう。(図3)

しかし住込家事使用人の就労年齢層は幅が広く、下は15才から上は60才以上の広範囲にわたっている。

ロ. 勤続年数(経験年数)

住込家事使用人の平均勤続年数は2.7年である。前記個人別賃金調査による全産業女子の平均勤続年数4.1年、同製造業女子の3.9年に比べると住込家事使用人の勤続年数はかなり短いといえることができる。

出身地別の平均勤続年数をみると、県内2.7年、県外2.6年と、県内・県外ではほとんど差はみられない。

勤続年数を年齢層別にみると、1～2年未満が22%、2～3年未満が13%となっていて、5年未満の者が全体の85%を占めており、5～10年未満の者は10%、10年以上の者はわずか4%にすぎない。(表17、図4)

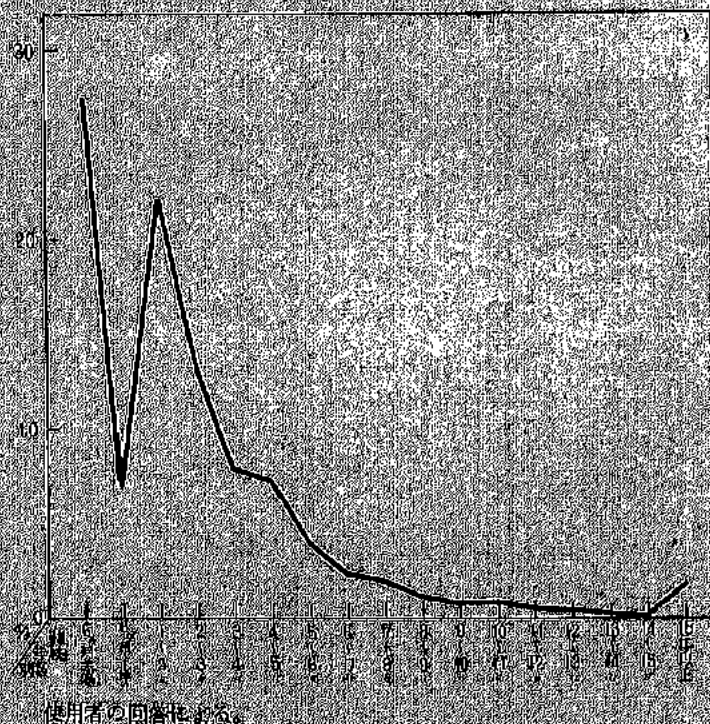
出身地(県内、県外別)については後に詳しく述べるが、勤続年数との関係ではあまりはっきりし

表17. 勤続年数階層別家
使用人数および平均
勤続年数

勤続年数階層別	使用人数	平均勤続年数
総 数	1000	
6ヵ月未満	273	
6ヵ月～1年	70	
1年～2年	220	
2～3年	131	
3～4年	79	
4～5年	73	
5～6年	39	
6～7年	23	
7～8年	19	
8～9年	11	
9～10年	7	
10～11年	7	
11～12年	5	
12～13年	4	
13～14年	2	
14～15年	1	
15年以上	18	
不 明	15	
平均勤続年数		2.7年

使用者の回答による。

図4. 家事使用人の勤続年数別世帯数



使用者の回答による。

な特徴はみられず、どちらかといえば勤続年数が長い者には県外出身者に、またその中でも市部より郡部出身者に比較的割合が高いようである。(表18)

表18. 家事使用人の勤続年数別、出身地(県内外、市部、郡部)別世帯数

勤続年数別	出身地別	総 数	県 内	県 外	郡 部	市 部	郡 部	その他	不 明
総 数		100.0	42.7	22.1	20.6	63.9	26.9	27.1	0.7
6ヵ月未満		100.0	42.9	20.4	22.5	63.0	27.9	25.1	0.9
6ヵ月～1年		100.0	35.7	22.7	13.0	61.8	25.1	36.7	0.5
1年～2年		100.0	41.3	20.7	20.6	55.3	26.7	29.2	0.5
2～3年		100.0	44.2	22.5	21.7	53.5	27.1	26.4	0.3
3～4年		100.0	38.7	17.4	21.3	57.9	33.6	24.3	1.3
4～5年		100.0	42.6	23.0	19.8	55.3	23.5	31.8	0.9
5～6年		100.0	49.1	26.7	22.4	46.6	20.7	25.9	0
6～7年		100.0	38.2	17.6	17.6	63.2	38.2	25.0	1.5
7～8年		100.0	54.5	30.9	23.6	43.6	18.1	25.5	0
8～9年		100.0	44.1	26.5	17.6	53.0	26.6	26.5	0
9～10年		100.0	54.6	27.3	27.3	40.9	18.2	22.7	0
10～11年		100.0	36.4	27.3	9.1	63.6	31.8	31.8	0
11～12年		100.0	37.5	18.8	18.8	58.3	37.5	18.8	0
12～13年		100.0	38.5	15.4	23.1	61.5	46.1	15.4	0
13～14年		100.0	60.0	60.0	20.0	20.0	20.0	0	0
14～15年		100.0	66.7	33.3	33.3	0	0	0	33.3
15年以上		100.0	61.9	42.3	9.6	44.2	25.0	19.2	1.9
不 明		100.0	62.2	37.8	24.4	24.4	11.1	13.3	2.2

使用者の回答による。

家事使用人の紹介者の種類別による勤続年数は縁故紹介によるものの方が長い傾向にある。すなわち、6ヵ月未満で職安を通じて雇った者が43%で最も割合が高く、次いで新聞広告、学校を通じての31%、知人の紹介による者27%、親類の紹介23%となっている。職安を通じてのもの約半数(47%)は勤続1年未満で、一般にはいえないが、定着度が他と比べて低いといえよう。新聞、学校を通じてのものも60%が勤続2年未満で、勤続10年以上のものは皆無か非常に低い状況であり、その点縁故紹介(4%)前後と比べて勤続年数が短かいといえよう。(表19)

家事使用人のなかには現在の家庭に来る以前に他家で、家事使用人あるいは家政婦、お出番などとしての経験をつんだものもかなりあり、家事使用人としての平均勤続年数は8.5年となっている。したがって現在の家庭での平均勤続年数2.7年より0.8年長く、以前の家庭に雇われたときには平均約1年の経験をつんできていることになる。

経験年数階層別にみると、多いのは1～2年未満で10%、6ヵ月未満の15%がそれぞれで、経験年数が3年未満の者が全体の57%と過半数をしめているが、20人の中の9人は6ヵ月未満で未経験者がかなり多いといえることができる。5～10年未満の経験年数の者は16%、10年以上の者はわずか0.6%である。

経験年数と年齢との関係については15～16才未満のもの経験年数が短かいのは当然であるが、

表 19. 家事使用人の勤続年数階層別、紹介者種類別世帯数

紹介者種類別 勤続年数別	総 数	知 人 の 介	親 類 の 介	職 安	学 校	新聞広告	その他	不 明
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6ヵ月未満	27.4	27.1	23.3	42.8	30.5	31.0	28.2	22.2
6ヵ月～1年	7.0	7.2	8.2	4.5	5.3	9.5	5.3	11.1
1年～2年	22.0	22.6	21.1	22.1	21.1	19.0	21.5	22.2
2～3	13.1	13.1	13.9	8.6	12.6	15.7	14.2	0
3～4	7.9	7.6	8.7	5.4	9.5	11.9	7.0	0
4～5	7.3	7.4	7.9	4.3	5.3	7.1	7.9	0
5～6	3.9	3.7	3.9	3.6	5.3	2.4	5.3	0
6～7	2.3	2.6	2.5	2.3	0	0	1.7	0
7～8	1.9	2.1	1.9	0.9	2.1	0	1.0	11.1
8～9	1.1	0.9	1.5	0.5	2.1	0	1.7	0
9～10	0.7	0.9	0.5	0	1.1	2.4	0.7	0
10～11	0.7	0.7	0.9	0.5	0	0	0.7	11.1
11～12	0.5	0.6	0.6	0	0	0	1.0	0
12～13	0.4	0.5	0.3	0	0	0	1.0	0
13～14	0.2	0.1	0.1	0.5	0	0	0.3	0
14～15	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0.3	0
15年以上	1.8	1.7	1.8	1.3	1.1	0	2.3	11.1
不 明	1.5	1.0	1.3	2.7	3.1	0	3.0	11.1

使用者の回答による。

6ヵ月未満のものがしめる割合は38%、他の年令階層の何れよりも大きな割合をしめている。その他6ヵ月未満で多いのは18～20才の16%、45～50才の13%、50～55才の12%、40～45才の10%などであり、40才以上の年令階層は10年、15年と経験年数の多い者のしめる割合が低い反面、殆ど未経験でこの職につくものがかなりいることをしめている。したがって各年令階層の平均経験年数は15～18才の1.2年を最低に年をねって長くなり、20～25才では3.5年、40～45才では7.1年、最長は60才以上の10.2年となる。(表20)

ハ. 学 歴

住込家事使用人の学歴を調べてみると、最も割合が高いのは中学卒の69%で、小学卒、高小卒を併せて義務教育修了者が全体の84%をしめている。旧高女、新高卒併せて18%、旧高卒、短大卒出たものが0.2%の他大学卒のものは皆無である。その他義務教育や高校を終えた後は洋裁、料理、その他の各種学校を終了した者、あるいは中退した者など2%がある。

学歴と年令との関係については、一番割合の高い中学卒や、高卒は殆ど全部30才未満の若年令層であるが、高小卒、旧高安卒では全部25才以上の年令層に分布している。小学卒も大部分は25才以上であるが、僅かではあるが15～18才、18～20才の若い人達にも見られる。これは義務教育を修了しないで勤労しているわけでも休職中である。30～50才未満の中間層は高小卒の者が50%前後をしめ、それ以上になると小学卒の割合が高くなっている。また30才以上には旧高安卒の者もかなり見受けられる。(表21)

表 20. 家事使用人の経験年数階層別家事使用人数および平均経験年数

年令階層別 経験年数別	総 数	15才 未満	18 才	20 才	25 才	30 才	35 才	40 才	45 才	50 才	55 才	60 才	60 才以上	不 明
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6ヵ月未満	14.5	37.8	16.5	7.7	7.0	4.8	6.8	9.7	12.8	11.9	7.5	1.5	10.0	
6ヵ月～1年	5.4	11.8	11.6	6.9	3.9	3.4	4.1	1.6	2.6	9.5	7.6	4.6	0	
1年～2年	19.2	32.7	24.0	15.4	12.9	10.8	6.8	8.7	10.3	9.5	10.0	6.1	15.0	
2～3	14.7	10.0	19.6	17.3	11.7	9.0	8.1	8.1	7.7	14.3	2.5	4.6	10.0	
3～4	10.7	2.8	14.9	14.2	7.4	11.7	6.8	8.1	7.7	0	7.5	3.0	0	
4～5	9.0	0.2	9.4	13.7	8.3	9.9	5.4	6.5	7.7	14.3	7.5	8.1	15.0	
5～6	6.0	0.2	1.3	10.3	12.9	7.2	8.1	3.2	0	2.4	5.0	7.6	0	
6～7	3.4	0	0.1	5.3	8.6	6.3	5.4	9.7	0	7.1	2.5	3.0	0	
7～8	2.6	0	0.1	3.8	7.0	5.4	4.1	4.8	2.6	2.4	2.5	3.0	0	
8～9	2.3	0	0	2.3	6.3	9.0	9.4	4.8	5.1	4.8	2.5	1.5	8.0	
9～10	0.8	0	0	0.6	2.7	0.9	3.7	4.8	0	2.4	2.5	1.5	6.0	
10～11	1.9	0	0	0.4	6.3	8.1	8.1	4.8	15.4	7.1	2.5	7.6	15.0	
11～12	0.2	0	0	0	0.8	0	1.4	1.8	2.8	0	2.5	0	0	
12～13	0.4	0	0	0	0.8	1.8	0	0	2.6	2.4	0	6.1	10.0	
13～14	0.3	0	0	0	0.4	0	0	3.2	2.6	0	0	16.4	0	
14～15	0.1	0	0	0	0	0.9	1.4	0	0	0	0	3.0	0	
15年以上	2.7	0	0	0	1.2	7.2	16.2	16.0	20.8	9.5	32.5	30.0	10.0	
不 明	2.8	4.0	3.4	2.3	2.9	1.8	5.4	3.2	0	2.4	15.0	4.6	5.0	
平均経験年数	3.54年	1.2年	2.1年	3.5年	4.9年	5.9年	7.4年	7.1年	7.7年	5.5年	8.5年	10.2年	3.7年	

家事使用人の回答による。(注) ここでいう経験年数は勤続年数も含む。

表 21. 年令階層別、学歴別家事使用人数

年令階層別	総 数	小学卒	高小卒	初中卒	高女卒	新高卒	旧高卒	短大卒	旧大卒	旧大卒	その他	不明
総 数	100.0	8.4	8.3	69.3	4.2	8.4	0.1	0.1	0	0	2.2	1.0
15～18才未満	100.0	0.4	0	97.2	0	0.8	0	0	0	0	1.2	0.4
18～20	100.0	0.3	0	83.9	0	12.7	0	0	0	0	1.8	1.3
20～25	100.0	1.4	0	82.4	0	13.3	0	0.2	0	0	2.2	0.6
25～30	100.0	10.5	28.5	69.1	12.3	5.5	0	0	0	0	8.1	0.4
30～35	100.0	11.7	55.0	0	27.0	0	0.9	0	0	0	2.7	2.7
35～40	100.0	33.8	44.6	0	17.5	0	0	0	0	0	4.1	0
40～45	100.0	19.4	45.2	0	29.0	0	0	0	0	0	8.2	6.2
45～50	100.0	35.9	38.5	0	25.6	0	0	0	0	0	0	0
50～55	100.0	40.5	26.2	0	19.0	0	0	0	0	0	9.1	7.1
55～60	100.0	50.0	30.0	0	17.5	0	0	0	0	0	0	2.5
60才以上	100.0	65.2	15.2	0	9.1	0	1.5	0	0	0	8.1	3.0
不 明	100.0	0	8.6	60.0	0	8.3	8.3	0	0	0	8.8	16.2

家事使用人の回答による。

(2) 家事使用人の給源

イ. 前職と出身

(a) 前 職

住込家事使用人のうち前職（現職、つまり住込家事使用人となる前の職業）をもっていたものは会社や商店などに「勤めていた」ものが22%、「家業を手伝っていた」もの12%とあわせて就業していた者は34%にすぎず、その他は「自分の家の家事手伝いをしていた」ものが最も多く28%、「学校卒業後直ぐ現職についた」もの20%と併せて半数は就業経験がない。（表22）

表 22. 現職につく前の状況別家事使用人数

総 数	つとめていた	家業を手伝っていた	自分の家の家事手伝いをしていた	学校（高校中学）卒業後すぐここに来た	そ の 他	不 明
%						
100.0	21.8	12.4	27.7	19.8	16.4	8.0

家事使用人の回答による。

「勤めていた」者についてその内容を見ると、紡績とか食料品製造業等の工員として働いていた者が約4分の1、ついで店員、事務員の順である。その他、数としては少ないが、看護婦見習、美容師見習、洋服見習等がみられる。

「その他」の16%とは親戚に家事を手伝いに行っていた者や、夫と死別した者等である。

また前職についていた時の場所、前職の居住地をみると、現在と同じ県である者が44%、県外の者は53%で、県外から来た者が全体の半数より僅かばかり多い。更にこれを市部と郡部に区分してみると、市部に住んでいた者は全体の53%で、郡部に住んでいた者（44%）より多い。（表23）

表 23. 前住地（県内外、市部、郡部）別家事使用人数

総 数	県 内			県 外			その他	不 明
	市	市 部	郡 部	計	市 部	郡 部		
%								
100.0	43.8	26.3	17.5	53.4	26.8	26.5	0.2	2.7

家事使用人の回答による。

(b) 出 身

前住地と関連して家事使用人の出身地すなわち親元の居住地をみると、これもまた県外であるものが過半数の54.9%をしめ、市部、郡部に分けると県外では郡部の方が多く、県内出身者は市部の者が多くなっている。（表24）

表 24. 家事使用人の出身地（県内外、市部、郡部）別世帯数

家事使用人の出身地別	総 数	県 内			県 外			その他	不 明
		市	市 部	郡 部	計	市 部	郡 部		
世 帯 数	100.0	42.7	22.1	20.6	53.8	26.9	27.1	0.7	2.7

使用者の回答による。

ii. 実家の職業

家事使用人の実家の職業については半数（51%）が農家となっている。（ここでいう実家とは未婚者の場合は親きょうだい、親類など保護者の、また有夫者の場合は夫の、その他の場合は本人の生活根拠となる家の職業をさす。）ついで多いのは「勤人」で18%をしめているが、そのうちでは工員が多く、教員、公務員などは少ない。その他「その他」が14%、商業が9%、漁業が6%となっている。14%をしめている「その他」は、家族や身寄りのない者等、いわゆる実家のない者が多数である。ついで実家はあるけれど「無職」という者、大正とか左官等の「職人」である、その他農藝師、有名人、画家、医師等もみられる。（表25）

表 25. 実家の職業別家事使用人数

総 数	農 業	漁 業	商 業	製造業	勤 人							その他	不 明
					計	事務員	工 員	官公務員	教 員	その他	不 明		
%													
100.0	50.7	5.8	8.8	2.2	17.3	2.4	5.1	2.2	0.6	2.4	4.8	14.4	0.9

家事使用人の回答による。

ハ. 家族に関すること

(a) 配偶関係と子供

「年令」の項でものべたとおり住込家事使用人の76%が25才未満であり、したがって未婚者の割合も高く87%となっている。既婚者はわずか11%であるが、なかでも現夫がいる有夫者は1%にすぎず、大部分が死別である。参考までに1958年婦人少年部調査による「女子保護の経緯」によれば、80人以上規模事業場における女子労働者総数中の有夫者の割合は17%となっている。

表 26. 年令階層別未婚既婚別家事使用人数

年令階層別	未婚既婚別	総 数	未婚	既 婚				その他	不 明
				計	有 夫	死 別	その他		
総 数	%	100.0	87.3	11.3	1.0	8.8	1.0	0.4	1.4
15才～18才未満	100.0	99.0	0	0	0	0	0	0	1.0
18～20	100.0	98.8	0.1	0	0	0.1	0	0	1.3
20～25	100.0	97.3	2.1	0	0	0.7	0.2	0.3	1.6
25～30	100.0	83.3	9.4	1.6	7.0	0.8	0	0	2.3
30～35	100.0	61.3	38.9	4.0	26.2	7.2	0	0	1.8
35～40	100.0	47.3	62.7	1.4	48.9	2.7	2.7	0	0
40～45	100.0	26.8	74.2	6.8	66.5	11.3	0	0	0
45～50	100.0	23.1	76.9	2.6	64.1	5.1	5.1	0	0
50～55	100.0	11.9	88.1	11.9	66.7	9.8	0	0	0
55～60	100.0	7.5	92.5	12.5	78.0	2.5	2.5	0	0
60才以上	100.0	4.8	93.8	4.8	80.8	4.8	4.8	0	1.5
不 明	100.0	80.0	33.3	16.7	16.7	0	0	0	16.7

家事使用人の回答による。

年令との関係を見ると、25才未満は殆どが未婚者で、有夫者は皆無、死離別の者が極く僅かいる位である。年令が高くなるにつれて未婚の割合が漸次減っていくが50才以上でも未婚で住んでいる者がわずかにいる。現在有夫者であるのは45～55才の年令層に比較的多く、35才以上の層には死離

表 27. 子供の有無別既婚家事使用人数

計			%
100.0			
子 供 有	小	計	41.4
	1 人	計	50.8
	2 人	計	22.2
	3 人	計	18.3
	4 人	計	6.8
	5 人	計	2.4
	6 人以上	計	2.4
子 供 無			1.5
不 明			8.1

家事使用人の回答による。

別した者が半数以上、55才以上は大部分となっている。その他夫が生死不詳などの者が30才以上の層にかなりみられ、ことに40～50才の層にはその10%以上をしめている。(表26)

子供を育てながら従事家事使用人として働くことは、相当困難が伴うものと考えられるが、既婚者のうち子供をもっている者はその半数以上いる(51%)。そのうち1人のものが最も多く、子供をもつ者の44%、既婚者の22%にあたり、2人が30% (既婚者の15%) の順で、3人以上はずっと少なくなる。しかし6人以上というものも若干あり、これら子供数の多いのは年長者であることが予想される。(表27)

すなわち子供有りの者について、その子供の年令を見ると、15才以下の子供をもつものは35%、過半数は15才以上の子供となっている。15才以下の子供がいる場合は子供の数は殆どが

表 28. 子供の人数別子供有りの家事使用人数

計			%
100.0			
1 人	小	計	44.0
	15才以下	計	14.3
	15才以上	計	29.8
2 人	小	計	30.4
	15才以下	計	1.8
	15才以上	計	8.9
3 人	小	計	18.1
	15才以下	計	1.2
	15才以上	計	2.4
4 人	小	計	1.2
	15才以下	計	1.2
	15才以上	計	6.0
5 人	小	計	4.8
	15才以下	計	0.6
	15才以上	計	0.6
6 人以上	小	計	3.0
	15才以下	計	1.2
	15才以上	計	0.6
不 明	小	計	0.6
	15才以下	計	0.6
	15才以上	計	0.6

子供ありの家事使用人数→100
家事使用人の回答による。

2人までである。15才以上の子供をもつものも大部分は2人までであるが、3人以上の場合も10%以上を数えている。(表28)

(9) 現職をえらんだ理由

「どんな理由でこの仕事を選びましたか」という問いに対しては40%の者が「行儀見習をした」と思ったから」と答えており、これらは家事使用人を職業としてはっきり意識しているかどうかは問題である。これに対して「自分に合う仕事と思ったから」と答えている者は20%あり、職業として目的意識をもって家事使用人をえらんだ者は10人のうち2人ということになる。しかし以上の者は多少の差はある自分の意志で現職を選んだと思われる者であるが、ただ何となく、偶然とした気持でこの職についたと思われるものに「都会へ出たいと思った」「他によい仕事なかったから」と答えている者がそれぞれ17%、「親、兄弟にすすめられたのでその気になった」という者が14%いる。また当人の意志に反してきたものに、「嫌だったけれど親、兄弟に強いわれて仕方なくなった」者が1%たらずいる。これに関連して「生活をみてもらった」とか「お金を借りた」と「家族の者がその家の世帯になったので」家事使用人となった者が2%あり、少なくとも当人の意志ではなくこの職についている者はさほど多くはない。

現職について理由を実家の職業別にみると、実家の職業の如何に拘らず、行儀見習を希望している者が一番多いが、商業、工員、公務員、農業などに比較的割合が高い。自分に適職と思った者の実家は製造業をしている者に割合が高く(84%)、工員、公務員、商業などとなっているが、都会へあてられた者は製造業、農業、漁業などの親元が比較的多い。働きたいがよい働き口がなかったからといっている者は勤人の親元が多く、この方は働く意志がはっきりしている。また家族の義理で住込

表 29. 実家の職業別、現職について理由別家事使用人数

現職について理由別	実家の職業別													
	総 数	農 業	漁 業	商 業	製 造 業	勤 人	不 明	そ の 他	不 明	そ の 他	不 明	そ の 他	不 明	そ の 他
総 数	100.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
自分に合う仕事と思ったから	19.5	17.3	17.2	23.4	34.4	19.2	17.1	23.8	23.4	11.1	12.7	17.6	20.2	3.7
他にいい仕事なかったから	16.3	15.4	14.1	14.2	7.8	20.2	24.3	23.2	18.8	22.2	21.1	14.8	18.8	29.6
都会に出たいと思ったから	17.2	21.8	20.9	11.5	26.8	11.6	8.6	10.6	10.9	6.8	16.9	12.7	8.7	11.1
行儀見習をしたと思ったから	38.8	41.6	39.3	45.6	89.1	86.6	27.1	43.0	42.2	27.8	31.0	36.9	28.6	22.2
親兄弟にすすめられたのでその気になった	14.0	14.2	23.3	10.7	6.3	13.2	12.9	15.2	3.1	6.6	11.3	17.6	14.8	7.4
嫌だったけれど親兄弟に強いわれて仕方なくなった	0.7	0.9	3.0	0	0	0.4	1.4	0.7	0	0	0	0	0.5	0
生活をみてもらった	1.8	1.4	0.6	1.8	3.1	2.7	0	0.7	6.3	11.1	5.6	2.1	2.6	3.7
お金を借りた	0.3	0.2	0	0.4	1.6	0.4	0	0	1.6	0	0	0.7	0.5	0
家族の者がその家の世帯になったので	0.1	0.1	0	0	0	0.2	0	0	1.6	0	0	0	0.2	0
その他	0.9	0.6	0	0.8	1.6	1.7	0	0	3.1	11.1	5.6	0.7	1.2	3.7
不明	0.8	0.6	0.6	0.4	0	0.4	0	0.7	0	0	0	0.7	0.7	0
その他	16.0	19.8	12.3	16.9	7.8	19.6	24.3	12.8	28.1	33.8	21.1	18.8	23.7	14.8
不明	1.0	1.2	1.6	0.8	2.1	1.4	0	0.7	3.1	0	0	2.6	2.3	14.8

家事使用人の回答による。

となっている者の実家は殆どが農家となっている。(表29)

(4) 雇用条件への関心状況

以上、種々の理由で住込家事使用人となったのであるが、雇用条件への関心状況は、給料とか昇給とか仕事の内容等労働条件について、あらかじめ「知っていた」者は46%おり、そのうち「給料」について知っていた者は全体の43%、「仕事の内容」については39%、「休日」は31%、「昇給」について知っていた者は8%、「退職金」は1%に充たない。またはっきりではないが、「大体のことは聞いていた」という者が17%おり、さらにまったく「知らないで来た」という者が32%いることは注目されよう。

雇用条件への関心状況を現職への世話人の種類別にみると、父母、兄弟、親類などの縁故紹介できた者には、労働条件を「知らないで来た」者の割合が高く、これに反し職安、学校、新聞広告等を通じてきた者には、労働条件についてあらかじめ「知っていた」者の割合が高く過半数となっている。「知っていた者」の最も多いのは職安を通じて働いた者で70%、ついで新聞広告の57%と、学校の紹介の54%であるが、仕事の内容のうち昇給について知っていた者の割合は職安を通じてきた者に高い。しかし職安や学校の紹介、新聞広告を通じてきている者の中でも、労働条件について「知らないで来た」という者がそれぞれ14%と23%、29%を数え、かなり漠然とした気持ちで働きにきた者が多く、使用者と使用人双方の不満の原因の1つになるものと考えられる。(表30)

表 30. 雇用条件への関心状況別、現職への世話人種類別家事使用人数

現職への 世話人種類別	雇用条件への 関心状況別	総 数	知 っ て い た (CM A)								大 体 知 り な い (CM B)			
			計	給料	昇給	休日	仕事 内容	退職 手当	その他	不明	いてい な	い で き な	その他	不明
総 数	家 族	100.0	46.2	43.0	38.1	30.8	39.1	0.7	1.0	1.4	17.4	31.9	1.7	2.8
父 母	家 族	100.0	34.0	33.0	6.8	23.3	31.1	0	1.0	0	17.5	43.7	2.9	1.9
兄 弟	家 族	100.0	37.2	29.8	8.8	21.3	27.7	2.1	0	2.1	21.3	41.6	9	0
親 類	家 族	100.0	37.9	35.2	8.6	25.0	33.2	0.9	0.9	1.5	19.4	38.0	2.6	2.1
友 達	家 族	100.0	48.8	44.8	9.0	32.4	41.5	0.7	0.3	1.3	16.7	31.8	1.3	2.3
父母兄弟の知人	家 族	100.0	46.2	42.8	8.9	30.0	40.0	0.8	1.1	1.4	16.7	31.3	0.8	3.0
職 安	家 族	100.0	69.8	67.6	15.1	50.2	53.6	6.9	1.8	2.7	12.0	13.8	0.4	4.0
学 校	家 族	100.0	64.1	61.4	9.6	36.5	41.9	0.7	2.7	1.4	16.9	23.0	2.7	3.4
新 聞 広 告	家 族	100.0	57.1	57.1	9.5	47.5	57.1	2.4	0	0	9.5	28.6	0	4.8
そ の 他	家 族	100.0	47.9	44.6	6.3	31.5	40.1	0.2	1.2	0.7	15.7	32.9	2.8	0.7
不 明	家 族	100.0	28.9	28.6	7.9	18.4	23.7	0	0	0	7.9	21.1	0	42.1

家事使用人の回答による。

第 2 部 家事使用人の労働条件

第 1 章 家事使用人の拘束時間(労働時間)、休憩、休日

(1) 拘束(労働時間)時間

家事使用人の拘束時間は事業場に働く者の場合のように明確ではないが、一般仕事開始から、家事から解放されるまでを指すものとして考えることにする。仕事の開始は朝起きると同時に起こなわれているようであるので起床時から、夜仕事から解放されるまでの時刻が1日の拘束時間ということになる。使用者から聞いた家事使用人の1日平均拘束時間は15.0時間となっている。これをさらに拘束時間階層別にみると、15~16時間が全体の25%、ついで14~15時間が24%、16~17時間が21%、13~14時間が14%と18~17時間までの層が全体の83%までをしめている。割合からいうと17時間以上の家庭は13時間以下の家庭よりも多くなっており、なかには20時間以上という家庭も若干みられるが、反対に1日の拘束時間が8時間以下というところもある。

拘束時間と家族数との関係を見ると、家族数の多寡は必ずしも拘束時間の長短と相関しておらず、家族数が少なくても拘束時間はある程度一定した層に集中している。すなわち、家族数1人、4人、7人について拘束時間階層別にくらべてみると、13~14時間では1人家族では、その13%、4人17

表 31. 家族数別、家事使用人の拘束時間階層別世帯数および平均拘束時間

拘束時間階層別	家族数別														
	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8 時 間 以 下	0.1	0	0	0	0.2	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 時 間 ~ 9 時 間	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0.5	0.5	0	0	0	0	0	0	0
9 ~ 10	0.1	0	0	0.2	0.2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 11	0.2	0	0.2	0.2	0.2	0	0.2	0.5	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 12	1.1	1.4	2.0	1.8	1.1	1.0	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
12 ~ 13	4.0	6.6	7.7	4.9	3.5	2.7	3.6	1.4	0	3.8	0	0	0	0	0
13 ~ 14	13.7	12.7	17.2	15.6	16.5	11.1	9.2	11.4	14.1	14.3	0	0	0	0	0
14 ~ 15	23.6	15.5	19.1	24.6	22.9	25.2	24.6	24.3	28.1	28.6	50.0	0	0	0	0
15 ~ 16	24.7	36.6	23.2	21.3	24.5	23.4	26.0	23.8	28.1	21.4	12.5	0	0	0	0
16 ~ 17	20.8	15.5	18.6	20.3	20.4	22.6	22.4	22.9	18.8	21.4	12.5	0	0	0	0
17 ~ 18	8.9	4.2	6.1	4.5	5.8	6.3	6.1	8.6	4.7	0	12.5	0	0	0	0
18 ~ 19	1.0	1.4	0.4	0.8	1.8	1.0	0.7	0.5	0	3.6	0	0	0	0	0
19 ~ 20	0.1	0	0	0.2	0	0	0	0.5	0	0	0	0	0	0	0
20 時 間 以 上	0.1	0	0.2	0	0	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0.4	1.4	1.2	0.4	0.6	0.8	0	0.5	0	0	0	0	0	0	0
不 明	4.1	5.6	4.1	4.0	2.8	3.7	3.9	5.2	6.3	7.1	12.5	0	0	0	0
平均拘束時間	15.0	15.1	14.9	15.0	15.1	15.2	15.3	15.4	15.2	15.1	15.4	14.8	14.5	14.5	14.5

使用者の回答による。

%, 7人11%, 14~15時間が1人16%, 4人23%, 7人24%, 15~16時間が1人37%, 4人25%, 7人24%, 16~17時間が1人16%, 4人20%, 7人23%と家族数にはとくに影響があるとはみられない。(表31)

これを家事使用人の起床時刻と仕事から解放される時刻の面からみると、使用者からきいた起床時刻は午前6~7時までの間が全体の69%, 5~6時までの13%とあわせると82%までが7時以前に

表32 家事使用人の起床時刻別世帯数

起床時刻別	総数	%
総数	100.0	
午前4時以前	0.1	
4時~5時	0.2	
5~6	13.2	
6~7	68.6	
7~8	13.2	
8~9	1.5	
9~10	0.4	
10~11	0.3	
11~12	0.1	
12時以後	0.2	
その他	0.1	
不明	2.1	

使用者の回答による。

表33 家事より解放時刻別世帯数

家事より解放時刻別	総数	%
総数	100.0	
午前6時以前	0.6	
6時~7時	2.1	
7~8	9.9	
8~9	24.4	
9~10	21.9	
10~11	25.9	
11~12	8.6	
0時~1	1.8	
1~2	0.2	
2~3	0.2	
3時以後	0.1	
不明	4.1	

使用者の回答による。

についてはほとんど関係がないが、仕事から解放される時刻は女中部屋がない場合は全般的に遅いようである。すなわち女中部屋がある場合16%が午後10時以前に仕事から解放されているが、ない場

合は50%となっている。

合は50%となっている。

また仕事から解放される時刻については午後10~11時まで解放されている場合が全体の26%, ついで8~9時が24%, 9~10時が22%, 7~8時が10%の順になっていて、約10%の家庭が午後8時から11時まで家事を終えている。7時以前に家事を終えているところは少なく3%たらずであるが11時以後になる家庭は1%を超え、なかには極く僅かであるが午前3時以後解放されるというような家庭もある。(表32)

また家事使用人の1日の拘束時間、起床時刻などについて調査日前日の状況を直接本人から聞いた回答によってみると、調査日前日には1日の平均拘束時間は13.7時間で、使用者側できめている拘束時間の15時間より1.3時間短くなっており、全家庭の77%までが12~15時間までの間に集中している。また起床時刻については6~7時までの65%, 5~6時が20%, 7~8時が11%, 全体の85%が午前7時以前に起きていて、使用者側の回答より起床時刻の早い側に割合が高いが、大体同じ傾向をしめしている。(表33)

さらに、家事使用人の起床時刻を世帯主の職業別にみでみると、医師などの自由業、管理的職業、会社員、公務員等のいわゆる勤人、無職などではほとんど(98%前後)が午前8時まで起床しており、商業関係では比較的朝がおそく、とくに接客業では午前9時以後になっているところがその17%にのぼっている。これは後にのべる家事使用人の起床時刻についてみても同様で、世帯主の職業が接客業の場合、夜おそくまでおきている者の割合が高いこととみあっている。(表34)

また女中部屋の有無と拘束時間との関係をみると、起床時刻についてはほとんど関係がないが、仕事から解放される時刻は女中部屋がない場合は全般的に遅いようである。すなわち女中部屋がある場合16%が午後10時以前に仕事から解放されているが、ない場

表34 1日の拘束時間階層別家事使用人数、および平均拘束時間

拘束時間階層別	総数	%
総数	100.0	
8時間以下	0.3	
8~9時間以上	0.3	
9~10	0.6	
10~11	1.5	
11~12	6.2	
12~13	20.2	
13~14	31.6	
14~15	24.9	
15~16	9.6	
16~17	2.4	
17~18	0.7	
18~19	0.1	
19~20	0.2	
20時間以上	0.8	
その他	0.2	
不明	0.2	
平均拘束時間	13.7時間	

家事使用人の回答による。

家事使用人が1日の家事労働から解放されて個人的に自由に行える時間は主として夜、仕事を終えてひまがでた後であるが、その他、使用者からあたえられるも

表35 世帯主の職業別、家事使用人の起床時刻階層別世帯数

世帯主の職業別	起床時刻階層別	総数	4時以前	4~5時	5~6時	6~7時	7~8時	8~9時	9~10時	10~11時	11~12時	12時以後	不明
総数	総数	100.0	0.1	0.6	20.3	65.0	11.0	1.1	0.5	0.5	0.1	(0.0)	0.8
農漁業	農漁業	100.0	0	0	50.0	33.3	16.6	0	0	0	0	0	0
接客業	接客業	100.0	0	1.4	13.5	36.5	21.6	8.1	10.8	6.8	0	0	1.4
小売業	小売業	100.0	0	0.6	16.1	62.3	14.0	2.4	1.0	0.2	0.2	0.2	1.0
医師	医師	100.0	0	0.4	17.8	66.7	13.8	0.4	0.4	0	0	0	0.4
大学教授	大学教授	100.0	0	0	26.8	64.8	19.7	0	0	0	0	0	0
弁護士	弁護士	100.0	0	3.4	16.5	79.3	1.7	0	0	0	0	0	0
その他の自由業	その他の自由業	100.0	0	1.1	23.9	68.8	14.4	1.1	0	0	0	0	1.1
会社役員	会社役員	100.0	0.3	0.4	22.1	66.9	8.3	0.6	0	0.3	0.2	0	0.9
工場主任	工場主任	100.0	0	0.8	21.1	67.2	10.2	0.8	0	0	0	0	0
事務員	事務員	100.0	0	0.2	19.8	67.6	10.6	0.2	0	0.4	0.2	0	0.8
公務員	公務員	100.0	0	1.1	16.8	71.8	8.4	1.1	0	1.1	0	0	0
職	職	100.0	0	3.4	23.8	62.7	5.1	0	0	0	0	0	0
その他の勤人	その他の勤人	100.0	0	0	23.9	67.9	10.8	2.9	0	0	0	0	0
無職	無職	100.0	0	0	21.8	61.0	12.2	1.7	0.6	1.2	0	0	1.7

使用者の回答による。

(2) 休憩

イ. 休憩時間

家事使用人に休憩時間があるかどうかについては「あたえられている」と回答している使用者は13%で、大部分の家事使用人ははっきりした休憩時間を持っていない。その場合も女中部屋をこなしている家庭の方があたえられている割合が高くなっている。(表36)

とくに休憩時間を定めて与えていない家庭は全体の77%をしめているが、このような場合も食事時間後や仕事の合間に多少の自由時間はあるものと推察される。休憩時間数では1日に1時間~1時間半、2時間~2時間半と回答している家庭はそれぞれ全体の4%, 3時間以上が8%で、休憩のあるところでは大部分1時間以上となっている。したがって、休憩時間がある家庭の1世帯当たり平均休憩時間は2.4時間(全世帯の平均33分)である(表37)

ロ. 自由時間

表 36. 女中部屋の有無別、休けい時間の有無別世帯数

女中部屋の有無別 休けい時間の有無別	総 数	あ	り	な	し	そ	の	他	不	明
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
あ っ だ えて いる	12.5	13.3	8.9	0	11.8					
あ っ だ えて いない	78.6	74.5	86.6	100.0	82.4					
不 明	10.9	12.2	6.0	0	5.9					

使用者の回答による。

表 37. 家事使用人の休憩時間階層別世帯数および1世帯当り平均休憩時間

一 平 時 世 帯 当 り 休 憩 時 間 (分)	総 数	な し	あ り									不 明
			計	15分 30分 未満	30 45 分	45 60 分	60 90 分	90 120 分	120 150 分	150 180 分	180 分 以上	
時 間 2.4	100.0	76.6	12.5	0.2	0.6	0.1	3.6	0.9	3.6	0.4	3.3	10.9

(注) 休けい時間有りの世帯のみについて。

使用者の回答による。

表 38. 1日の自由時間階層別
家事使用人数および平均自由時間

時 間	総 数	%
15 分 未 満	8.1	0.1
15 分 ~ 30 分 未 満	0.1	0.0
30 分 ~ 45 分	4.7	0.1
45 分 ~ 1 時 間	0.3	0.0
1 時 間 ~ 1 時 間 30 分	13.1	0.2
1 時 間 30 分 ~ 2 時 間	18.9	0.3
2 時 間 ~ 2 時 間 30 分	21.6	0.4
2 時 間 30 分 ~ 3 時 間	18.2	0.3
3 時 間 ~ 3 時 間 30 分	12.4	0.2
3 時 間 30 分 ~ 4 時 間	4.9	0.1
4 時 間 ~ 5 時 間	4.9	0.1
5 時 間 ~ 6 時 間	1.2	0.0
6 時 間 以 上	1.1	0.0
不 明	1.3	0.0
平 均 自 由 時 間	2.0 時間	

家事使用人の回答による。

出典される。

これは小人数の家では前章にも述べたように病人などのある家庭が比較的多いという事情もある。

の、仕事の合間の自由時間などを併せてその状況を家事使用人自身からきいたところによると、1日の平均自由時間は2.5時間、2時間～2時間30分(22%)、2時間30分～3時間(15%)、1時間30分～2時間(14%)、1時間～1時間30分(13%)、3時間～3時間30分(12%)などの者が多く、全体の76%あまりをしめているが、概して1時間未満の者は全体の10%より3時間以上の者25%の方がはるかに多くなっている。(表38)

(3) 休 日

家事使用人に対する休日の支給状況をみると、休日を与えていると回答した家庭は90%、あたえていないと答えたところは6%で、現在休日のない家庭は非常に少ないといえる。

休日の有無を家族数との関連をみると、傾向として休日を与えていない家庭は、家族数の少ない方に多いようで、60%あまりが家族数4人までの家庭となっている。すなわち1人家族の24%、2人家族の18%、3人家族の7%はあたえていない家庭で、とくに1人家族で、その4分の3があたえていないのは

とによると考えられるが、使用者側があげている理由としては「本人が申出ない」が全体の85%で最も多く、ついで「家が忙しくてとても休みがあたえられない」が15%となっていて、「休みを与えることは本人のためによくない」と答えているところも4%ある。(表39)

表 39. 家事使用人への休日を与えない理由別世帯数

(家事使用人の休日なしについて) (M. A.)

総 数	家が忙しくて休み が与えられない	休みを与えることに 本人の動によくない	本人が休みを申 出ないから	そ の 他	不 明
%	%	%	%	%	%
100.0	14.7	4.0	35.6	48.3	4.5

使用者の回答による。

その他49%の内訳をみると、その他「昼間自由に休ませているから」「病人がいるので休まると困る」「留守勝ちだから1日中休まると困る」「けいこに通わせているから」「休みを与えても行くところがない」などいろいろの理由をあげている家庭がかなりあるが、仕事の合間に自由時間がたくさんあることと、休日とは、解放される気持ちの上で違ひ、休日に外出しなければならぬこともないわけ、この限りでは使用者側にかなり一方的な解釈があるようである。

休日を与えている家のうち74% (調査世帯総数の66%) は休日を制度化して、きめてもらっている。すなわち月きめだけで与えているところが62% (調査世帯総数の56%) で、休日を与えている家庭の過半数をしめ、そのなかでも月2回が一番多くて38% (同上34%)、ついで月1回が17% (同上15%)、3回と4回がそれぞれ4% (同上3.2%) となっていて、週休を含めて1ヵ月に4回以上休日を与えているところは調査世帯全体の4%に充てない。

月きめだけの場合につくものは割合からいうとかなり低いが、月何回ときめて与え、その上は年何回何日ときめて与えている形で、一般雇用者の年次有給休暇に似たものと考えられるものが7.5% (同上6.7%) ある。そのうち半数は月2回と年6日～9日という形がとられており、ついで月1回と年6日～9日、月2回と年2日～5日の順になっている。総じてこの月きめと年きめを併用している家庭では毎月の休日は2日以内、年間2日～5日、6日～9日の2つの形のどちらかを適用している。その他年何回ときめて与えるところ、年何回と祝祭日に与えるところがそれぞれ1%あまりあるが、概して年きめの休日のみのところでは5回以上、またその上に祝祭日に与えているところでは2回という家が多いようである。

また休日を制度化せず、きめて与えていないが、使用者の都合のよい時に与えているところは16.3% (調査世帯総数の14.6%) ある。(表40)

休日ありの家庭についてその支給形態と家族数との関係をみると、あまりはつきりした問題はないが、1人家族と2人家族にきめて与えていない割合が高く(22%と31%) となっている。他は3人家族のように入数が増加してもきめて与えている割合が高くなり、3人家族のように入数が増加してもその割合が高くなり、それぞれの家庭の事情によるところが多いのではないかとと思われる。(表40)

また使用者の家事使用人の休日への平均状況については「全然干渉しない」家庭が全体の22% (調

表 40. 家族数別、家事使用人の休日日数別世帯数 (家事使用人の休日ありの世帯について)

家族数別		総	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15人	不
家事使用人の休日日数別		数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	以上	明
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
き め 年 度 別	計	73.8	64.7	74.8	71.1	72.8	76.3	76.9	75.7	66.7	53.8	75.0	-	-	0	-	100.0	66.6
	(1) 小	62.3	52.9	63.8	57.4	61.3	66.4	64.6	63.5	56.7	40.0	62.5	-	-	0	-	100.0	53.3
	1	16.7	11.8	15.8	14.9	15.2	18.5	18.8	18.5	14.5	26.9	25.0	-	-	0	-	100.0	0
	2	37.5	25.3	39.4	35.3	36.6	39.7	38.4	40.7	35.0	19.2	12.5	-	-	0	-	0	33.3
	3	3.9	3.9	4.2	1.3	3.7	5.3	3.8	1.6	3.3	0	12.5	-	-	0	-	0	0
	4	3.8	5.9	4.2	4.6	4.7	2.7	2.1	2.1	1.7	3.8	12.5	-	-	0	-	0	0
	5	0.5	3.9	0.3	0.5	0.5	0.2	0.5	0.5	1.7	0	0	-	-	0	-	0	0
	6	0.1	2.0	0	0	0.2	0	0.2	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	計 回 以 上	1.4	2.0	1.1	2.1	1.5	0.9	1.3	1.6	3.3	0	0	-	-	0	-	0	0
	(2) 小	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
き め 年 度 別	1	(0.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	3	0.1	2.0	0	0	0	0.2	0.2	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	4	0.2	0	0.3	0	0.2	0	0	0.5	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	5	1.1	0	0.6	2.1	1.4	0.7	1.0	0.8	3.3	0	0	-	-	0	-	0	0
	計 回 以 上	0	0	0	0	0.2	0	0.2	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	(3) 祝 祭 日 だ け	(0.1)	0	0	0	0.2	0	0.2	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	小	7.5	7.8	5.6	8.9	7.6	6.0	8.8	8.9	6.7	0	42.5	-	-	100.0	-	0	0
	1 月 1 回 と 年	0.7	0	0.6	0.9	0.4	0.9	0.8	1.6	3.3	0	12.5	-	-	100.0	-	0	0
	2 月 1 回 と 年	1.8	0	0.8	2.1	1.9	1.4	2.4	2.6	0	0	0	-	-	0	-	0	0
き め 年 度 別	3 月 1 回 と 年	0.9	3.9	1.4	1.1	0.7	0.5	1.0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	4 月 1 回 と 年	3.7	3.9	1.9	6.0	4.1	3.2	4.0	4.8	1.7	0	0	-	-	0	-	0	0
	5 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	6 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	7 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	8 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	9 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	10 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	11 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	12 月 1 回 と 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
き め 年 度 別	計 回 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	(5) 小	1.4	2.0	2.3	1.3	1.2	1.1	1.8	1.6	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	1	0.3	0	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	2	0.6	0	0.3	0.5	0.5	0.7	0.2	1.6	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	5	0.3	2.0	0.5	0.5	0.3	0	0.8	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	6	0.2	0	0.3	0.5	0.2	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	計 回 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	(6) 小	0.2	0	0	0	0.7	0.2	0.2	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
き め 年 度 別	1	0	0	0	0	0.2	0.2	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	2	(0.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	5	0.1	0	0	0	0.8	0	0.2	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
き め 年 度 別	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	計 回 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0
	(7) そ の 他	2.6	2.0	2.5	1.3	2.2	2.4	1.2	2.1	6.7	15.4	0	-	-	0	-	0	33.3
	き め で 月 々 だ ら け だ け の 都 合 の 上 の 日 だ け	16.3	21.6	18.0	19.5	16.7	14.6	15.4	12.2	16.7	30.8	12.5	-	-	0	-	0	0
	そ の 他	12.1	15.7	13.6	10.6	13.2	12.8	7.1	10.4	20.0	19.2	12.5	-	-	0	-	0	33.3
	不 明	0.3	0	0.3	0.2	0.3	0.4	0	1.6	0	0	0	-	-	0	-	0	0

使用者の回答による。

表 41. 家事使用人の休日への干渉状況別世帯数 (M. A.)

干 渉 状 況 別		%
総 数		100.0
全 然 干 渉 し な い		22.0
積極的に干渉しないがそれとなく気をつけている		13.4
計		55.2
外 出 外 泊 に 気 を つ け て い る	小	66.6
	計	3.6
	させない方針	23.8
	行先予定時間をはっきりいえる	19.6
	門限だけやかましくいっている	9.3
	その他	12.3
	小	68.1
	計	34.4
	させない方針	12.4
	使用者顔見知りの親類知人から申出がある	10.8
そ の 他	本人が泊り先をいってあげば泊らせる	8.8
	その他	4.0
	計	1.8
	休日毎にすこし方を世話している	2.6
	その他	1.0
	計	1.0
	計	1.0
	計	1.0
	計	1.0
	計	1.0

使用者の回答による。

立場をとっていることが多いことをしめしている。(表41)

表 42. 家事手伝い内容項目別 家事使用人数 (M. A.)

家事手伝い内容	数	%
総 数	97.1	100.0
食 事 準 備	94.6	97.1
洗 濯	81.4	83.9
洗 濯	92.3	95.1
洗 濯	32.7	33.7
洗 濯	67.5	69.6
洗 濯	39.2	40.4
洗 濯	29.3	30.3
洗 濯	16.9	17.4
洗 濯	69.2	71.3
洗 濯	1.0	1.0

家事使用人数を100とする。
家事使用人の回答による。

りしていない。(表42)

極的に干渉しないがそれとなく気をつけている」家庭が13%となっていて大部分は程度の差こそあれ気をつけているようである。すなわち外出、外泊について別箇にたずねたところ、外出に気をつけている家庭は全体の69%で、とくに行先は前記予定時間をはっきりいえる家庭24%、門限だけやかましくいっている家庭20%が目立って多く、外泊は全然させない方針をとっている家庭は4%とごく少ない。また外泊について気をつけている家庭は68%で、とくに全然させない方針をとっている家庭が多く34%。ついで使用者が顔見知りの親類、知人から申出があるときは外泊をさせるところが12%、本人が泊り先をはっきりいえば外泊させるとする家が11%となっていて、外泊についてはとくに使用者が関心をしめしている。これは家事使用人に未婚の若い女子が多いので、使用者が保護者的

4. 家事労働内容

家事使用人が従事する家事労働の内容は、一般雇用者の場合と異なり、家庭によってそれぞれ内容がちがっているのが、調査日前日における家事労働の内容を、時刻を追って使用者からきいたところにより分類してみると、何れの家計においてもほぼ一定した作業をおこなっていることが分る。すなわち食事準備には調査対象家事使用人の97%が、食事片づけに95%、掃除に92%、洗濯に81%、買物に58%、風呂たぎつけに39%、アイロンかけに29%、手付けに16%が従事していることになる。これによるとどの家庭でも食事準備と洗濯、掃除、洗濯などが家事労働の中心となることが分る。買物などは家外少なくなっている。掃除をする家庭が比較的多いが、つくるい物が、家庭の衣服作製が内容は低く

第2章 家事使用人の給与

(1) 給与

イ. きまって支払う給与

家事使用人の「きまって支払う」平均月額現金給与は3,586円で、1958年7月現在(注1)雇用者1~4人規模の事業場における全産業住込女子労働者の1人平均月額現金給与3,629円よりやや低く、また同じサービス業の女子3,323円よりはやや高くなっている。また同じ規模事業場の通勤女子労働者1人平均月額現金給与が全産業で5,654円、製造業で5,090円であることと比べると、住込家事使用人の場合は食費、その他の現物給与が支給されている点から考えて、その給与は必ずしも低いものとはいえない。(表43) 注1) 毎月勤労統計調査臨時調査—労災特別調査結果報告書、1958年7月

表 43. 産業別、規模別、通勤住込別女子労働者
1人平均月額きまって支払う現金給与額

産業別	企業規模別	1人 ~ 4人		30人以上
		住込女子労働者	通勤女子労働者	女子労働者
合 計		3,629	5,654	10,616
卸 売 業		-	4,258	10,600
建 設 業		5,344	6,183	8,853
製 造 業		4,218	5,090	9,130
食 料 品 製 造 業		3,870	4,804	8,396
繊維工業(衣服その他の繊維製品を除く)		4,330	5,667	8,083
繊維製品製造業		3,338	4,511	6,899
卸売業(小売業)		3,752	5,451	11,504
金融保険業		7,994	6,663	17,727
不動産業		5,781	5,817	12,301
運輸通信業		4,050	9,850	14,913
電気ガス水道業		-	-	19,157
サービス業		3,323	6,317	-

注 1) 1958年7月現在、毎月勤労統計調査臨時調査—労災特別調査結果報告書。
2) 1958年平均、毎月勤労統計調査。

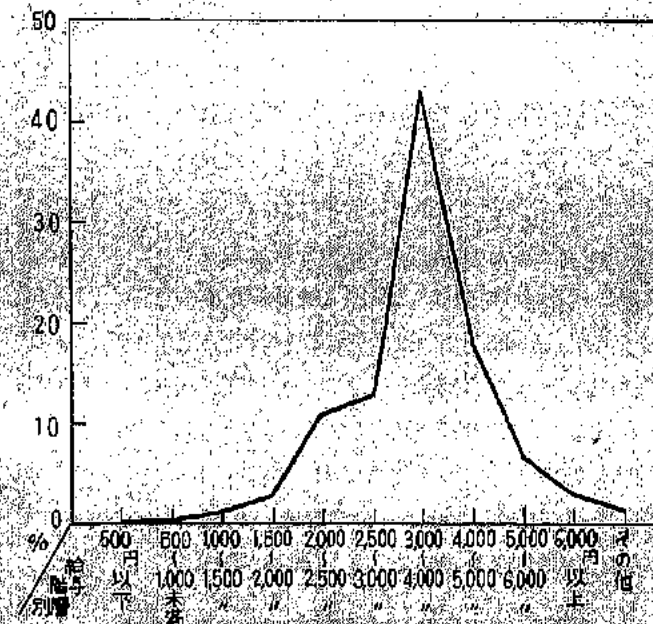
給与の階層からみると、3,000~4,000円を支給している家庭が全体の43%で最も多くみられ、ついで4,000~5,000円の層が18%、2,500~3,000円が13%、2,000~2,500円が11%、5,000~6,000円が6%、6,000円以上と1,500~2,000円がそれぞれ3%の順になっていて、1,500円以下の層は全体の1%あまりと非常に少なく、3,000~5,000円までが過半数(61%)をしめている。(図5)

表 44. 6大都市、その他の都市別家事使用人のきまって支払う平均月額給与

都 市 別	きまって支払う平均月額給与
総 数	3,586 円
6 大 都 市	
計	3,844
東京	3,939
大阪	3,698
名古屋	3,849
京都府	3,586
神戸市	4,149
福岡市	3,697
その他の都市	
札幌市	8,195
仙台市	8,472
新潟市	2,538
金沢市	3,160
富山県	3,383
石川県	3,408
福井県	3,243
山梨県	3,695
長野県	3,869
岐阜県	3,363
静岡県	3,398
愛知県	3,347
岐阜県	2,819
山梨県	2,982
長野県	2,954

使用者の回答による。

図5 家事使用人のきまって支払う給与月額階層別世帯数



使用者の回答による。

表 45. 6大都市、その他の都市別家事使用人のきまって支払う給与月額階層別世帯数

都市別	きまって支払う給与月額階層別	総 数	500円以下	500~1,000円未満	1,000~1,500円	1,500~2,000円	2,000~2,500円	2,500~3,000円	3,000~4,000円	4,000~5,000円	5,000~6,000円	6,000円以上	その他	不明
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数		100.0	0.1	0.2	1.0	2.6	11.0	12.7	43.0	18.0	6.4	2.8	1.1	0.9
6 大 都 市	東京	100.0	0.1	0.2	0.8	0.7	6.2	8.7	45.1	23.6	8.9	3.9	1.1	0.7
	大阪	100.0	0	0.3	0.3	0.5	2.3	10.0	46.0	26.3	9.6	4.0	0.6	0.6
	名古屋	100.0	0	0.3	0	1.3	9.7	9.0	48.3	20.3	4.7	4.3	1.7	0.3
	京都府	100.0	0	0	0.6	0.6	4.3	3.6	52.1	28.7	5.6	1.2	1.8	0
	神戸市	100.0	0	0	0.8	1.2	10.3	12.4	49.2	16.8	6.2	1.7	0.8	0.4
	福岡市	100.0	0	0.3	1.9	0.8	4.3	5.1	35.0	27.1	16.3	7.3	1.6	1.6
その他の都市	札幌市	100.0	0.7	0.3	1.0	0	7.7	10.7	47.7	21.3	7.0	2.3	0.7	0.2
	仙台市	100.0	0.1	0.3	1.4	5.4	18.5	18.2	39.8	2.5	9.6	1.5	1.1	1.3
	新潟市	100.0	0	1.0	2.0	1.0	11.0	16.0	43.0	13.0	5.0	3.0	2.0	3.0
	金沢市	100.0	1.0	0	10.3	9.3	36.1	16.5	18.6	1.0	2.1	0	2.1	8.1
	富山県	100.0	0	0	0	12.0	14.0	18.0	40.0	16.0	0	0	0	0
	石川県	100.0	0	0	2.2	2.2	10.9	10.9	56.3	17.4	0	0	0	0
	福井県	100.0	0	0	0	0	8.5	10.0	60.3	6.9	1.7	0	0	1.7
	山梨県	100.0	0	0	0	2.1	23.4	14.9	42.6	12.8	3.1	0	2.1	0
	長野県	100.0	0	0	0	2.0	4.0	8.0	58.0	20.0	4.0	2.0	2.0	0
	岐阜県	100.0	0	0	0	6.0	12.0	6.0	64.0	6.0	0	4.0	0	2.0
	静岡県	100.0	0	1.2	1.2	3.7	11.1	23.6	39.5	17.3	4.9	3.6	0	0
	愛知県	100.0	0	0	0	2.0	14.0	20.0	46.0	14.0	0	4.0	0	0
	岐阜県	100.0	0	0	0.6	3.6	17.2	14.0	44.0	12.8	2.8	2.0	1.2	1.5
	山梨県	100.0	0	0	0	11.0	27.0	34.0	23.0	4.0	2.0	4.0	0	1.0
	長野県	100.0	0	0	0	9.0	28.0	24.0	32.0	4.0	2.0	3.0	3.0	2.0

使用者の回答による。

都市別給与

きまって支払う給与の各都市による状況をみると、6大都市では平均月額給与は3,844円で、その他の都市における平均月額給与8,195円より649円高くなっている。6大都市のなかでも大阪府は4,149円で最も高く、ついで東京都の3,939円、名古屋市の3,849円とつづき、京都市の3,586円が最も低くなっている。その他の都市のうち、最高は静岡市の3,696円で、札幌市の3,472円、高知市の3,398円がほぼ同額とつづき、新潟市、市川市、岡山市、広島市、福岡市等は3,400円前後である。

より大きな差はなく、最も低いのは鹿児島市の2,954円、熊本市の2,982円などである。(表44)

給与階層別にみると大阪市ではその約1/4の家庭で5,000～6,000円以上を支給しており、東京都では同じく14%の家庭がこの層のなかに入るが、長崎市ではその61%の家庭が2,000～3,000円までを支給しており、仙台市、鹿児島市などでは約半数の家庭がこの層に入る。(表45)

年 令 別 給 与

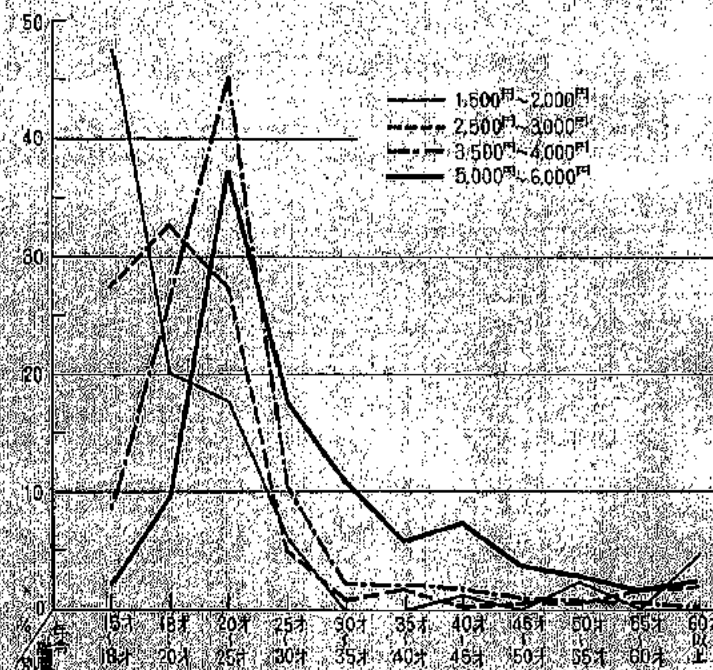
家事使用人の現金給与額と年齢との関係について調査月の前月の給与について本人からの回答によってみると、概して50才未満までは年齢が高くなるにつれて給与額も高くなっているということができよう。すなわち家事使用人側から得た平均給与月額3,542円(使用者側より聴取した平均給与月額3,586円より44円低くなっている)で、15～18才が2,859円、18～20才が3,330円、20～25才が3,681円でこの辺までが平均給与額以下あるいはほぼ同額となっており、以下25～30才が3,984円、30～35才が4,156円と年齢層が高くなるにつれて200円前後ずつ高くなり、最高は40～45才の4,452円となる。それ以後は漸次低く3,600円前後となっている。また15～18才、および18～20才の層では約半数が2,500～3,500円の給与を、20～35才までの層では40%前後が3,500～5,000円の平均給与を得ており、40～50才までは35%前後が5,000円以上を得ている。(表46、図6)

表 46 家事使用人の年齢階層別平均月額給与

年 令 階 層 別	平均月額給与 円
総 数	3,542
15 ～ 18才	2,859
18 ～ 20	3,330
20 ～ 25	3,681
25 ～ 30	3,984
30 ～ 35	4,156
35 ～ 40	4,278
40 ～ 45	4,452
45 ～ 50	4,313
50 ～ 55	3,697
55 ～ 60	3,574
60才 以上	3,608
不 明	4,009

家事使用人の回答による。

図 6 年齢階層別、給与額階層別家事使用人数



使用者の回答による。

学 歴 別 給 与 額

学歴との関係についてみると、平均給与月額に、概して学歴の高いものの方が高くなっている。すなわち若年層では新制中学卒が3,391円、新制高校卒が3,656円と上っているが、短大卒3,150円とかえって低くなっており、とくに学歴が評価されている形跡はみとめられない。しかし、義務教育期間

が短かった年長者層の場合は、小学卒が3,780円、高小卒4,089円、旧高女卒4,330円、旧高専卒が5,250円と学歴を追って高くなっている。しかし給与階層におけるそれぞれの分布状況からみると学歴は給与決定の要素として比重は重くなく、むしろ年齢、勤続年数、世帯主の職業、家庭環境その他の要素の方が強く影響しているものとみられる。(表47)

表 47 学歴別、給与月額階層別家事使用人数および平均給与月額

学 歴 別 給与 月額階層別	総 数	小学卒	高小卒	新 制 中学卒	高女卒	新 制 高校卒	旧 制 高専卒	短大卒	その他	不 明
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500円 以下	0.6	0	0.4	0.6	0.8	0.8	0	0	1.6	0
500 ～ 1,000	0.1	0	0	0.1	0	0.4	0	0	0	0
1,000 ～ 1,500	1.4	1.6	1.2	1.4	0	0.8	0	0	3.1	3.2
1,500 ～ 2,000	2.8	3.2	1.6	3.3	1.6	0.8	0	50.0	1.6	3.2
2,000 ～ 2,500	11.1	10.0	6.6	12.3	5.8	8.8	0	0	13.8	9.7
2,500 ～ 3,000	12.6	9.6	3.7	14.7	8.8	10.9	0	0	6.2	3.2
3,000 ～ 3,500	27.2	24.7	23.0	28.5	16.0	28.2	0	0	32.3	22.6
3,500 ～ 4,000	14.1	8.9	11.9	14.8	10.4	16.1	0	0	18.9	9.7
4,000 ～ 5,000	16.8	22.6	22.5	15.1	17.6	20.6	33.3	60.0	10.8	25.8
5,000 ～ 6,000	6.4	8.4	17.6	4.1	18.4	6.9	0	0	6.2	8.5
6,000円 以上	3.1	6.8	6.8	1.4	17.8	2.4	33.3	0	3.1	6.5
そ の 他	0.6	1.1	1.2	0.4	0	0.4	0	0	1.6	0
不 明	3.3	3.2	3.7	3.2	3.2	3.2	33.3	0	8.1	9.7
平均給与月額	3,542	3,780	4,089	3,391	4,330	3,656	5,250	3,150	3,442	3,796

家事使用人の回答による。

経験年数および勤続年数と給与

年齢が高くなるにつれて給与額が上っていったように、全般的にいうと経験年数が多くなるにつれて給与額は高くなっていく傾向がみられる。もっとも厳密にいえば5年以上の経験年数を持つものにはそれぞれの家庭の事情によって高低があり、必ずしも一定した上昇傾向をしめしてはいない。家事使用人側からの回答によれば、最高は経験年数13～14年の4,517円となっているが、6ヵ月未満の3,131円を最低に6年未満の3,924円まで年をおって上昇し、それ以上の経験年数を持つものは3,900～4,000円前後となっている。

10年以上の経験年数をもつものでも必ずしも給与額が高い層に集中しているとは限らず2,000円代の比較的安い層と4,000～6,000円の高い層に割合が高くなっている。これは現在勤めている家庭での勤続年数とも関係があるものと考えられる。(表48、図7)

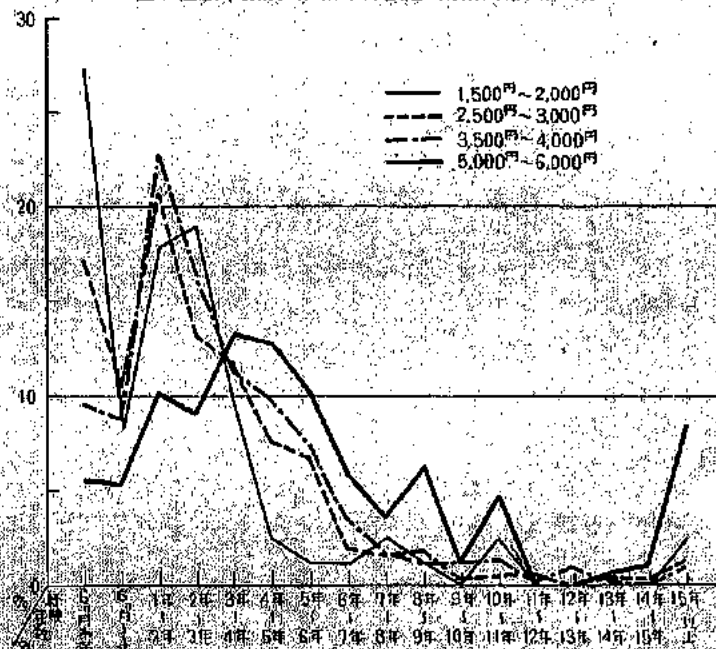
すなわち家事使用人の勤続年数はある程度まで長くなるにつれて給与は高くなっており、勤続3ヵ月未満では3,000円以下が33%をしめているのが2～3年では28%、5～6年では18%、8～9年になると15%と漸次割合が低くなり、逆に4,000円以上の割合が高くなっている。勤続10年以上になると全体的には高くなっているが、かえって低い給与を支払っている割合が増える場合もあり、この位になると給与はあまり上らないが、または家庭の上昇として待遇されて給与はあまり関係

表 48. 経験年数別、家事
使用人の1人平均
給与月額

経験年数別	平均給与月額 円
総 数	3,842
6ヵ月未満	3,131
6ヵ月～1年未満	3,418
1～2年未満	3,406
2～3年	3,493
3～4年	3,656
4～5年	3,744
5～6年	3,924
6～7年	3,859
7～8年	3,801
8～9年	4,084
9～10年	3,909
10～11年	3,974
11～12年	3,680
12～13年	3,558
13～14年	4,517
14～15年	4,026
16年以上	3,989
不明	3,281

注1) 表20を参照。
家事使用人の回答による。

図7 経験年数別、給与月額階層別家事使用人数



注1) 表20を参照。
家事使用人の回答による。

表 49. 家事使用人に支払う給与月額階層別、勤続年数階層別世帯数

勤続年数階層別	世帯数	300円以下	300円～499円	500円～999円	1,000円～1,499円	1,500円～1,999円	2,000円～2,499円	2,500円～2,999円	3,000円～3,499円	3,500円～3,999円	4,000円～4,999円	5,000円～5,999円	6,000円以上	その他	不明
総 数	100.0	0.1	0.2	1.0	2.6	11.0	12.7	43.0	18.0	6.4	2.9	1.1	0.9		
6ヵ月未満	100.0	0.2	0.1	1.0	4.2	13.1	14.3	47.8	11.7	3.8	1.9	0.6	1.1		
6ヵ月～1年未満	100.0	0	1.0	1.0	1.0	8.2	19.8	44.4	17.9	3.4	2.0	0	0.5		
1～2年未満	100.0	0	0.2	0.8	2.2	12.7	18.1	45.4	17.4	3.4	1.9	1.1	0.9		
2～3年	100.0	0	0	1.0	2.6	11.9	12.7	39.3	23.0	6.5	1.8	0.8	0.6		
3～4年	100.0	0	0	0.9	1.7	8.9	11.1	44.3	18.7	7.2	4.7	2.1	0.4		
4～5年	100.0	0	0.5	0.8	0.5	8.3	9.2	36.7	24.4	12.0	2.8	0.9	2.3		
5～6年	100.0	0	0.9	0.9	2.6	6.0	7.8	31.9	34.5	9.5	3.4	2.6	0		
6～7年	100.0	0	0	0	0	4.4	8.8	35.3	20.6	20.6	5.8	0	1.6		
7～8年	100.0	0	0	0	1.8	7.3	7.3	41.8	14.5	20.0	5.8	1.8	0		
8～9年	100.0	0	0	0	0	5.0	8.8	32.4	38.2	5.9	8.8	0	0		
9～10年	100.0	0	4.5	9.1	4.5	4.5	0	22.7	40.9	0	9.1	4.5	0		
10～11年	100.0	0	0	4.5	4.5	4.5	9.1	27.3	13.6	18.2	4.5	9.1	4.5		
11～12年	100.0	0	0	0	6.3	12.6	25.0	18.7	18.7	6.3	12.6	0	0		
12～13年	100.0	0	0	0	0	7.7	7.7	61.5	13.4	0	7.7	0	0		
13～14年	100.0	0	0	0	0	0	0	20.0	0	60.0	20.0	0	0		
14～15年	100.0	33.3	0	0	0	0	0	33.3	0	33.3	0	0	0		
16年以上	100.0	0	0	5.5	3.8	19.2	7.7	19.2	9.6	21.2	9.6	5.8	0		
不明	100.0	0	0	6.7	6.7	4.4	19.3	45.7	8.9	6.7	2.2	2.2	2.2		

使用人の回答による。

ならなくなるなどのことがあるのではないかと考えられる。(表49)

紹介者と給与

家事使用人の給与と紹介者の種類による関係をみると、新聞広告や職業安定所を通じて家事使用人を雇った家庭の給与は比較的高く、学校、親類などの紹介によるものは低くなっている。もっとも学

表 50. 家事使用人の紹介者種類1人平均月間給与額

紹介者の種類別	平均給与額 円
数 総	3,646
知 人 の 紹 介	3,645
親 類 の 紹 介	3,606
職 業 安 定 所	3,842
学 校	3,239
新 聞 広 告	4,366
そ の 他	3,657
不 明	3,488

校の場合は中学新卒者が多く、したがって、年令が若いということが考えられる。すなわち新聞広告によるものが4,366円で最高、ついで職業安定所の3,842円、知人の紹介によるもの3,645円、親類の紹介3,606円、学校3,239円、その他3,657円となっている。これを後にのべるやとい入れる時の給与についても同様新聞広告と職業安定所を通じた者の給与が高くなっている。すなわち新聞広告を通じた家庭のきまって支払う給与額はその64%が、また職業安定所を通じたところはその33%の家庭が現在4,000円以上を支給している。(表50)

世帯主の職業と給与

また使用者の世帯主の職業の種類と給与との関係をみると最も高いのは接客業の4,270円、ついでやや下って小売業で3,784円、管理職のうちの工場主が3,697円とつづいているが、公務員、教員、医師などは3,500円以下で低いほうである。しかし接客業、小売業、会社役員、工場主等は3,000円以上を支給している割合が高くなっているにも拘らず、1,500円以下の低い給与を支給している家庭もみられる。(表51)

表 51. 世帯主の職業別家事使用人のきまって支払う給与額階層別世帯数および平均給与額

世帯主の職業別	平均給与額 円	世帯数	300円以下	300円～499円	500円～999円	1,000円～1,499円	1,500円～1,999円	2,000円～2,499円	2,500円～2,999円	3,000円～3,499円	3,500円～3,999円	4,000円～4,999円	5,000円～5,999円	6,000円以上	その他	不明
総 数	3,586	100.0	0.1	0.2	1.0	2.6	11.0	12.7	43.0	18.0	6.4	2.9	1.1	0.9		
接客業	3,717	100.0	0	0	0	0	0	17.0	49.9	33.3	0	0	0	0		
小売業	3,784	100.0	0	0.2	1.2	2.2	10.2	11.0	38.8	21.5	8.3	4.7	1.4	2.7		
大学教員	3,643	100.0	0	0	0.4	3.6	9.3	13.6	40.9	20.9	6.7	3.1	0.8	0.4		
医師	3,997	100.0	0	0	0	5.6	15.5	12.7	46.1	16.9	1.4	2.8	0	0		
弁護士	3,998	100.0	0	0	0	0	15.5	17.2	48.3	10.3	6.2	0	3.4	0		
その他の自由業	3,567	100.0	0	0	2.2	3.3	13.3	10.0	41.1	15.6	6.7	4.4	1.1	2.2		
会社役員	2,631	100.0	0.2	0.1	0.8	1.5	8.4	2.2	46.1	19.5	6.1	2.4	0.7	0.9		
工場主	3,697	100.0	0	1.6	1.6	1.6	4.7	10.9	43.7	26.6	6.2	1.6	0.8	0.8		
車屋	3,416	100.0	0.2	0	0.9	3.3	13.0	16.3	42.8	16.6	4.2	2.0	1.3	0.9		
公務員	3,103	100.0	0	1.1	1.1	4.2	21.1	20.0	40.0	6.3	2.1	1.1	2.1	1.1		
教員	3,140	100.0	0	0	1.7	6.8	20.3	22.6	33.9	3.1	3.4	3.4	1.4	1.7		
その他の勤労者	3,463	100.0	0	0	0	2.8	23.7	6.3	60.0	7.9	2.6	7.9	0	0		
無 職	3,483	100.0	0	0.6	1.7	4.7	15.1	9.3	40.7	14.6	5.8	4.0	1.3	2.3		

使用人の回答による。

家族構成と給与

家族数と給与との関係についてはあまり強いつながりはみられないが、概して家族が1人とか2人の小人数の家庭では低い給与階層に比較的割合が高く、大人数の家庭の給与が高いということができよう。しかし逆に1人家族などでは5,000円以上の給与にも高い割合をしめしている。これは、家族が少なくて淋しいから、あるいは留守番に頼むというような理由で雇っている小家族の家庭では仕事が少ないので比較的給与が低く、小人数の割に、客等が多く、人手に頼らなければ困るというところでは給与が高いというようなことがあるのではないかと考えられる。(表52)

表 52. 家族数別、家事使用人のきまって支払う給与月額階層別世帯数

家族数別 きまって 支払う給与 月額階層別	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	11 人	12 人	13 人	14 人	15 人 以上	不 明
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500円以下	0.1	0	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
500～1,000円	0.2	1.4	0.2	0	0.3	0.2	0	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000～1,500	1.0	4.2	1.2	1.4	0.8	0.3	0.7	2.4	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500～2,000	2.6	1.4	2.9	2.3	1.6	3.2	2.7	2.4	7.8	7.1	0	0	0	0	0	0	0
2,000～2,500	11.0	19.7	9.9	12.5	10.8	10.0	12.7	5.2	10.9	25.0	0	0	0	0	0	0	0
2,500～3,000	12.7	8.5	12.8	12.5	14.4	10.9	15.1	12.9	14.1	0	25.0	0	0	0	0	20.0	0
3,000～4,000	43.0	28.4	44.1	44.8	44.4	49.9	38.2	48.6	42.2	21.4	50.0	0	0	0	100.0	60.0	0
4,000～5,000	18.0	12.7	16.9	15.6	16.3	19.1	20.9	19.0	9.4	25.0	12.5	0	0	100.0	0	20.0	0
5,000～6,000	6.4	15.5	5.8	7.0	5.3	7.4	5.8	4.3	7.8	7.1	0	0	0	0	0	0	0
6,000円以上	2.9	7.0	3.1	2.5	2.7	3.2	2.9	1.0	3.1	10.7	12.5	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1.1	2.8	1.7	1.2	0.5	1.1	0.7	1.4	1.5	3.6	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0.9	1.4	1.0	0.8	0.9	1.1	0	1.9	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0

使用者の回答による。

表 53. 家事使用人のきまって支払う給与月額階層別病弱または病人有りの世帯数

病弱又は病人 有世帯数	総 数	計	1 人	2 人	3 人以上
給与月額 階層別	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500円以下	0.1	0	0	0	0
500～1,000円	0.2	0.3	0.4	0	0
1,000～1,500	1.0	1.3	1.6	0	0
1,500～2,000	2.6	5.0	4.8	9.5	0
2,000～2,500	11.0	15.1	15.4	9.5	25.0
2,500～3,000	12.7	12.4	12.5	14.3	0
3,000～4,000	43.0	39.6	39.6	38.1	50.0
4,000～5,000	18.0	15.8	15.4	19.0	25.0
5,000～6,000	6.4	4.0	4.4	0	0
6,000円以上	2.9	4.4	4.0	9.5	0
そ の 他	1.1	1.0	1.0	0	0
不 明	0.9	1.0	1.0	0	0

使用者の回答による。

次に家族のうちに病弱または病人のいる家庭における給与支給状況をみると、このようなもののある家庭では3,000～5,000円を支払っている家庭が55%あまりにのぼり、調査世帯総数におけるこの層を支給している家庭の割合61%よりかえって低くなっており、また5,000円以上支給している家庭の割合も低いことからみて、病人などがいるために必ずしも給与が高くなっているとは限らないようである。ただ病人等が2人以上いる場合はやや高い給与層に集中している傾向がある。(表53)

また病人ではないが手のかかる者のいる家庭での状況についてもほぼ同じで、このようなものが1人いる場合はほとんど一般家庭と変わりはなく、2人以上いる場合は3,000円以上の給与を支給している家庭の割合が高くなっている。(表54)

表 54. 家事使用人のきまって支払う給与月額階層別手のかかる人ありの世帯数

手のかかる人の 有世帯数	総 数	計	1 人	2 人	3 人以上
給与月額 階層別	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500円以下	0.1	0.1	0.2	0	0
500～1,000円	0.2	0.1	0.2	0	0
1,000～1,500	1.0	1.2	2.1	0	0
1,500～2,000	2.6	3.0	3.6	2.2	1.9
2,000～2,500	11.0	11.7	11.2	10.9	16.0
2,500～3,000	12.7	12.7	14.2	10.9	9.4
3,000～4,000	43.0	41.9	41.2	46.4	34.0
4,000～5,000	18.0	19.2	17.8	21.7	19.6
5,000～6,000	6.4	5.4	4.7	4.5	11.3
6,000円以上	2.9	2.7	2.1	3.0	4.7
そ の 他	1.1	0.8	0.8	0	2.8
不 明	0.9	1.2	1.9	0.4	0

使用者の回答による。

ロ. その他の給与

家事使用人にはきまって支給される現金給与のほか臨時給与あるいは特別給与として現物などが支給されている。調査世帯総数の82%は賞与の形で盆や暮に品物または現金を支給している。

そのうち盆にのみ支給する家庭は6%、暮のみが3%で少なく、74%は盆と暮と両方に支給している。盆のみ支給している家庭では品物で支給しているところが多く、暮のみの場合は現金で支給している割合が高い。盆と暮に支給している家庭では品物だけと品物と現金を併用している家庭がそれぞれ95%前後で多く、現金だけ支給しているところは30%たらずとなっている。年間を通じて全体をみるとやはり現物のみを支給している家庭が多く、81%をしめ、ついで現金と現物併用が27%、現金のみが25%となっている。

世帯主の職業との関連はあまり強いつながりはみられないが、概して商業に従事しているところより程度の差こそあれ給料生活者のほうが盆暮に特別給与をあたえている割合が高いようである。(表55)

これら、その他の給与内容をみると、まず盆のみ支給している家庭では、現物の割合を高く

ているところが最も多く、ついで和服、身廻品、生地、装飾品、その他衣料品などの順になっており、現金では1,000~1,500円と、3,000~3,500円を支給している家庭が多く、給与階層からいえば、2,500~5,000円までの使用人に支給されている。(表56)

表 55. 世帯主の職業別その他の給与種類別世帯数

世帯主の職業別 その他の給与状況別	総 数	農 漁 業	接客 業	小 売 業	医 師	大 学 教 授	弁 護 士	自 由 業	会 社 役 員	工 場 主	事 務 員	公 務 員	教 員	その他 の人	無 職
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	5.6 (100.0)	0	2.7 (100.0)	4.9 (100.0)	5.3 (100.0)	5.6 (100.0)	6.9 (100.0)	4.4 (100.0)	5.9 (100.0)	3.9 (100.0)	7.3 (100.0)	5.3 (100.0)	5.1 (100.0)	5.3 (100.0)	5.8 (100.0)
品	(56.9)	0	(100.0)	(54.2)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(55.9)	(60.0)	(69.7)	(80.0)	(33.3)	(100.0)	(50.0)	(30.0)
物	(32.9)	0	0	(33.3)	(50.0)	(50.0)	(25.0)	(50.0)	(32.2)	(40.0)	(21.2)	(80.0)	(33.3)	0	(30.0)
金	(10.1)	0	0	(12.5)	0	0	(25.0)	0	(11.9)	0	(9.1)	0	(33.3)	0	(20.0)
現	2.6 (100.0)	16.7 (100.0)	0	3.9 (100.0)	5.0 (100.0)	1.4 (100.0)	3.4 (100.0)	3.3 (100.0)	2.6 (100.0)	0.0 (100.0)	1.5 (100.0)	1.1 (100.0)	1.2 (100.0)	2.6 (100.0)	0.6 (100.0)
品	(37.7)	0	0	(36.8)	(46.7)	0	(100.0)	0	(26.9)	0	(71.4)	0	(100.0)	0	(100.0)
物	(40.3)	(100.0)	0	(32.8)	(46.7)	(100.0)	0	(33.3)	(42.3)	(100.0)	(14.3)	(100.0)	0	(100.0)	0
金	(22.1)	0	0	(26.3)	(7.7)	0	0	(66.7)	(30.0)	0	(14.3)	0	0	0	0
現	74.1 (100.0)	66.7 (100.0)	62.2 (100.0)	68.5 (100.0)	71.1 (100.0)	78.9 (100.0)	70.7 (100.0)	78.9 (100.0)	76.9 (100.0)	77.3 (100.0)	68.9 (100.0)	83.2 (100.0)	72.9 (100.0)	78.9 (100.0)	73.3 (100.0)
品	(35.8)	(50.0)	(39.1)	(35.3)	(26.9)	(32.1)	(31.8)	(31.0)	(37.1)	(29.4)	(42.0)	(31.6)	(27.9)	(36.7)	(38.1)
物	(29.9)	(25.0)	(23.9)	(30.3)	(38.1)	(26.5)	(36.6)	(33.2)	(29.3)	(29.4)	(26.2)	(31.6)	(32.5)	(30.0)	(27.8)
金	(31.3)	(25.0)	(37.0)	(34.4)	(35.0)	(39.3)	(31.6)	(35.3)	(33.6)	(41.4)	(31.0)	(36.8)	(29.6)	(33.3)	(34.1)

使用者の回答による。注 1) () 内の数字は、それぞれの項目の計を100とした割合を示す。

表 56. 家事使用人の給与月額階層別、給の給与状況別世帯数

給の給与状況別	総 数	500円 以下	500 1,000	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 4,000	4,000 5,000	5,000 6,000	6,000 以上	不 明
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計 (M.A.)	67.1 (100.0)	100.0	0	66.7 (100.0)	75.0 (100.0)	62.5 (100.0)	64.7 (100.0)	78.1 (100.0)	52.2 (100.0)	80.0 (100.0)	50.0 (100.0)	0
品	3.8 (5.7)	0	0	0	25.0 (33.3)	0	0	7.0 (9.1)	0	0	0	0
物	42.5 (63.4)	100.0	0	0	25.0 (33.3)	50.0 (66.7)	45.1 (66.7)	30.4 (44.4)	80.0 (100.0)	0	25.0 (37.5)	0
金	9.6 (14.3)	0	0	33.3 (50.0)	0	12.5 (18.8)	2.9 (4.3)	7.0 (10.4)	13.0 (19.4)	20.0 (30.0)	50.0 (75.0)	0
現	7.2 (10.7)	0	0	0	25.0 (33.3)	0	8.8 (13.1)	8.5 (12.7)	0	40.0 (60.0)	0	0
品	3.6 (5.4)	0	0	0	0	2.9 (4.3)	7.0 (10.4)	0	0	0	0	0
物	0.6 (0.9)	0	0	0	0	0	0	4.3 (6.4)	0	0	0	0
金	3.6 (5.4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現	43.1 (64.4)	0	0	66.7 (100.0)	25.0 (37.5)	43.8 (65.3)	52.9 (78.8)	35.2 (52.5)	47.8 (71.2)	40.0 (60.0)	50.0 (75.0)	62.5 (93.8)
品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物	4.2 (6.3)	0	0	0	18.8 (28.1)	8.8 (13.1)	0	0	0	0	0	12.5 (18.8)
金	10.8 (16.1)	0	0	33.3 (50.0)	12.5 (18.8)	14.7 (22.1)	5.8 (8.6)	13.0 (19.4)	0	0	0	37.5 (55.9)
現	2.4 (3.6)	0	0	0	0	2.9 (4.3)	0	0	0	0	0	0
品	3.6 (5.4)	0	0	0	25.0 (37.5)	12.5 (18.8)	0	0	0	0	0	0
物	3.0 (4.5)	0	0	0	0	0	14.7 (22.1)	0	0	0	0	0
金	10.1 (15.1)	0	0	0	0	8.8 (13.1)	14.1 (21.2)	4.4 (6.6)	40.0 (60.0)	0	0	12.5 (18.8)
現	1.8 (2.7)	0	0	0	0	0	4.2 (6.3)	0	0	0	0	0
品	2.4 (3.6)	0	0	0	0	0	1.4 (2.1)	13.0 (19.4)	0	0	0	0
物	1.1 (1.6)	0	0	0	0	0	0	8.5 (12.7)	0	0	0	0
金	3.8 (5.7)	0	0	33.3 (50.0)	0	2.9 (4.3)	2.8 (4.2)	0	50.0 (75.0)	0	0	0

使用者の回答による。

表 57. 家事使用人の給与月額階層別、暮の給与状況別世帯数

暮の給与状況別	総 数	500円 以下	500 1,000	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 4,000	4,000 5,000	5,000 6,000	6,000 以上	不 明
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計 (M.A.)	59.7 (100.0)	0	0	0	100.0 (100.0)	80.0 (100.0)	61.8 (100.0)	61.5 (100.0)	54.5 (100.0)	50.0 (100.0)	66.7 (100.0)	0
品	9.1 (15.2)	0	0	0	0	0	63.8 (106.7)	7.7 (12.9)	25.6 (42.9)	27.3 (45.7)	16.7 (27.8)	56.7 (94.8)
物	6.2 (10.4)	0	0	0	0	25.0 (41.9)	7.7 (12.9)	2.6 (4.4)	9.1 (15.2)	0	0	0
金	1.3 (2.2)	0	0	0	0	0	0	2.6 (4.4)	0	0	0	0
現	2.8 (4.7)	0	0	0	0	0	0	5.1 (8.5)	0	0	0	0
品	1.3 (2.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物	1.3 (2.2)	0	0	0	0	25.0 (41.9)	0	0	0	0	0	0
金	6.5 (10.9)	0	0	0	100.0 (100.0)	0	0	10.3 (17.3)	9.1 (15.2)	0	0	0
現	62.3 (104.5)	0	0	0	0	75.0 (125.6)	61.8 (103.7)	64.1 (107.2)	54.5 (91.3)	50.0 (83.7)	100.0 (167.3)	0
品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物	6.5 (10.9)	0	0	0	0	0	15.4 (25.8)	7.7 (12.9)	0	0	0	0
金	15.6 (26.1)	0	0	0	0	0	30.8 (51.6)	12.8 (21.3)	18.2 (30.3)	16.7 (27.8)	0	0
現	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品	11.7 (19.6)	0	0	0	0	60.0 (100.0)	7.7 (12.9)	12.8 (21.3)	0	16.7 (27.8)	0	0
物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	11.7 (19.6)	0	0	0	0	0	7.7 (12.9)	15.4 (25.8)	18.2 (30.3)	0	0	0
現	2.6 (4.4)	0	0	0	0	0	0	5.1 (8.5)	0	0	0	0
品	1.3 (2.2)	0	0	0	0	0	0	2.6 (4.4)	0	0	0	0
物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	13.0 (21.8)	0	0	0	0	25.0 (41.9)	0	7.7 (12.9)	18.2 (30.3)	16.7 (27.8)	100.0 (167.3)	0

使用者の回答による。

表 58. 家事使用人の給与月額階層別、盆暮の給与状況別世帯数

給与月額 階層別		総 数	500円 以下	500 1,000	1,000 1,500	1,500 2,000	2,000 2,500	2,500 3,000	3,000 4,000	4,000 5,000	5,000 6,000	6,000 以上	不 明
盆暮の 給与状況別		数	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
品 物	計 (M.A.)	70.1	0	66.7	84.2	84.2	78.2	76.0	73.2	63.3	57.7	52	39.6
	洋服	10.7	0	0	11.1	14.0	13.4	11.2	10.2	9.7	13.4	8.9	4.7
	靴	41.3	0	66.7	85.6	43.9	51.9	50.7	42.6	34.7	32.2	19.6	11.6
	その他の衣料品	11.6	0	33.3	16.7	7.0	10.5	11.2	13.2	10.4	8.7	12.6	2.3
	身支度	2.5	0	0	0	3.5	0.8	3.4	3.2	1.9	1.3	3.6	0
	食料	6.9	0	66.7	11.1	8.9	6.3	6.0	6.1	8.8	8.7	3.6	7.0
	おみやげ	2.1	0	0	0	1.8	1.3	2.2	2.6	2.1	0.7	1.3	0
	その他	0.6	0	0	0	1.8	1.3	0.4	0.6	0.2	0	1.3	0
	不明	0.5	0	0	0	0	0.4	1.1	0.8	0.2	0	0	0
	計	(0.05) 0	0	0	0	0	0	0.4	0.1	0	0	0	0
計	(0.05) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	(0.05) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	8.3	0	0	0	11.1	12.3	6.7	7.9	8.4	9.0	6.4	7.1	14.0
金 金	計	64.2	100.0	100.0	50.0	61.4	56.5	67.3	61.6	72.2	71.1	88.7	76.7
	500円以下	0.6	0	33.3	0	1.8	1.3	1.1	0.4	0.2	0	0	2.3
	500～1,000円	1.4	0	0	5.6	8.8	3.8	1.1	0.6	0.2	0	0	4.7
	1,000～1,500	4.1	0	0	12.3	10.5	6.8	7.1	9.8	1.6	1.3	0	11.6
	1,500～2,000	2.2	0	33.3	0	8.8	2.9	9.0	2.3	0.9	0	1.3	2.3
	2,000～2,500	9.6	0	43.3	11.1	26.3	14.2	12.0	9.9	6.8	4.0	12.3	9.3
	2,500～3,000	1.3	0	0	0	0	1.3	3.4	1.1	1.4	0	0	2.3
	3,000～3,500	5.1	100.0	0	5.6	0	7.3	3.7	5.8	4.4	4.0	3.6	0
	3,500～4,000	1.4	0	0	0	0	0.4	1.1	1.9	1.6	0.7	0	2.3
	4,000～4,500	6.3	0	0	5.6	1.8	10.9	5.6	5.2	9.0	3.3	3.6	11.6
4,500～5,000	0.9	0	0	0	0	0	1.3	1.6	0.9	0	1.8	0	
5,000円以上	29.7	0	0	11.1	3.5	5.8	17.6	23.6	43.0	57.7	62.6	27.9	
計	1.4	0	0	0	0	1.3	0	1.8	1.6	1.3	0	2.3	

暮のみ支給している家庭の給与状況は品物の場合はやはり洋服を支給しているところが最も多く、ついで生地、身廻品、和服などの順になっている。現金は5,000円以上を支給するところが最も多く、次いで1,000～1,500円、2,000～2,500円、3,000～3,500円の順になっているが、毎月の給与が2,000円以下の使用人には支給されていない。(表57)

盆と暮の双方に支給している家庭では、品物は盆のみ、あるいは暮のみに支給している場合と同様、洋服、和服、生地などの衣料品が圧倒的に多く、現金は5,000円以上が際立って多い。給与階層も全般にわたって、とくに現金は給与が高い層に多く、品物は比較的低い層に多いようである。(表58)

盆暮に賞与として支給する他に家事使用人が実家に帰るときに心づけをする家庭が調査世帯総数の30%位ある。そのうち品物だけを支給している家庭が37%、現金だけを支給しているところが34%、

表 59. 家事使用人の給与月額階層別、実家帰りのときの給与状況別世帯数¹⁾

給与月額階層別		総数	500円以下	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	5,000円以上	不明
品物現金別		数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
品物	計 (C.M.A.)	57.0	33.3	60.0	42.9	60.2	57.6	61.0	52.3	47.8	76.5	19.0
	生地	1.3	0	0	0	2.2	0	1.4	0.8	6.5	0	0
	洋服	3.3	0	10.0	4.8	5.4	5.6	2.7	2.3	2.2	0	0
	和服	1.0	0	0	0	0	0	1.4	0.8	4.8	0	0
	その他の衣料品	0.1	0	0	0	0	0	0.3	0	0	0	0
	身廻り品	1.4	0	20.0	0	2.2	2.4	1.1	0	2.2	0	0
	装飾品	0.2	0	0	0	2.2	0	0	0	0	0	0
	おみやげ	35.4	33.3	60.0	28.6	43.0	35.2	38.8	32.6	23.9	0	14.3
	切符	0.1	0	10.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食品	15.1	0	0	4.8	11.8	17.5	15.0	12.1	17.4	62.9	0
現金	おざり	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	5.9	0
	不明	3.7	0	0	4.8	3.2	4.0	3.5	3.8	0	17.7	4.8
	計	54.6	66.7	40.0	47.6	46.2	44.8	57.2	59.8	56.7	41.2	35.7
	500円以下	5.8	33.3	0	9.5	8.6	8.0	5.1	3.0	8.7	0	23.8
	500円～1,000円以下	8.6	0	0	9.5	4.3	8.8	9.5	12.1	4.3	5.9	4.8
	1,000～1,500	12.1	0	10.0	0	9.7	5.6	16.0	10.6	10.9	11.8	19.0
	1,500～2,000	1.9	0	0	0	1.1	2.4	1.9	3.0	0	0	4.8
	2,000～2,500	4.7	33.3	0	9.5	0	1.6	4.6	6.0	10.9	11.8	9.5
	2,500～3,000	0.6	0	0	0	0	0	1.1	0	0	0	0
	3,000～3,500	2.4	0	0	0	2.2	1.6	2.2	4.5	0	6.9	4.8
その他	3,500～4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4,000～4,500	0.6	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0	0	0
	4,500～5,000	0.2	0	0	0	0	0	0	0.8	2.2	0	0
	5,000円以上	2.8	0	30.0	4.8	3.2	1.6	0.3	3.8	8.7	0	9.5
	不明	14.9	0	0	14.3	17.2	15.2	18.7	16.2	13.0	6.9	9.5

使用者の回答による。(注1) 実家帰りの時の給与有りの世帯のみについて。

品物と現金両方を支給している家庭が20%となっていて、このような場合は品物が現金かどちらかを与えているところが多いようである。品物の内容は盆暮の時のように家事使用人自身に役立つものよりは手土産物が圧倒的に多い。手土産物の内容ははっきりしないが食料品を支給している家庭もかなり多く、実家の家族に役立つものを支給している傾向が強い。現金の場合は盆暮の場合より金額が少なく、1,000～1,500円が多く、また現金を支給している家庭の半数までは1,500円未満である。こ

とでもきまって支給される給与月額が多い者には支給する金額も多いという傾向がある。(表59)

このように実家へ帰るときに金品を与えている家庭の世帯主の職業は概して勤人などの給料生活者、管理的職業、自由業などに高い割合がみられ、どちらかといえば品物を与える方が多いようである。(表60)

表 60. 家事使用人の給与月額階層別、休日外出する時の給与状況別世帯数¹⁾

給与月額階層別		総数	500円以下	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	5,000円以上	不明
現金品物別		数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金	計	85.7	100.0	100.0	100.0	76.0	78.7	82.0	86.5	93.4	91.4	100.0	100.0
	100円以下	0.3	0	0	0	0	0	0	0	1.6	0	0	0
	100円～200円以下	13.7	50.0	0	50.0	37.5	14.9	12.8	15.2	4.9	14.3	0	0
	200～300	25.1	50.0	100.0	50.0	12.5	27.7	17.9	26.3	29.5	7.1	0	0
	300～400	16.9	0	0	0	0	6.4	18.4	17.0	32.6	7.1	0	0
	400～500	0.6	0	0	0	0	0	2.8	0	0	0	33.3	0
	500～1,000	12.6	0	0	0	0	10.6	5.1	11.7	16.4	28.6	66.7	50.0
	1,000円以上	2.5	0	0	0	0	2.1	2.6	2.3	3.3	7.1	0	0
	不明	14.0	0	0	0	23.0	17.0	25.6	14.0	4.9	7.1	0	80.0
	その他	9.1	0	0	0	25.0	17.0	12.8	7.6	3.3	14.3	0	0
品物のみ		5.1	0	0	0	0	4.2	5.1	5.8	3.3	14.3	0	0

使用者の回答による。(注1) 休日外出する時給与有りの世帯のみについて。

その他の給与のうち以上あげたもののほかに家事使用人が休日に外出する時など特別に現金や品物を与えている家庭が全体の12%ある。その場合はほとんどが現金であるが、金額は200～300円というところが最も多く、現金を与えている家庭の半数は300円未満である。

このような特別の給与を支給している家庭は世帯主がやはり自由業、管理的職業や給料生活者のうちに割合が高くなっている。(表61)

毎月家事使用人のけいこなどの月謝を支給している家庭は更に少なく全体の9%、10軒に1軒に5軒の割合である。月謝の金額は500～600円というところが最も多く、このような家庭の37.9%、ついで300～400円というところが16%で、このような家庭の多くは(74%)600円以下の月謝を支給していることになる。けいこなどの月謝を出してもらっている使用人は3,000～3,500円の給与層のものが多い(50%)が、給与が低い層よりは高い層のものの方がけいこなどの月謝を出してもらっている者の割合が高い。(表62)

表 61. 世帯主の職業別、その他の給与種類別世帯数

世帯主の職業別 その他の給与状況別		総 数	農 漁 業	換 客 業	小 売 業	医 師	大 学 教 授	弁 護 士	自 由 業 其 他	社 会 社 員	工 場 主	事 務 員	公 務 員	教 員	其 他 の 人	無 職
数		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
実業帰りのとき	計	28.3 (100.0)	-	27.0 (100.0)	26.0 (100.0)	28.0 (100.0)	32.4 (100.0)	29.3 (100.0)	26.7 (100.0)	31.7 (100.0)	26.6 (100.0)	24.2 (100.0)	22.1 (100.0)	33.9 (100.0)	31.6 (100.0)	29.1 (100.0)
	品物	(36.8)	-	(46.0)	(44.5)	(39.0)	(47.8)	(23.5)	(33.5)	(35.9)	(26.5)	(30.0)	(19.0)	(45.0)	(33.4)	(44.0)
	現金	(34.4)	-	(50.0)	(32.8)	(30.2)	(26.1)	(29.5)	(54.1)	(34.0)	(32.4)	(37.3)	(52.4)	(40.0)	(33.4)	(22.0)
	品物と現金	(20.2)	-	(5.0)	(14.8)	(23.8)	(21.7)	(29.5)	(8.4)	(22.2)	(20.6)	(21.8)	(19.0)	(10.0)	(25.0)	(24.0)
	その他	(8.6)	-	0	(7.8)	(6.4)	(4.4)	(17.4)	(4.2)	(7.9)	(20.6)	(10.9)	(9.5)	(5.0)	(8.3)	(10.0)
休日外出のとき	計	11.8 (100.0)	-	8.1 (100.0)	8.1 (100.0)	7.6 (100.0)	16.9 (100.0)	8.6 (100.0)	7.8 (100.0)	14.6 (100.0)	15.6 (100.0)	11.0 (100.0)	11.6 (100.0)	8.5 (100.0)	31.6 (100.0)	11.6 (100.0)
	品物	(5.1)	-	0	(2.5)	0	(16.7)	0	(14.3)	(6.2)	0	(2.0)	(9.1)	(20.0)	(16.7)	0
	現金	(84.0)	-	(83.3)	(85.0)	(88.2)	(75.0)	(80.0)	(85.7)	(82.1)	(85.0)	(94.0)	(81.8)	(68.0)	(83.3)	(80.0)
	品物と現金	(1.7)	-	0	0	0	0	0	0	(2.1)	0	(2.0)	0	0	0	(10.0)
	その他	(9.1)	-	(16.7)	(12.5)	(11.8)	(8.3)	(20.0)	0	(9.7)	(15.0)	(2.0)	(9.1)	(20.0)	0	(10.0)
いごとの月謝	計	9.1	-	8.4	8.1	10.2	15.5	6.9	7.0	8.8	12.5	9.5	11.6	6.8	7.9	8.1
	の他	11.3	-	16.9	10.4	11.1	12.7	15.5	10.0	11.8	8.6	11.5	4.2	18.6	5.3	11.0
	明	9.4	36.7	0	0	9.9	0	1.7	0	0.6	0	0	0	0	0	1.2

(注1) () 内の数字はそれぞれの項目の計を100とした割合を示す。
使用者の回答による。

表 62. 家事使用人の給与月額階層別、けいこごとの月謝給与状況別世帯数

月別 給与状況別	給与額 階級別	總 数	500円	500円	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	5,000	6,000	6,000円	不 明
			以下	1,000円	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	5,000	6,000	以上		
延 月 別	数	100.0		100.0		100.0	1,000	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計	9.1 (100.0)		14.2 (100.0)		7.8 (100.0)	2.3 (100.0)	7.7 (100.0)	10.5 (100.0)		8.6 (100.0)	7.9 (100.0)	2.3 (100.0)	22.2 (100.0)	
	100 円以下	(1.5)		0		(16.7)	0	(3.4)	(0.0)		(2.2)	0	0	0	
	100 ~ 200	(3.0)		0		0	(3.3)	(3.4)	(1.5)		(4.3)	(13.3)	0	0	
	200 ~ 300	(7.8)		0		(16.7)	(10.0)	(3.4)	(6.8)		(8.7)	(20.0)	0	0	
	300 ~ 400	(16.0)		0		(33.3)	(4.7)	(6.9)	(18.8)		(19.6)	(13.3)	0	(16.7)	
	400 ~ 500	(3.6)		0		(16.7)	(10.0)	(6.9)	(10.5)		(6.5)	0	0	0	
	500 ~ 600	(36.9)		(100.0)		0	(33.3)	(46.3)	(39.7)		(30.4)	(33.3)	0	(30.0)	
	600 ~ 700	(9.7)		0		0	(16.7)	(3.4)	(6.8)		(15.2)	(13.3)	(50.0)	(16.7)	
	700 ~ 800	(9.7)		0		(16.7)	(33.3)	(17.3)	(7.8)		(6.7)	(6.7)	(30.0)	0	
	800 ~ 900	(6.0)		0		0	(6.7)	(3.4)	(7.5)		(4.3)	0	0	(16.7)	
900 ~ 1,000	(0.7)		0		0	0	(3.4)	(0.8)		0	0	0	0		

(注1) ()内の数字は、月謝を出している世帯の計を100とした割合を示す。
使用者の回答による。

(2) 初任給

調査家庭における家事使用人のやど入れ時の給与、すなわち初任給の平均月額額は3,029円で、調査時期現在のさまざまに支給される平均給月額3,586円より557円低い。初任給の給与階層の分布状況は3,000～4,000円の層に全体の85%が、ついで2,000～2,500円が18%、2,500～3,000円が16%と

これらの層に全体の70%が集中している。

表 63. 6大都市、その他の都市別、家事使用人の
初任給平均給与月額

都 市 別		初任給の 平均額	都 市 別		初任給の 平均額
総 数		3,029円			
大 都 市	計	3,226	そ の 他 の 都 市	計	2,736円
	東 京 都 市	3,285		札幌市	3,111
	横 浜 市	3,100		仙台市	2,022
	名古屋 市	3,396		新潟市	2,592
	京 都 市	3,037		富山県 市	2,704
	大 阪 市	3,416		石川県 市	2,684
	神 戸 市	3,099		福井県 市	2,717
				山梨県 市	2,647
				長野県 市	3,193
				山形県 市	2,906
		秋田県 市	2,876		
		青森県 市	2,895		
		岩手県 市	2,399		
		宮城県 市	2,589		
		福島県 市	2,546		

使用者の回答による。

表 64. 6大都市, その他の都市別, 雇い入れる時の給与(初任給)月額階層別世帯数

都市別		やとい入れる時 の給与増額率	総 数	500円	600円	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000	8,000円	その他	不 明
				以下	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	以上			
総 数		%	100.0	1.3	0.7	2.9	8.3	18.2	16.1	35.8	6.2	2.4	1.8	2.4	4.4
大 阪 市	東 区	100.0	1.2	0.7	1.9	4.8	14.2	15.1	40.8	8.3	3.4	2.1	3.0	4.4	
	中 区	100.0	1.2	1.5	1.2	3.5	13.2	15.2	42.8	8.0	5.3	1.8	3.0	3.3	
	南 区	100.0	0.7	1.7	2.7	8.0	19.3	15.7	36.0	6.7	2.3	4.0	1.3	1.7	
	西 区	100.0	0.6	0	1.8	1.8	12.0	13.2	44.9	15.0	2.4	1.2	3.6	3.6	
	北 区	100.0	0.8	0	2.9	7.0	15.7	17.8	38.8	5.0	2.1	0.4	2.9	6.6	
	東 淀 川 市	100.0	1.1	0.8	1.6	4.9	9.8	10.6	44.4	9.5	4.9	3.5	4.1	5.1	
	西 淀 川 市	100.0	2.7	0	1.7	3.3	18.7	18.7	38.0	8.0	1.7	0.7	3.0	6.7	
そ の 他 の 地 市	札幌市	100.0	1.3	0.7	4.3	13.5	24.3	17.6	27.0	3.1	0.8	1.4	1.6	12.2	
	仙台市	100.0	1.0	1.0	1.0	3.0	22.0	22.0	30.0	7.0	1.0	4.0	3.0	5.0	
	宇都宮市	100.0	2.0	1.0	18.6	23.7	22.7	5.2	8.2	0	1.0	0	4.1	17.8	
	市川市	100.0	2.0	0	14.0	18.0	22.0	16.0	16.0	6.0	0	4.0	2.0	0	
	日川市	100.0	4.3	0	8.7	10.9	17.4	15.2	37.0	4.3	0	0	2.2	0	
	新潟市	100.0	5.2	0	3.4	6.9	17.2	22.4	36.2	8.4	1.7	0	1.7	1.7	
	金沢市	100.0	0	0	4.3	6.4	29.8	31.9	27.7	0	0	0	0	0	
	岡山市	100.0	0	2.0	4.0	10.0	25.0	15.0	30.0	6.0	0	2.0	0	2.0	
	広島市	100.0	2.0	0	2.0	4.0	14.0	18.0	46.0	2.0	0	6.0	2.0	6.0	
	高松市	100.0	0	1.2	2.5	11.1	21.0	21.0	36.9	4.9	2.7	1.2	0	2.1	
	福岡市	100.0	0	2.0	4.0	12.0	20.0	14.0	44.0	2.0	2.0	0	0	0	
	熊本県	100.0	1.2	0	0.8	12.0	20.8	20.8	33.2	2.8	0.8	1.6	1.6	1.4	
	鹿児島市	100.0	1.0	1.0	4.0	26.0	26.0	16.0	12.0	2.0	0	1.0	1.0	1.0	
	那覇市	100.0	1.0	2.0	0	16.0	32.0	14.0	37.0	0	0	0	3.0	5.0	
那覇市	100.0	1.0	0	6.0	18.0	33.0	16.0	17.0	4.0	4.0	0	0	4.0		

使用者の回答による。

初任給を都市別に見てみると、6大都市の平均額は9,226円、その他の都市平均2,796円に比べると4倍弱高くなっている。6大都市でも初任給が最も高いのは、まぎて文政庁給与と同様に大阪市で9,416円、ついで名古屋市の3,396円、東京市の3,285円、横浜市

も高いのは岡山市の3,193円で、札幌市の3,111円がこれにつき、広島市の2,965円、福岡市の2,895円の順になっていて、最低は仙台市の2,022円となっている。したがって初任給においても、きまって支払う給与と同様6大都市の優位がしめされている。(表63)

各都市における初任給の階層別分布状況をみると、大阪などは3,000円前後から上の階層に分布割合が高いのは当然であるが、2,000円以下の階層における分布割合も他都市に比べて高い。すなわちある給与階層に集中することなく、かなり多様な給与状況がみられる。そのことは東京都についてもいわれることであるが、大都市では初任給の多様相がみられる反面、名古屋市、横浜市、神戸市などでは比較的集中しているようである。そのことはその他の都市についてはよりはっきりした形であらわれ、総じて1,000円以上4,000円未満の層に集中していることがしめされている。(表64)

また世帯主の職業別にみた初任給の状況は平均給与額が最も高いのは接客業の3,616円、ついで工場主の3,181円、小売業の3,157円、その他の勤人3,147円、医師の3,055円、会社役員3,082円、弁護士の2,979円などで最も低いのは公務員の2,646円、教員の2,738円などである。

家事使用人の初任給と現在支給している給与額との関係を世帯主の職業からみてみると、それぞれの勤続年数がはっきりしないが、一般的に会社員などの勤人ではあまり大きな差はなく(30~500円)、接客業などの商業ではかなり現在までに上っており、その他の職業ではその中間というところである。

しかし初任給で500円以下を支給している世帯主は農漁業、弁護士、教員、その他の勤人を除いて全部のものにみられるが、現在のきまって支払う給与(現在支給されている給与)は、ほとんどが1,000円前後以上となっている。

やとい入れの時から5,000円以上支給しているところは接客業がもともと割合が高く、その20%た

表 65. やとい入れの時の給与月額階層別、世帯主の職業別世帯数

職業別	総数	500円以下	500円~1,000円	1,000円~1,500円	1,500円~2,000円	2,000円~2,500円	2,500円~3,000円	3,000円~4,000円	4,000円~5,000円	5,000円~6,000円	6,000円以上	その他	不明
総数	100.0	1.3	0.7	2.9	8.3	18.2	16.1	35.3	6.2	2.4	1.8	2.4	4.4
農漁業	100.0	0	0	0	16.7	0	33.3	50.0	0	0	0	0	0
接客業	100.0	1.4	2.7	2.7	4.1	6.8	9.5	29.7	9.5	9.5	8.1	5.4	10.8
小売業	100.0	0.4	1.0	2.8	6.9	16.5	15.7	34.8	8.3	2.8	2.8	2.4	5.5
医師	100.0	1.3	0	2.7	8.0	19.1	16.4	36.4	5.8	1.8	2.7	1.8	4.0
大学教授	100.0	5.6	0	1.4	11.3	28.2	12.7	33.8	0	1.4	2.8	0	2.8
弁護士	100.0	0	0	6.2	10.3	15.5	17.2	35.2	1.7	5.2	0	1.7	6.9
その他の自由業	100.0	1.1	2.2	3.3	14.4	15.6	12.2	32.2	5.6	1.1	3.3	4.4	4.4
会社役員	100.0	1.3	0.5	2.8	7.5	13.4	16.7	38.0	6.6	2.2	1.0	2.0	2.9
工場主	100.0	0.8	1.6	3.9	3.1	15.6	10.9	40.6	10.9	1.6	1.6	3.1	6.3
事務員	100.0	0.9	6.9	2.9	8.4	19.6	19.6	34.1	4.4	2.0	1.1	2.4	3.7
公務員	100.0	2.1	1.7	3.2	16.8	23.2	17.9	23.2	2.1	1.1	1.1	3.2	5.2
教員	100.0	0	0	3.4	20.3	20.3	11.9	27.1	3.4	0	1.7	5.1	6.8
その他の勤人	100.0	0	0	0	10.5	28.9	5.3	44.7	2.6	2.6	5.3	0	0
無職	100.0	3.5	0	4.1	7.6	17.4	16.3	30.2	7.0	2.9	0.6	3.5	7.0

使用者の回答による。

表 66. 紹介者の種類別やとい入れの時の平均給与月額

紹介者の種類別	平均給与月額
総数	3,029
知人の紹介	3,037
親類の紹介	2,932
職安校	3,242
新聞広告	2,612
その他	3,039
不明	2,917

使用者の回答による。

給与階層別にみると、新聞広告を通じた場合は6,000円以上が14%にものぼり、3,000円以上が64%をしめている。また同様な傾向が職安を通じた場合にもみとめられるが、3,000~4,000円までの層に集中(43%)していてそれ以上は比較的少ない。しかし職安

らずの家庭が該当しており、自由業、管理的職業、勤人などの順で割合が減っている。(表65)

家事使用人の紹介者の種類と初任給との関係についてみると、平均初任給額が最も高いのは新聞広告を通じて雇い入れた場合で3,824円、ついで職安を通じた場合の3,242円、知人の紹介が3,037円、親類の紹介2,932円の順になっていて、最低は学校を通じた場合の2,612円である。この他にやとい入れの時にははっきりした給与額をきめない、衣類などを支給して現金は与えない、戦前から働いているのでわからないなどの家庭が全体の10%にのぼっている。(表66)

表 67. やとい入れの時の給与月額階層別、紹介者の種類別世帯数

紹介者の種類別	総数	500円以下	500円~1,000円	1,000円~1,500円	1,500円~2,000円	2,000円~2,500円	2,500円~3,000円	3,000円~4,000円	4,000円~5,000円	5,000円~6,000円	6,000円以上	その他	不明
総数	100.0	1.3	0.7	2.9	8.3	18.2	16.1	35.3	6.2	2.4	1.8	2.4	4.4
知人の紹介	100.0	1.2	0.7	3.2	8.0	17.5	16.8	36.2	6.0	2.5	1.7	2.6	3.6
親類の紹介	100.0	1.0	0.7	2.7	9.4	21.1	16.8	33.5	6.4	1.3	1.2	2.1	5.7
職安校	100.0	2.3	0.5	1.8	6.0	9.5	18.0	43.2	12.6	1.5	1.4	1.4	2.7
新聞広告	100.0	0	0	6.3	13.7	30.5	14.7	28.4	1.1	1.1	0	1.1	1.1
その他	100.0	1.3	1.0	2.0	9.8	19.2	14.9	32.1	5.6	3.5	3.0	2.3	6.3
不明	100.0	0	0	0	0	22.2	33.3	0	11.1	0	0	11.1	22.2

使用者の回答による。

表 68. 家事使用人の出身地域別平均初任給与額

出身地別	平均初任給与額
総数	3,029
県内	2,876
市部	2,996
町部	2,751
県外	3,140
市部	3,231
町部	3,052

使用者の回答による。

の場合は初任給1,000円以下のものもあるのに新聞広告では皆無であるのは注目される。この点学校を通じた場合は前にも述べたが、新卒の年少者が大部分であるため、過半数の初任給は2,500円以下で、知人または親類の紹介できたものは2,500~4,000円までの層が50%前後をしめている。(表67)

家事使用人の出身地域(県内外、市部、町部)による初任給与額の変動についてみると、県内より県外から雇っている場合の方が高く、県外よりの平均給与額は3,140円、そのうちでも市部より来ている場合が3,231円、町部よりの3,052円より約200円高くなっている。県内より来ている場合は平均給与額が2,876円で、これも市部が2,996円で町部よりの2,751円より

り高くなっている。(表68)

初任給の給与額階層別からみると、県外からきている場合は2,500～4,000円までの層がその過半数をしめており、4,000円以上の12%をあわせると約70%は2,500円以上となっているのに反し、県内からの場合は2,500～4,000円までの層はその半数に充たず(46%)、1,500～2,500円の層が1/3をしめている。(表69)

表69. 初任給与月額階層別、家事使用人の出身地域(県内外・市部・郡部)別世帯数

出身地別 初任給与月額階層別	総数	県内				県外			その他	不明
		計	市部	郡部	計	市部	郡部	計		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500円以下	1.3	1.3	1.7	1.0	1.1	1.1	1.1	4.8	1.3	
500円～1,000円	0.7	0.6	0.5	0.7	0.8	0.4	1.1	0	2.8	
1,000円～1,500円	2.9	4.1	3.5	4.8	2.0	1.4	2.6	14.3	0	
1,500円～2,000円	8.3	11.3	8.9	14.0	6.0	5.5	6.5	14.3	3.8	
2,000円～2,500円	18.2	21.8	19.6	23.6	16.2	14.0	18.8	9.5	7.6	
2,500円～3,000円	16.1	16.6	15.4	17.9	16.1	15.8	16.5	0	12.7	
3,000円～4,000円	35.3	29.2	32.0	26.3	39.2	40.8	37.6	38.1	53.1	
4,000円～5,000円	6.2	4.8	6.1	3.4	7.5	8.6	6.5	4.8	2.6	
5,000円～6,000円	2.4	2.0	2.3	1.6	2.6	2.9	2.3	0	9.1	
6,000円以上	1.8	1.7	2.4	1.0	1.8	2.1	1.5	0	2.5	
その他	2.4	2.3	3.1	1.8	2.5	3.0	2.0	0	3.8	
不明	4.4	4.4	4.0	4.3	4.1	4.5	3.8	14.2	5.1	

使用者の回答による。

(3) 昇給

家事使用人の給与については調査世帯のうち「昇給するとしている」と回答したところは74%、そのうち定期的、例えば1年にいくらかきめているところは34%、きめてはいないが仕事ぶりをみてあげるとする不定期的なあげ方をする家庭が40%でこの方がやや多くなっている。また「あげないことにしている」という家庭も9%ある。その他に「まだきめていない」とか「ボーナスで加減する」などまちまちな条件をあげている家庭が16%にのぼっている。

昇給の状況と世帯主の職業との関係からみた昇給の有無の状況は「その他の勤人」「公務員」「工場主」などは昇給しないことにしている割合が比較的高く、「医師」「会社役員」「接客業」などでは昇給するものにしてしている割合が高く(80%前後)なっている。特にそのなかでも医師は定期的に昇給する割合が目立って高く、他は仕事ぶりをみて不定期的に上げている割合が高くなっている。概してみると農漁業を除いて勤人に昇給しない割合が高いといえる。(表70)

注)「農漁業」は世帯数が少ない上に「その他」「不明」の世帯数が少ないため他の職業に比べて昇給の項目も割合が高くなっているの、ここにはあげないことにする。

また紹介者の種類による昇給の有無状況については昇給しないことにしている割合の最も高いのは職安を通じて雇った家庭で11%、学校、新聞広告によって雇った家庭は昇給するものにしてしている割合

が高い。そのうちでも新聞広告を通じた場合は、定期的昇給が、職安、知人の紹介、学校を通じた場合などは不定期的に昇給する割合が高い。(表71)

表70. 世帯主の職業別、昇給の有無別(有については定期、不定期別)世帯数

世帯主の職業別	昇給の有無別	総数	あげないことにしている	あげることになっている			その他	不明
				計	定期的	不定期的		
総数	職業別	100.0	8.5	73.6	33.6	40.0	15.8	2.4
農漁業	職業別	100.0	16.7	83.3	33.3	50.0	0	0
接客業	職業別	100.0	9.5	75.7	38.8	39.2	6.8	8.1
小売業	職業別	100.0	9.8	73.2	34.8	38.4	14.2	8.0
医師	職業別	100.0	5.8	81.3	44.9	36.4	12.0	0.9
大学教授	職業別	100.0	9.9	74.6	32.4	42.2	12.7	2.8
弁護士	職業別	100.0	8.6	82.1	22.4	39.7	27.8	1.7
その他の自由業	職業別	100.0	5.6	70.0	30.0	40.0	24.4	0
会社役員	職業別	100.0	7.1	75.8	34.4	41.4	14.8	2.3
工場主	職業別	100.0	10.2	72.7	34.4	38.3	14.8	2.3
事務員	職業別	100.0	8.1	71.8	31.9	39.9	17.2	2.9
公務員	職業別	100.0	12.6	68.4	35.8	32.6	17.9	1.1
教員	職業別	100.0	6.8	72.9	35.6	37.3	18.6	1.7
その他の勤人	職業別	100.0	13.2	71.0	28.3	44.7	15.8	0
無職	職業別	100.0	14.5	64.5	19.2	45.3	18.6	2.3

使用者の回答による。

表71. 紹介者の種類別、昇給の有無別(有については定期、不定期別)世帯数

紹介者の種類別	昇給の有無別	総数	あげないことにしている	あげることになっている			その他	不明
				計	定期的	不定期的		
総数	種類別	100.0	8.5	73.6	33.6	40.0	15.8	2.4
知人の紹介	種類別	100.0	8.6	74.8	33.8	41.0	14.4	2.2
親類の紹介	種類別	100.0	7.0	72.5	33.8	39.0	18.4	2.2
職安	種類別	100.0	10.8	71.6	26.6	45.0	15.8	1.8
学校	種類別	100.0	4.2	78.9	38.9	40.0	15.8	1.0
新聞広告	種類別	100.0	4.8	76.2	42.9	33.3	14.3	4.8
その他	種類別	100.0	11.3	67.0	34.4	33.4	16.6	4.3
不明	種類別	100.0	11.2	77.7	41.4	33.3	11.1	0

使用者の回答による。

定期的に昇給している家庭の1年間の昇給額は平均558円で、階層別をみると、500～600円というのが全体の61%で圧倒的に多い。ずいぶん少なくなつて300～400円が12%、200～300円が8%、1,000～1,500円が8%弱の順になつていながら、前年度平均前年数27年で、初任給と現給との差が557円。したがって年間平均昇給額が200円前後であつたことと照らしあわせると、不定期に昇給する場合はその年間昇給額はかなり低くなるのではないかと推察される。また一方使用者が恒久的では回答通り昇給することにしていても実際にはその通り行われていないことも推察される。(表72)

表 72. 定期的昇給額階層別世帯数および年間平均昇給額

1年間の昇給額階層別	定 期 的 昇給世帯数
総 数	100.0
100 円 以 下	0.2
100 円 ~ 200 円	2.0
200 円 ~ 300 円	8.4
300 円 ~ 400 円	12.1
400 円 ~ 500 円	2.2
500 円 ~ 600 円	61.4
600 円 ~ 700 円	1.1
700 円 ~ 800 円	0.5
800 円 ~ 900 円	0.4
900 円 ~ 1,000 円	0
1,000 円 ~ 1,500 円	7.6
1,500 円 ~ 2,000 円	0.5
2,000 円 以 上	0.1
そ の 他	1.2
不 明	2.4
平 均 昇 給 額	558 円

使用者の回答による。

表 73. 6大都市, その他の都市別家事使用人の給与以外のかかり平均月額およびきまって支払う平均給与額

都 市 別	給与以外の家事 使用人へのかかり 平均給与月額	家事使用人へ きまって支払う 平均給与月額
総 数	5,331 円	3,586 円
6 大 都 市		
計	5,633	3,844
東 京 都	5,387	3,939
横 浜 市	5,781	3,696
名古屋 市	5,715	3,849
京 都 市	6,174	3,686
大 阪 市	5,303	4,149
神 戸 市	5,860	3,697
そ の 他 の 都 市		
計	4,879	3,195
札幌 市	5,601	3,472
仙台 市	4,444	2,538
秋田 市	4,913	3,160
川崎 市	6,436	3,383
新潟 市	4,856	3,409
金沢 市	5,547	3,243
静岡 市	6,220	3,696
岡山 市	4,383	3,369
広島 市	4,826	3,363
高知 市	4,198	3,398
福岡 市	5,270	3,347
長崎 市	4,378	2,819
熊本 市	3,990	2,982
鹿児島 市	4,125	2,954

使用者の回答による。

(4) 給与以外の家事使用人に要する経費

家事使用人を1人雇っている場合給与以外に1ヵ月に食費を含めてどの位かかりがあるか、その大凡の経費について使用者から聞いたところによると、平均5,331円となり、都市別にみると、6大都市平均5,633円で、その他の都市平均4,879円と754円のひらきがある。各都市別にみると、最もかかりが高いのは6大都市より、かえって中小都市で、市川市が6,436円で最高、ついで静岡市の6,220円と他の都市に比べてかなり高くなっている。ついで6大都市のうちの京都市が6,174円、神戸市5,860円、横浜市5,781円となっていて、大阪、東京は5,300円前後で6大都市平均額より低くなっている。この金額は、使用者の主観的な回答でもあるし、かかりの高い都市での原因ははっきりしないが、物価などが他都市に比べて高いことになるのではないかと推察される。

いずれにしても給与以外のかかり平均月額5,331円と、きまって支払う平均給与月額3,586円とを併せると、家事使用人を1人おくることにより一般に1月約9,000円の経費がかかることとなり、6大都市や、かかりが高い都市などでは10,000円近い経費を必要とするとなしめしている。(表73、74)

表 74. 6大都市, その他の都市別給与以外の家事使用人へのかかり月額階層別世帯数

都 市 別	給 与 以 外 の か かり 月 額	総 数	2,000 円 以 下	2,000 3,000	3,000 4,000	4,000 5,000	5,000 6,000	6,000 7,000	7,000 8,000	8,000 9,000	9,000 10,000	10,000 円 以 上	そ の 他	不 明
総 数		100.0	0.2	1.0	12.7	22.0	22.9	9.5	5.5	2.1	0.4	2.1	1.2	20.1
6 大 都 市														
計		100.0	0.2	0.4	6.6	20.4	26.8	11.7	6.6	2.2	0.5	2.8	1.1	20.8
東 京 都		100.0	0	0.5	6.8	26.8	23.3	12.5	4.8	1.8	0.3	1.0	0	22.7
横 浜 市		100.0	0.6	0	5.3	14.7	39.7	19.3	7.7	3.0	1.0	1.3	1.7	5.7
名古屋 市		100.0	0	0.6	5.6	18.0	26.9	7.2	7.8	2.4	0	4.2	1.2	25.1
京 都 市		100.0	0	0.8	1.2	9.5	18.2	7.4	9.9	2.9	0.8	2.5	1.7	45.0
大 阪 市		100.0	0.5	0.5	11.7	25.5	24.9	10.0	5.1	1.6	0.3	2.2	2.2	15.4
神 戸 市		100.0	0	0	6.0	21.7	27.7	11.0	6.3	2.3	0.7	6.7	0	17.7
そ の 他 の 都 市														
計		100.0	0.2	1.9	22.0	24.4	17.1	6.1	4.2	2.0	0.2	1.0	1.9	19.2
札幌 市		100.0	1.0	0	6.0	22.0	29.0	8.0	7.0	2.0	1.0	3.0	11.0	10.0
仙台 市		100.0	0	2.1	28.8	24.7	15.5	2.1	1.0	1.0	0	0	1.0	25.8
秋田 市		100.0	0	0	18.0	34.0	28.0	10.0	0	2.0	0	0	0	8.0
川崎 市		100.0	0	0	6.5	15.2	19.6	8.7	17.4	8.7	2.2	6.5	2.2	13.0
新潟 市		100.0	0	1.7	8.9	19.0	22.4	3.4	0	0	0	0	8.6	37.9
金沢 市		100.0	0	0	12.8	12.8	14.9	19.1	6.4	0	0	2.1	2.1	29.8
静岡 市		100.0	0	0	2.0	10.0	36.0	22.0	26.0	4.0	0	0	0	0
岡山 市		100.0	0	0	28.0	20.0	10.0	0	0	0	0	2.0	2.0	38.0
広島 市		100.0	0	0	6.2	32.1	9.8	1.2	3.7	0	0	0	0	46.9
高知 市		100.0	0	6.0	38.0	24.0	16.0	0	0	2.0	0	0	2.0	12.0
福岡 市		100.0	0	0.8	14.4	24.8	15.2	8.8	4.8	4.4	0	1.6	0.4	24.8
長崎 市		100.0	1.0	2.0	30.0	34.0	14.0	3.0	2.0	0	0	0	0	14.0
熊本 市		100.0	0	4.0	52.0	33.0	8.0	1.0	0	0	0	0	0	2.0
鹿児島 市		100.0	0	8.0	46.0	19.0	16.0	4.0	0	1.0	0	0	0	4.0

使用者の回答による。

(5) 給与支払い状況

給与の支払時期は殆ど(95%)の家庭が月1回、日をきめており、その大部分(85%) (調査世帯の80%)は月末となっている。月半ばの15日前後に支払う家庭は10%足らずあり、世帯主の職業がいうと公務員などの勤人、自由業などに多くみられる。月始めに支払っている家庭は6%あり、小売業、工場主などに比較的多くみられる。毎月2回払いしているところは1%余にすぎず、その約半数は15日と30日にきめて支払っている。その他には1日と15日、10日と25日、15日と25日に支払っているところが若干ある他は、概して月始めと月下旬に支払っているようである。その他支払時期がきまっていない家庭が1%余あり、その場合は使用者の都合がよい時に支払うというのが半数となっている。このような支払いかたをしているのは会社員とか会社役員、小売業などにみられる。また本人が申出たときに支払うということも若干ある。一般的にいって支払時期にも世帯主の職業が影響しているとはみられない。(表75)

支払い方法としては現金が殆ど90%、ずつと少なくなって一部現金一部貯金通帳で支払っているところ6%、全部貯金通帳に入れてやるところが1%、一部現金一部使用者が預かってやるところが0.6%

%、当人には渡さず預っておいてやるところが0.2%となっている。

表 75. 世帯主の職業別、給与支払い時期状況別世帯数

世帯主の職業別 給与支払い時期別		総数	農漁業	接客業	小売業	医師	大学教授	弁護士	その他の自由業	会社役員	工場主	事務員	公務員	教員	その他の人	無職
計		94.5	100.0	88.5	93.1	95.1	91.8	96.6	94.4	98.8	92.2	93.2	93.7	98.3	94.7	94.8
毎月		79.9	83.3	79.7	83.3	80.0	67.6	88.0	78.6	83.1	73.6	80.6	60.0	62.7	63.2	80.2
月始		5.8	18.7	4.1	6.2	4.0	4.2	1.7	3.3	5.0	13.3	5.3	3.1	3.4	15.8	6.4
月半		8.4	0	3.0	3.1	10.7	19.8	6.9	14.5	7.5	4.7	6.6	29.4	30.5	15.8	7.6
その他		0.4	0	0	0.4	0	0	0	1.1	0.4	0	0.7	1.1	1.7	0	0
不明		0.3	0	0	0.2	0.4	0	0	0	0.4	0.8	0	0	0	0	0.6
計		1.3	0	4.1	1.4	2.2	1.4	1.7	1.1	0.5	3.1	1.4	2.2	0	5.2	0.6
1日と15日		0.2	0	0	0.4	0.4	1.4	0	0	0	0.8	0.4	0	0	0	0
1日と16日		(0.03)	0	0	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日と25日		(0.03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0	0	0	0
5日と20日		(0.03)	0	0	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7日と22日		(0.03)	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0
8日と24日		(0.03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	0	0	0
8日と30日		(0.03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.6	0
10日と25日		0.1	0	0	0	0.4	0	1.7	1.1	0	0	0	0	0	0	0
15日と25日		0.1	0	0	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15日と30日		0.5	0	1.2	0.4	1.0	0	0	0	0.2	1.5	0.4	1.1	0	2.6	0.6
20日と30日		(0.03)	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0
25日と不明		(0.03)	0	0	0	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16日と30日		(0.03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0	0	0	0
不明		0.1	0	0	0.2	0	0	0	0	0.1	0.8	0.2	0	0	0	0
計		1.2	0	1.2	1.6	1.3	1.4	0	2.2	0.9	0	2.7	0	0	0	0.6
本人の紹介		0.6	0	0	0.6	1.0	1.4	0	2.2	0.1	0	2.0	0	0	0	0
本人の紹介以外		0.4	0	0	0.4	0	0	0	0	0.7	0	0.7	0	0	0	0.6
その他		0.2	0	1.2	0.6	0.4	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0
不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1.0	0	3.0	2.2	0.4	1.4	0	2.2	0.4	0.8	0.9	1.1	0	0	1.7
不明		1.9	0	5.4	1.6	1.0	4.2	1.7	0	1.8	3.9	1.8	3.1	1.7	0	2.3

使用者の回答による。

世帯主の職業によって支払い方法が変わるかどうかについてみると、一部現金一部預っておくところは商業や自由業に、また現金は本人に渡さず全部貯金しておいてやるところは自由業と比較的多くみられるようである。(表 76)

支払いをする相手は誰になっているかをみると、殆ど全部(98%)が本人となっている。親に渡す、一部本人一部親に渡すという家庭も若干みられるが、紹介者に渡すところは極端となっている。家事使用人の紹介者別でみると、職安、親類の紹介、知人の紹介を通じた家庭のなかには僅かであるが、親に渡す、一部本人一部親に渡すところのみみられる。(表 77)

表 76. 世帯主の職業別、給与支払方法別世帯数

世帯主の職業別 給与支払い方法別		総数	現金	貯金通帳に入れておく	預っておく	一部現金一部貯金通帳	一部現金一部預っておく	その他	不明
計		100.0	90.1	1.3	0.2	6.0	0.8	0.7	2.3
農漁業		100.0	83.3	0	0	16.7	0	0	0
接客業		100.0	85.1	1.4	1.4	6.1	1.4	0	4.1
小売業		100.0	89.8	2.4	0.4	6.3	0.4	1.0	1.6
大学教授		100.0	88.4	2.2	0.9	7.1	1.3	0.4	0.9
大介護士		100.0	91.8	2.8	0	6.6	1.4	0	1.4
その他の自由業		100.0	89.7	0	0	5.2	1.7	0	3.4
会社役員		100.0	84.4	1.1	0	8.9	3.3	2.2	0
工場主		100.0	91.0	1.0	0.2	6.2	0.1	0.6	1.9
事務員		100.0	91.4	0.8	0	3.9	0.8	2.3	3.9
公務員		100.0	89.0	0.9	0	5.9	0.9	0.9	0.2
教員		100.0	88.4	1.1	0	8.4	1.1	0	1.1
その他の勤人		100.0	96.6	1.7	0	1.7	0	0	1.7
無職		100.0	97.4	0	0	2.6	0	0	0
計		100.0	91.9	0.6	0	2.9	0	0.6	5.2

使用者の回答による。

表 77. 紹介者の種類別、給与支払い対象別世帯数

紹介者の種類別 支払い対象別		総数	本人	親	仲介人	一部本人一部親	一部本人一部仲介人	その他	不明
計		100.0	98.3	0.3	—	0.2	(0.03)	0	0.8
知人の紹介		100.0	98.6	0.1	—	0.2	0	0.5	0.8
親類の紹介		100.0	97.3	0.7	—	0	0	1.5	0.9
職安		100.0	99.1	0.9	—	0.5	0	0	0.5
学友		100.0	97.9	0	—	0	0	4.1	1.1
新聞広告		100.0	97.6	0	—	0	0	0	2.4
その他		100.0	98.7	0	—	0	0.3	0.3	1.0
不明		100.0	100.0	0	—	0	0	0	0

使用者の回答による。

第3章 家事使用人の傷病保障

家事使用人が病気にかかったり、けがをした場合の使用料の保障状況は、その職業によって扱いが異なっている。そしてその軽重の度合、みかたにはそれぞれの家庭の事情的要素、または地域的習慣などさまざまであるが、使用者からの回答によってまとめると、まず低い場合は大部分(86.9%)が金額使用者負担、使用者と使用人が各々負担するところが4%、金額使用者負担とするところが6%となっている。

現思がやや重くなった場合は、使用者と使用人各々で負担する割合が高くなり、全体の12%、金額

使用者負担は65%となる。その他、そのような場合に当たらないのでわからない、考えていない、健康保険を利用するなど回答する者が16%おり、家事使用人の傷病についての条件がはっきりされていないことが多いことをしめしている。

さらに結核、その他の慢性疾患となった場合、あるいはかなり病状が悪化したような場合の使用人側の処置については、親元に帰すところが約半数、当分入院させて経費を使用者が持つというものが20%、考えていない、その時になってみないとわからない、健康保険でまかなうその他などが19%にのぼっている。

傷病保障の状況と世帯主の職業との関係をみると、医師は職業柄使用者が全額負担する割合が他の職業に比べて取分け高く、慢性疾患の場合においても入院させて経費を持つ割合が高い。その他の職業では特に目立った特色はないが、概して勤人は使用者と使用人が半々で負担している割合が高いようである。(表78)

表 78. 世帯主の職業別、家事使用人の傷病保障状況別世帯数

世帯主の職業別 傷病の保障状況別	総 数	農 漁 業	接 客 業	小 売 業	医 師	大 学 教 授	弁 護 士	自 由 業	自 由 職	工 場 主	事 務 員	公 務 員	教 員	勤 務 員	無 職
軽 い 疾 患 の 場 合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全部使用者持ち		85.6	66.7	82.4	84.3	93.8	84.5	81.0	86.7	86.4	85.2	85.3	80.0	81.4	89.5
使用者と家事使用人と半半		3.6	0	4.1	3.3	0.9	5.6	1.7	2.2	3.0	2.3	4.0	10.5	8.5	7.9
全部家事使用人持ち		5.6	16.7	8.1	5.9	0.9	7.0	8.6	5.9	6.3	6.2	4.2	6.6	2.6	5.2
その他		4.8	16.7	4.1	5.5	4.4	2.8	8.6	4.4	4.6	6.3	3.5	5.3	3.4	0
不明		0.4	0	1.4	1.0	0	0	1.1	0	0	0.9	0	0	0	0
重 い 疾 患 の 場 合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全部使用者持ち		64.6	66.7	66.2	61.2	82.7	63.4	55.2	68.9	67.0	65.6	67.0	45.3	37.3	63.2
使用者と家事使用人と半半		11.9	0	10.8	13.0	3.6	8.6	12.1	13.3	10.4	7.0	12.1	28.4	30.5	13.2
全部家事使用人持ち		3.8	16.7	6.8	4.3	2.2	2.8	6.9	2.2	7.9	9.4	2.9	0	10.2	5.3
その他		16.4	16.7	10.8	18.5	8.9	19.7	24.1	11.1	16.7	14.8	15.2	22.1	20.3	10.5
不明		3.3	0	5.4	3.0	2.7	5.6	1.7	4.4	3.0	3.1	2.9	4.2	1.7	7.9
慢 性 疾 患 の 場 合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
親元に帰す		53.0	16.7	44.6	50.0	39.1	33.8	50.0	42.2	56.1	52.3	61.0	56.9	67.9	50.0
当分入院させ経費をもつ		20.4	33.3	29.7	22.0	35.6	29.6	12.1	25.6	18.3	18.0	16.5	15.8	13.6	23.7
その他		19.7	50.0	17.6	22.0	20.0	23.9	24.7	26.7	19.0	19.5	15.9	22.1	18.6	23.7
不明		6.9	0	8.1	6.1	5.3	12.7	13.8	5.6	6.6	9.4	6.6	5.3	0	2.6

注 1) 調査世帯総数を100とする。
使用者の回答による。

第4章 その他の労働条件

家事使用人のうちでも住込の場合は、個人的生活も使用者家族と同居して営まれるので、その私生活がどのようにして保証されているかは家事使用人にとって大きな関心の一つである。したがって家事労働の合間の休憩、あるいは家事から解放されて個人生活の場となる使用人のための個室、いわ

表 79. 女中部屋の有無別世帯数

総 数	あり	なし	その他	不 明
100.0	82.6	16.8	0 (0.03)	0.6

使用者の回答による。

ゆる女中部屋の有無が労働条件の一つとして問題になるが、調査世帯総数の大部分(83%)は女中部屋を設けており、特にこのようなものを持っていない家庭は17%となっている。(表79)

女中部屋があってもその位置が問題になるが、程度の高さはあろうが72%(調査世帯の60%)は家族の居間からはなれていると回答しており、20%(調査世帯の17%)は家族の居間と隣または障子で仕切られていると答えている。女中部屋の広さは3畳が最も多く(42%)、ついで4畳(27%)、6畳(17%)の順になっているが大部分は4畳以下となっている。家族の居間とはなれているが隣合されているかは女中部屋の広さと特に関係があるとはみえないが、畳数の多い部屋ははなれている方に多くみられる。(表80)

表 80. 女中部屋の状況別(広さ、位置等)世帯数(女中部屋有について)

位 置	総 数	家族の居間と はなれている	家族の居間と隣 又は障子で仕切 られている	そ の 他	不 明
畳しきの広さ	%	%	%	%	%
計	100.0 (100.0)	100.0 (71.8)	100.0 (20.1)	100.0 (2.7)	100.0 (3.3)
1 畳	0.2	0.2	0	0	0.3
2 畳	7.2	7.1	8.5	6.0	3.1
3 畳	42.0	44.6	37.2	34.3	29.5
4 畳	27.0	26.2	29.9	23.9	27.9
5 畳	0.9	0.9	0.8	0	1.5
6 畳	16.7	15.7	17.8	22.4	24.1
7 畳	0.4	0.3	0.6	1.5	0
8 畳	2.9	3.0	3.0	4.5	0.8
9 畳	0.3	0.3	0	0	1.6
10 畳	0.8	0.7	0.6	3.0	1.5
10 畳以上	0.4	0.2	0	1.8	4.7
そ の 他	0.3	0.3	0	0	1.5
不 明	1.0	0.6	1.8	3.0	3.1

注 () 内の数字は、総数を100とした割合を示す。
使用者の回答による。

独立した女中部屋がないところでは使用人が完全に隔離された状態になることはないわけであるが、夜家事から解放されて就寝する場合をみると、茶の間と家族の居間に寝ることになっている家庭が29%と27%(調査世帯の5%)、子供部屋に子供と一緒にねとるものが14%(同2%)、玄関の間を利用するもの13%(同2%)などとなっている。茶の間や家族の居間を使用人の寝室とする場合は家族がひきとるまでは就寝できないし、くつろぐこともできないわけである点考慮の余地がある。

なお、使用人の起床時刻、家事よりの解放時刻、休憩時間などに関連して女中部屋が有る方がやや有利な点があることについては前章の労働時間、休憩時間の項目で述べたところである。(表81)

家事使用人を何とよんでいるかということは、使用人にとって関心のあるところであり、またその呼び方で使用者が家事使用人をどのように扱っているかをかきとる一つの目安となるものと考えられ

表 81 家事使用人の寝室の状況別世帯数（女中部屋有について）

総 数	茶 の 間	家族の居間	子供部屋	玄関の間	そ の 他	不 明
%						
100.0	27.8	27.2	14.3	12.7	16.9	1.4

使用者の回答による。

表 82 家事使用人の呼称種類別世帯数

総 数	本 名	仮の名	不 明
%			
100.0	86.9	9.9	3.1

使用者の回答による。

る。今回調査した結果ではその本名を呼んでいるところが大部分（87%）であるが、その家庭固有の呼び名、例えば代々の家事使用人はすべて「はな子」「たけや」等の名で呼んでいるところが10%ある。（表82）

第 3 部 家事使用人の生活状況

第 1 章 自由時間における生活

家事使用人の1日の自由時間（使用者から与えられた仕事の合間とか夜家事より解放されたあとなど使用人が自由にできる時間）について使用人自身から聞いたところによると、1人1日平均自由時間は2.5時間で、2時間～2時間30分（22%）、2時間30分～3時間（15%）、1時間30分～2時間（14%）の者が多くみられる。

このほかに1日の自由時間が4時間を越えるものや1時間未満のものは少ないが、どちらかというとか就床まで1日中自由な時間が1時間未満しかないという者の方が多く（10%）みられ、なかには15分未満（5%）というものもみられることは注目される。（表83）

表 83 1日の自由時間階層別家事使用人数および平均自由時間

自由時間階層別	%
総 数	100.0
15 分 未 満	8.1
15 分 ～ 30分未満	0.1
30 分 ～ 45分 "	4.7
45 分 ～ 1 時 間 "	0.6
1 時 間 ～ 1時間30分 "	13.1
1時間30分～2 時 間 "	13.9
2 時 間 ～ 2時間30分 "	21.6
2時間30分～3 時 間 "	16.2
3 時 間 ～ 3時間30分 "	12.4
3時間30分～4 時 間 "	4.9
4 時 間 ～ 5 時 間 "	4.0
5 時 間 ～ 6 時 間 "	1.2
6 時 間 以 上	1.1
不 明	1.3
平 均 自 由 時 間	2.5時間

家事使用人の回答による。

表 84 自由時間内容別家事使用人数（M.A.）

自由時間内容別	%
総 数	100.0
洗 濯	4.3
ア イ ロ ン	2.2
縫 物	14.4
質 物	0.3
手 紙 か き	3.3
映 画	0.6
掃 除	2.2
読 書 新 聞	19.1
ラ ジ オ テ レ ビ	33.2
習 い 事	3.1
そ の 他	52.8
不 明	14.7

家事使用人の回答による。

就床時刻は大部分が午前6時前後であり、家事から解放される時刻が殆ど（85%）午後11時以前であることは前章の労働条件において述べたところであるが、就床時刻は午後10～11時が42%、11～12時が33%で集中的にこの時刻となっているところからみて、家事から解放されて寝るまでに1時間～1時間半位の自由時間があることが推測される。

この自由時間中に何をしておこなっているかをみると、ラジオ、テレビをきいたりみたりするもの83%、新聞を読み、読書する（19%）、自分の雑物をする（14%）などが多く行われ、その他入浴、習い事したり、洗濯、手紙を書く、雑談、休憩などでおこなっている。（表84）

また就床時刻について世帯主の職業との関連をみると、とくに遅いのは接客業、小売業、医師、会社重役、事務員、無職などにみられ、そのうちでも小売業には多く午後12時～午前1時の間のものの23%、1～2時までの27%、2～3時の29%をしめているが、4時以後に就床すると答えた者もこの中にはある。(表85)

表 85. 世帯主の職業別、就床時刻別家事使用人数

世帯主の職業別	就床時刻別	総数	午後9時以前	9時～10時	10時～11時	11時～12時	12時～午前1時	午前1時～2時	2時～3時	3時～4時	4時以後	不明
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農漁業		0.2	0	0	0.1	0.4	0	0	0	0	0	0
接客業		2.5	3.8	2.2	1.1	2.7	9.5	26.7	14.3	50.0	0	3.5
小売業		18.6	15.4	16.4	16.9	16.4	22.6	26.7	28.5	0	100.0	17.2
医師		7.6	3.8	10.2	8.1	6.5	6.5	6.7	14.3	0	0	6.9
大学教授		2.4	3.8	1.5	2.3	2.9	2.4	0	0	0	0	0
弁護士		2.0	0	1.5	2.5	1.6	1.2	0	0	0	0	0
その他の自由業		3.0	0	2.8	1.8	4.5	4.8	6.7	0	0	0	6.9
重役		33.5	34.6	27.8	35.4	35.0	23.8	0	14.3	0	0	41.4
工場主		4.3	3.8	3.6	4.4	4.8	3.0	0	0	0	0	0
事務員		15.4	15.4	20.7	15.4	14.5	12.8	13.3	14.3	0	0	13.8
公務員		3.2	0	2.9	3.7	2.5	5.4	0	0	50.0	0	0
教員		2.0	3.8	4.0	1.9	1.5	3.0	0	0	0	0	0
その他の勤人		1.3	0	0.7	1.4	1.4	0.6	0	0	0	0	0
無職		5.8	15.4	6.5	6.9	6.1	4.8	20.0	14.3	0	0	10.3

家事使用人の回答による。

表 86. 1日の睡眠時間階層別家事使用人数および平均睡眠時間

睡眠時間階層別	総数	%
4時間未満	0	0
4～5	0.1	0.1
5～6	1.6	1.6
6～7	14.4	14.4
7～8	41.1	41.1
8～9	83.2	83.2
9～10	7.0	7.0
10～11	2.1	2.1
11～12	0.1	0.1
12時間以上	0.2	0.2
不明	1.0	1.0
平均睡眠時間	7.8時間	

家事使用人の回答による。

家事使用人の1日の睡眠時間は平均7.8時間となっており、最も多いのは7～8時間の41%、8～9時間の33%がこれにすぎ、少なくとも(14%)6～7時間はとっており、睡眠時間が6時間未満というのは非常に少なくなっている。これからみても調査世帯における家事使用人は概して普通の睡眠時間をとっているものといえることができる。(表86)

第2章 休日の生活

休日について家事使用人より回答をえたところによると、「休みがある」と答えた者は全体の88%、「休みがない」と答えた者が1%見られ、大多数の者は毎月休日をとっている。しかし前記「休日」の項で述べたように、使用者側からの回答では「休日を与えている」と答えた者は90%となっている。

休日の有無を年令別にみると、若年層には休日がある者の割合

含が高く、高年令になるにしたがって休日がないとするものが増えてくる。ことに45～50才以上になるとそれぞれの1/4以上が休日がないとしている。(表87)

表 87. 年令階層別、休日の有無別家事使用人数

年令階層別 休日の有無別	総数	15才未満	16～18	19～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61才以上	不明
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
あり	88.1	88.1	89.5	89.0	89.5	88.3	87.3	89.6	71.8	78.5	78.0	74.2	91.7	
なし	11.0	9.8	9.5	10.4	9.4	9.1	12.2	14.5	28.2	21.4	25.0	25.8	8.3	
不明	0.9	1.4	1.0	0.7	1.2	2.7	0	0	0	0	0	0	0	

家事使用人の回答による。

住込家事使用人の休日の過ごし方については「映画見物」をする者が67%で一番多い。ついで「買物」をする者が43%、友達や親戚宅を「訪問」する者が37%である。その他、洗濯、裁縫など身の回りのことをするものが12%、読書が10%、散歩が8%となっている。その他、1泊で実家に帰ったり、近くの姉や兄の家に休養に行く者が多い。また教会やお寺参りをする者、デパート見物に行く者、お花等のけいこごとに通う者、手紙を書く者など、少数ではあるが通信教育を受けているので学校に行くという者、病院に治療に行く者、寝れるので寝てしまうという者などさまざまである。

年令階層別に休日の過ごし方をみると、各年令とも休日には映画をみる者が一番多く、18～25才未満では73%前後が、40才未満までは半数以上が映画見物している。40才以上の年令層では「訪問」をする者の方が多く、大体40%前後をしめている。一番若い年令層の15～18才未満をみると、「映画見物」67%、「買物」43%、「訪問」32%の順となっている。洗濯、裁縫などの身の回りのことをす

表 88. 年令階層別、休日の過ごし方別、休日有りの家事使用人数 (M.A.)

年令階層別 休日の過ごし方別	総数	15才未満	16～18	19～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61才以上	不明
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
洗濯	11.8	10.8	11.4	10.4	10.9	12.2	20.0	18.9	17.9	18.2	16.7	12.2	18.2	
裁縫	11.8	8.7	10.6	12.0	10.5	9.2	21.5	17.0	17.9	27.3	23.3	20.4	18.2	
読書	9.9	11.4	10.8	11.3	7.4	7.1	3.1	9.4	3.6	0	3.8	4.1	0	
訪問	37.3	31.6	34.4	9.9	41.0	48.0	41.5	41.5	42.9	39.4	43.9	40.8	18.2	
映画見物	67.0	67.0	73.2	15.5	64.2	62.2	47.7	32.1	39.3	30.0	30.0	30.6	61.5	
散歩	3.1	3.4	2.1	3.2	2.2	4.1	3.1	1.6	7.1	9.7	10.0	16.7	0	
音楽鑑賞	2.6	2.5	1.8	6.8	3.1	1.0	0	0	3.6	0	0	0	0	
買物	42.5	34.1	44.2	46.8	45.9	40.8	38.5	37.7	39.3	36.4	25.7	22.4	63.6	
散歩	8.1	11.9	9.1	8.3	3.9	6.2	3.1	1.6	3.6	0	0	4.1	0	
その他	1.2	0.9	1.5	1.4	0.9	0	1.5	0	0	3.0	0	0	0	
不明	22.1	35.3	18.8	19.2	20.6	29.6	25.1	32.1	36.7	42.4	43.3	36.7	36.1	
不明	6.1	0.2	0.7	0.6	1.0	0	1.5	1.8	0	3.0	0	0	0	

家事使用人の回答による。

る者は年長者層に多くみられ、読書、音楽鑑賞、散歩、運動などする者は、それ自体少ないが、若い年齢層に割合が高く、高年齢になるにしたがって少なく、または皆無となる。

総括して住込家事使用人の休日は年齢のいかに拘らず、大多数の者が外出をしている場合が多いといえよう。(表 88)

第 4 部 家 事 使 用 人 の 組 織

第 1 章 組 織 へ の 関 心 状 況

後に述べる家事使用人の希望事項中にもあるように、家事使用人が切実な要求としてあげているものの一つは酷し相手や友達がほしいということであるが、個々の家庭内に孤立して職場の同僚というものを持たない悩みは相当強いようである。最近になっていわゆるお手伝いさん同達がより集まって小さなグループをつくったり、既設のやや大きな組織に加入したりする者が多くなってきている状況である。特に東京を中心としたこのようなグループの大きなものは全国的にも反響を呼んで、組織としても充実してきているが、家事使用人のこのような組織についての関心状況を調査してみたいところ、全般的にはまだまだ関心はうすいようである。すなわちお手伝いさんの会があることを「知っている」と答えたものは全体の12%にすぎず、85%は「知らない」といっている。

年齢階層別に組織への関心状況をみると、概して50才以上の高年齢層、18才前後の若年層に関心がうすく、特に55～60才未満では「知っている」者は皆無となっており、50～55才未満では2.4%、60才以上では5%となっている。また15～18才でも「知っている」ものは8%しかいない。「知っている」ものの割合が高いのは20才前後から35才前後が多く、大体16%前後をしめ、それ以後の中年層はやや知っている割合が少ない。(表 89)

表 89. 年齢階層別、組織への関心状況別家事使用人数

関心状況別 年齢階層別	総 数	知 っ て い る	知 ら な い	そ の 他	不 明
総 数	100.0	12.2	84.8	0.8	2.8
15 ～ 18才未満	100.0	8.0	90.0	0.2	1.8
18 ～ 20 "	100.0	11.1	85.5	0.1	3.2
20 ～ 25 "	100.0	14.7	81.8	0.6	2.9
25 ～ 30 "	100.0	16.8	79.3	0	3.9
30 ～ 35 "	100.0	15.3	82.9	0.9	0.9
35 ～ 40 "	100.0	9.5	85.1	1.4	4.1
40 ～ 45 "	100.0	14.5	85.5	0	0
45 ～ 50 "	100.0	12.8	79.5	0	7.7
50 ～ 55 "	100.0	2.4	92.9	0	4.8
55 ～ 60 "	100.0	0	100.0	0	0
60 才 以 上	100.0	4.5	92.4	0	3.0
不 明	100.0	16.7	75.0	0	9.3

家事使用人の回答による。

第 2 章 加 入 状 況

家事使用人で何らかの組織に加入している者は全体のわずか2%に過ぎない。これは家事使用人の

組織があることを知っている者のうちの12%にあたり、組織があることを知っていても加入している者は少ない。

加入の有無を都市別にみると、6大都市では組織があることを知っているもののうち、加入している者が11%、その他の都市では15%と、加入者の割合は地方都市の方が高い。

しかし数からいうと6大都市の方が多く、加入者の居住地を都市別にみると、加入している者の16%が東京に居住する者で一番多く、横浜市、神戸市、福岡市、長崎市が11%でこれに次ぎ、大阪は9%となっている。1人も加入者のいない市は札幌市、秋田市、市川市、新潟市、岡山市、鹿児島市であるが、組織率（知っている者のうち加入している者の割合）からいうと長崎市の28%が最高で神戸市（25%）、金沢市（23%）、福岡市（22%）などが高くなっており、東京都の組織率は8%でかなり低くなっている。（表90）

表 90. 6大都市、その他の都市別、組織への加入状況別組織に関心有る家事使用人数

加入状況別		総数	知っている	はいてない	不明
都 市 別	数				
6 大 都 市	計	100.0	13.2	76.1	11.7
	東京	100.0	10.7	75.1	14.2
	横浜	100.0	8.0	77.0	14.9
	名古屋	100.0	9.4	67.9	22.6
	京都	100.0	5.3	73.7	21.1
	大阪	100.0	10.5	89.5	0
	神戸	100.0	14.8	81.5	3.7
	福岡	100.0	25.0	65.0	10.0
そ の 他 の 都 市	計	100.0	14.8	77.8	7.4
	札幌	100.0	0	80.0	20.0
	仙台	100.0	7.1	71.4	21.4
	秋田	100.0	0	100.0	0
	市川	100.0	0	100.0	0
	新潟	100.0	0	90.0	10.0
	金沢	100.0	23.1	78.9	0
	静岡	100.0	10.0	90.0	0
	岡山	-	-	-	-
	広島	100.0	11.1	88.9	0
	高知	100.0	100.0	0	0
	福岡	100.0	21.7	69.6	8.7
	長崎	100.0	27.8	66.7	5.6
	熊本	100.0	100.0	0	0
	鹿児島	100.0	0	100.0	0

家事使用人の回答による。

家事使用人が加入している組織とはどのようなグループか、会の行事、会費の状況、会員数等からその状況をみると、あまりはっきりしていないが、座談会や見学、親睦会などを行なうところが比較的多く、教養を高めあう目的からお花や手芸、料理等のけいこごとをしたり、あるいは映画をみたり、レクリエーションをしたりしている。なかには健康診断をするところもあるが大部分はよくわか

らない。

会費は会の規模や性格によって種々あり、「なし」のところ、30円、60円という少額のところ、あるいは150円～200円というところもあってまちまちである。これらの中には会費は主人持ちという者もある。

組織としては4人、6人という近所の「お手伝いさん」同志の小さなグループから、全国的に家事使用人のみによって組織されて、加入人員400名を数える大きなグループ、150名程度の使用者、家事使用人双方を含む組織まで大小さまざまであるが、なかには住込店員などを主とした青少年400名以上を会員とする全国的な組織に加入している者もある。

組織への加入の動機については、「新聞で知った」者がやや多く、他は「友達にさそわれた」、「使用者にすすめられた」などとなっているが、大部分ははっきりした動機をもっていないようである。

第5部 家事使用人雇用上の問題点

第1章 使用者側の希望事項

使用者が家事使用人に対して持っている不満や希望事項はまちまちで、極端に言えば軒し軒の家庭に異なった問題があるといってもよいほどであるが、調査世帯全体からみるとかなり共通した問題とみることができる。その問題点を大きく分けると大体3つに仕立てることができる。すなわち第1は家事使用人の職業人としての問題、第2に性格的なものからくる問題、第3に家族とのあるいは使用人同志の人間関係からくる問題である。

使用者側では職業人としての不満を最も多くあげており、声の大きな順からあげると「来客に対する作法ができていない」11%、「料理や器具の使い方を知らない」7%「買物などのおついで時間がかりすぎる」3%、「近所の女中やご用聞きと乗り合う」2%などであるがその他に「言葉使いが悪い」「手くせが悪い」「計画性をもたない」「使用者に注意されるのを嫌う」などもろもろの意見が提出されている。

また性格的なものからくる不満もかなり多く、使用者側の主観的なものがかなり入っていると思われるが、「我まま、または素直でない」、「はきはしめない」、「依頼心が強い、自主性がない」、「清潔心がない」、「身体が弱い、持病がある」、「自分勝手」、「分がかりが悪い」、「自分を主張しすぎる」など殆ど10人10色の不満をのべている。

人間関係の上で困ることとしては、「使用者が使用人に対して気をつかう（気兼ねをする）」というものがかなり多くみられ、その一つとして「家族の団らんに加えるべきかどうかに迷う」家庭が6%を数え、使用人の食事についても献立とか時間、場所について種々な問題があるようで全体の7%にのぼっている。家族に対する礼儀とか親戚の関係なども日常の関心で6%をしめしている。その他使用人の交際に対してかなり神経をつかっているようである。

以上いろいろの問題をかかえている使用者が家事使用人を使っていく上にどのような方針、希望をいっているかをその回答からまとめるとところによるとまず方針としては、比較的年の大きな順にあげると「家族の1員として差別なくあつかう」をあげる家庭が特に多いのが自立つ。ついで「身につくわけごと（勉強、和洋装、料理など）をさせる」、「結婚について面倒をみる」、「道具をそろえてやる」、「礼儀作法を特に教育する」、「人格形成に気をとめる」など並として家事使用人の親元同様の態度でその人格形成、教養などの面で教育面に力をいれている家庭が非常に多いことが認められている。その次に多いのは職業人として扱う方針で「お互の立場を理解し合い、協力する」態度をのべているものが多く、「労働時間を一定したい」、「清潔、整頓を心掛けさせる」などを回答しているものがある。しかし「ある程度主従のけじめをつける」方針をのべている家庭もかなりある。

希望としては家事使用人の性格、人格に関するものがほとんどで、その主なものは「素直であつてほしい」、「辛抱よく、長く働いてほしい」、「正直で、信用のおける人」、「研究心、自主性があり、責任感が強いこと」、「健康で、明朗なこと」、「ある程度教養、常識のある人」、「礼儀作法を身につけて

表 91. 家事使用人使用上の問題点別世帯数 (M.A.)

使用上の問題点別		100.0%
来客に対する作法が出来ていない		10.6
料理や器具の使い方について心得がない		7.4
買物等のおついで時間がかりすぎる		2.6
近所の女中やご用聞きと乗り合う		2.1
家族との関係	食事時間と場所	3.4
	家族の団らん	3.6
	儀	6.2
	禮	5.0
その他	他	67.0
	明	14.8

使用者の回答による。

使用者の回答による。ついで職業としての不満、家族または他の人間関係における不満でこの点使用者側と同じものに問題があることをしめしている。しかし特に不満や希望はない、あるいはわからないとしているものが大半(71%)であり、この入道が果して全然不満や希望がないのかどうかが調査方法にもよると思われ、疑問である。

まず労働条件についての希望として一番多くみられるのは労働時間、休日、昇給などについてである。労働時間については、「労働時間をはっきりきめてほしい」が圧倒的に多く、その中に「はっきりした自由時間がほしい」、「夜は早く仕事を終わるようにしてほしい」、「睡眠時間が短い」、「生活が不規則になる」などの不満があげられている。また「休日をきめてほしい」という希望もかなり多く、「休日が少ない、休日の外出先、行動は自由にさせてほしい」という希望もみられ、前章で大半の使用者が家事使用人の外出に気をつかっていることと対応して自由行動を主張している。「昇給をきめてほしい」と要求している者も相当みられ「実際受取る給与額と契約額とがちがう」という苦情もあり、また定まった給与支払日、退職金などについても希望ののべられている。希望がほしいという希望をのべるもの、それに関連して自室の部屋を改善（明るさ、広さ等）してもらいたいと要求しているものもある。

家事労働をしていく上に困ること、希望していることは料理に關すること——料理ができない、献立に困る、買物がわからない、家族の嗜好がちがう、食器の種類が判らない——が比較的多くあげられ「多忙すぎる」、「仕事が難かしい（責任が重すぎる）」、「器具などの使用方法がわからない」、「来客の接待、電話の応対に困る」などもあげられている。この点使用者が「依頼心が強い」、「器具の扱いを知らない」等と不満をのべていて、同じことが双方で問題になっている。

人間関係については「言葉の節制に困る」、「言葉使いが悪い」、「などがあるが言葉の問題でかなり苦悩しているようである。「主人の気まぐれが辛い」、「子供が我慢」、「馴れない」、「家族が

ほしい」などが多いが、また「自我が強くて権利ばかり主張しない人」、「言葉使いに気をつけること」、「増長しないこと、返事は感じよくすること」などを強く希望している家庭もかなりみられる。そして「家事使用人を教育する施設がほしい」という希望を出しているところが相当あり、また「家事使用人をよくみつけられるようにしたい」という切実な希望も出されている。(表91)

第2章 使用人側の希望事項

使用者が使用人に対して持っている不満の大きなものが職業人としての能力にかけているものであるのに対して、使用人が使用者に対していっている不満のうち、一番多いのは労働条件についてで、

ついで職業としての不満、家族または他の人間関係における不満でこの点使用者側と同じものに問題があることをしめしている。しかし特に不満や希望はない、あるいはわからないとしているものが大半(71%)であり、この入道が果して全然不満や希望がないのかどうかが調査方法にもよると思われ、疑問である。

まず労働条件についての希望として一番多くみられるのは労働時間、休日、昇給などについてである。労働時間については、「労働時間をはっきりきめてほしい」が圧倒的に多く、その中に「はっきりした自由時間がほしい」、「夜は早く仕事を終わるようにしてほしい」、「睡眠時間が短い」、「生活が不規則になる」などの不満があげられている。また「休日をきめてほしい」という希望もかなり多く、「休日が少ない、休日の外出先、行動は自由にさせてほしい」という希望もみられ、前章で大半の使用者が家事使用人の外出に気をつかっていることと対応して自由行動を主張している。「昇給をきめてほしい」と要求している者も相当みられ「実際受取る給与額と契約額とがちがう」という苦情もあり、また定まった給与支払日、退職金などについても希望ののべられている。希望がほしいという希望をのべるもの、それに関連して自室の部屋を改善（明るさ、広さ等）してもらいたいと要求しているものもある。

家事労働をしていく上に困ること、希望していることは料理に關すること——料理ができない、献立に困る、買物がわからない、家族の嗜好がちがう、食器の種類が判らない——が比較的多くあげられ「多忙すぎる」、「仕事が難かしい（責任が重すぎる）」、「器具などの使用方法がわからない」、「来客の接待、電話の応対に困る」などもあげられている。この点使用者が「依頼心が強い」、「器具の扱いを知らない」等と不満をのべていて、同じことが双方で問題になっている。

人間関係については「言葉の節制に困る」、「言葉使いが悪い」、「などがあるが言葉の問題でかなり苦悩しているようである。「主人の気まぐれが辛い」、「子供が我慢」、「馴れない」、「家族が

多くて気を使う」「家族との交渉、礼儀」などの点で困ることが多いとし、子供に使用人として扱われることが不満であることを強く指摘しており、またわからない点などについて親切に教えてほしいと希望している。女中という劣等感を訴え、呼び名に注意してほしいと希望しているものもある。

その他学校、けい古ごとに通いたいと希望している者が多くみられ、友達や話し相手が欲しいといっている。また健康を害した場合使用者に気兼ねであり、治療費について困ったと述べているものがある。（これに関連して使用人にも適用される保険制度の設置を希望しているものもある。）

以上双方の不満、希望事項を総合すると、使用者側では使用人をもっとも強い関心をもっている労働条件について、よりはっきりした明示を行い、話し合いで納得した労働条件を守るという態度が必要であり、使用者側でよかれと思ってしていることでも使用人の要求と喰ちがっていることが多いようであるから、一方的な押し付けでは、それがよいものであっても敬遠されないかもしれない。また職業人としての使用人についてはまだまだ不十分なところが多いようであり、この点で使用人側でも反省している回答が見受けられるので、家事使用人としての一層の訓練が必要であると思われる。

附 録

I 6大都市、その他の都市別調査世帯数

都 市 別	調査世帯数
総 数	2,957
6大都市	1,778
東京市	400
横浜市	300
名古屋市	167
大阪市	242
神戸市	369
京都市	300
その他の都市	1,179
札幌市	100
仙台市	97
仙台市	90
仙台市	46
仙台市	58
仙台市	47
仙台市	50
仙台市	50
仙台市	81
仙台市	50
仙台市	250
仙台市	100
仙台市	100
仙台市	100

II 家事使用人の組織

1. A 会

○会 員 数

約300名

○会 則

別記の通り

○組織が出来るまで

昭和29年、1家事使用人が新聞に家事使用人としての生活に困っている疑問を投書したことがきっかけで、多くの「お手伝いさん」達から便りが寄せられ、その結果、同年に第1回の総会が開かれた。この総会において、地域ごとにグループを設け、毎月機関誌を出すことを定め、今日に至っているが、年々会員数が増えている。

○活動状況

地域ごとにグループを設定

毎月1回の例会をひらく。専門部を設け読書、コーラス、料理、生花等の勉強会を行い、年に2回の総会、春秋のレクリエーションを行っている。また最近家事使用人の人間としての権利を使用者側に見とめてほしいという全員の希望から、別記「要望書」を使用者に出すことになった。

毎月機関誌を発行。

○費 用

入会金は 50 円。会費は 3 ヶ月 200 円。

会 則 (抄)

1. この会は「〇〇会」と呼び、家事のお手伝いとして働いている人及び会に理解ある方をもって会員とします。
2. この会は会員相互の親睦をはかり、知性、人格を養い、併せて社会人としての向上に努めることを目的とします。
3. 地域別にグループを設け、各グループにそれぞれ若干名の連絡員を置きます。
4. 入会をしようとする人は、入会申込書に所要事項を明記し入会金を添えて〇〇会連絡員に出回るものとします。
5. 会費は1 ヶ月 70 円とし、月末までグループの連絡員に納めます。なお連絡員は所属グループの会費をまとめて毎月5日までに事務所へ納めます。
6. 毎年1月と7月に定期総会を開きます。
7. 各グループでは自主的な話し合いにより、毎月または隔月にグループ会を開きます。
8. 会員が勤務先を変更した時は直ちに連絡員に届出ることとします。なお一時休会または退会する場合も同様とします。
9. 1 ヶ月に1度会報「〇〇〇〇」を出します。
10. 必要に応じて専門部を設けることとします。

会員は会報を通して自由な意見の発表をすることも出来ます。

要 望 書

前 言

私たちはよい社会人になるために、また主家に対しても役立つ人になるために、まず人間としての当然の権利を欲します。

1. 休日について

- (a) 原則として週休がほしい
- (b) きめられた休みには気持ちよく休ませしてほしい
- (c) 有給休暇を年に1週間以上ほしい

2. 職業としておとめてほしいこと

- (a) 家内労働者の保護立法がほしい
- (b) 労働条件をはっきりさせてから契約してほしい

- (A) 契約のときは経験年数を加味してほしい
 3. 昇給やボーナスはこうしてほしい
 - (1) 昇給は納得のゆくようにきめてほしい
 - (2) ボーナスは現金で支給してほしい
 4. 技術を認めて下さい
 - (1) 将来は国家試験のようなもので資格を与えてほしい
 - (2) 何らかの形で特技を認めてほしい（例えば育児、看護、料理など）
 5. 使用者と対等な話し合いを
 - (1) 使用者との話し合い機関がほしい
 - (2) 労働時間と仕事の量についても、個々の家庭で十分話し合える状態がほしい
 6. 精神的な自由を
 - (1) 交友関係について干渉してはしくない
 - (2) 社会の集団の中に加担することをさまたげないでほしい
 7. その他
 - (1) 昼休みがほしい
 - (2) 必ず個室がほしい
 - (3) 暖房の配慮がほしい
 - (4) 子供が使用者でないことをはっきりさせてほしい
 - (5) 内プロのある場合は入れてほしい
 - (6) 食事は質と量を差別しないでほしい
 - (7) 1ヵ月以内に回復する病気の場合は一方的に解雇しないでほしい
- 以上のことに対する私たちのとるべき人間としての責任と良識を、話し合いの中で身につけてゆき、本当の意味での良い女中になるよう努力したいと思います。

2. B 会（家事使用人の組織）

1. 組織の目的、趣旨
会員相互の親睦をはかり、家事使用人としての教養を高める。
2. 会員の資格、人数
家事手伝いとして働いている人 186 名（35年5月末）
3. 組織が出来るまで
昭和34年2月から〇〇〇〇主催の家事お手伝いさんの集いとして発足。数回の集いの後、継続的なグループとして育てようとの声が高まり毎月1回の集会を開くことを決定し今日に至っている。
4. 活動状況
毎月20日過ぎの火曜日（第3または第4）に集会をもち、話し合い、見学、ピクニック、合唱、フォークダンス、西洋料理の食事作法等教養講座やレクリエーションを行う。
1回の集会出席は 70 名前後。

5. 費 用

会費は1ヵ月1人 100 円前後（集会の値物により異なる）。会費の他に〇〇〇〇の福祉的事業における募金の一部をあてる。

6. その他

34年7月に会員の健康診断を実施した。

III 家事サービス公共職業補導所

家事使用人あるいは家政婦の養育機関としては、国庫補助によって地方公共団体が設置した家事サービス公共職業補導所があり、現在東京、大阪の2ヵ所にそれぞれ昭和31年、32年に開所した。その内容を下記に概略する。

家事サービス職業補導施設設置要綱

1. 目 的

未亡人等の福祉対策の重要性にかんがみ、就業に困難な未亡人等を対象として、信頼性あり、且つ有能な家政婦を育成することにより、未亡人等の就業の促進をはかることを目的とする。

2. 名 称

本施設の名称は「家事サービス公共職業補導所」とする。

3. 設置場所

東京・大阪とする。

4. 事業内容

1. 補導の対象

未亡人、その他の女子であって、新しく家政婦、家事使用人となることを望む者および現に家政婦、家事使用人として就業している者。

2. 補導内容

- (1) 家政婦の心得（一般教養を含む）
- (2) 調理
- (3) 縫いもの、裁縫
- (4) 洗濯
- (5) 住居器具の手入れ
- (6) 乳幼児の世話
- (7) 病人の世話
- (8) 家庭管理
- (9) 応接

3. 補導期間

- (1) 2ヵ月制

新しく家事サービスの職業に就こうとする者に対しては、原則として2ヵ月制により補導種目の全課程を修了せしめる。

(2) 単元制

現に家政婦、家事使用人である者、または2ヵ月制によりがたい事情にある者については、短期間の単元制補導を行う。

4. 修了証明

補導修了者に対しては、修了証明書を附与する。

5. 就職あっせん

補導修了者に対しては、公共職業安定所の職業紹介を通じ就職の促進を図る。

5. 職員の配置

本施設運営に要する職員は所長、書記、常任講師、指導員、保母とし、身分は地方公務員とする。

なお、別に若干の時間制講師をおく。

所長は必ず婦人とする。

6. 国庫負担金

本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてこれを負担する。

住込家事使用人に関する実情調査票

—— 使用者の部 ——

調査期日

昭和34年()月()日

労働省婦人少年局

行政管理庁承認 No. 2391
承認期限 昭和34年7月31日

府県名 都市名 世帯番号

調査員氏名

I 雇用環境

1. 住 宅 ☐ 普通住宅 ☐ アパート ☐ その他
2. 施 設 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 風呂 ☐ (ガス ☐ 石炭 ☐ 薪) ☐ 電気洗濯器 ☐ 電気掃除機
☐ 電気炊飯器 ☐ 女中が乗ってよい自転車 ☐ 電話 ☐ その他
3. 家 畜 ☐ 犬 ☐ 猫 ☐ にわとり ☐ やぎ ☐ 小鳥 ☐ その他
4. 家族について

番号	世帯主との関係	性 別	年 令	職業及び地位又は学校	家事担 当状況	健康状況	手のかか る人	その他
1	世 帯 主							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

5. その他の雇い人について ☐ あ り ☐ な し

手 引

調査票の該当項目の○印を●とする。その他の欄が●となる場合は具体的に記入する。

1. 調査員の視察によって記入する
2. 3. 家事労働の軽重の参考とするためとする
4. 同居親族のみについて記入。主として女中の指導監督にあたる者は番号欄に○印を記す
番 号 …… 通し番号
職業及び地位又は学校…… 中学校教師、大学教授、会社重役、開業医、研究所研究員、県庁主事、小生主事
家事担当状況…… 責任者は○印、座席除、風呂たき、食料片付け等一種以上家事を担当している者は○印
健康状況…… 健、病弱、病人等
手のかかる人…… 老人、子供、不具者、病人ではないが身の世話をしてくれる人等は○印

記 載 例

番号	世帯主との関係	性 別	年 令	職業及び地位又は学校	家事担 当状況	健康状況	手のかか る人	その他
1	世 帯 主	男	68	小学校校長	○	健		
①	妻	女	54	中学校教師	○	健		
③	長 女	女	21	無 職	○	健		週3日 通学学校

5. 調査対象となった家事使用人の他に同居する者についてのみ記入
ありの場合は、種類、人数、仕事内容記入。但し女中については、その仕事内容が家事使用人一括記入すると
記載例 女中 2 家事手伝い、通学手洗い、車及び車庫掃除、庭掃除

〔手 引〕

12.

ロ 記入例

缶・ワンピース布地一着分と 1,000 円
・ブラウスとスカート
・現金 2,000 円
喪家がえりのとき・土産代 800 円
・菓子折 1 個

香・銘仙一反と 2,000 円
・きんしゅの羽織と下駄
・現金 3,000 円
休日外出するとき・小遣い 100 円
・靴下 1 足

14. 給料以外の食費その他おおよその総経費

〔質 問〕

10. (9のあたえていると答えた者に対して) 月何回とか年何日とかきめて与えていますか。

○きめて与えている

○月 _____ 回 ○年 _____ 日 ○祝祭日だけ ○月 _____ 回と年 _____ 日

○月 _____ 回と祝祭日 ○月 _____ 回と年 _____ 日と祝祭日 ○その他 _____

○きめていないがこちらの都合のよいときあたえている

○その他 _____

11. (9のあたえていないと答えた者に対して) 何か理由があって休みを与えないのでしょうか。

○家が忙しくてとても休みがあたえられない

○休みを与えることは本人のためによくないから

○本人が休みを申出ないから

○その他 _____

12. 給料はいくら支払っていますか。

イ. きまって支払う給与

○1日 _____ 円 ○1月 _____ 円 ○1年 _____ 円

○その他 _____

ロ. その他の給与

○缶・品物 _____ 現金 _____ 円 ○缶・品物 _____ 現金 _____ 円

○実家帰りのとき _____ ○休日外出するとき _____

○けいごごとの月謝1月 _____ 円 ○その他 _____

13. 預け入れたときの給料はいくらでしたか。

○1日 _____ 円 ○1月 _____ 円 ○1年 _____ 円

○その他 _____

14. 女中さんを入れたとき給料の他に1ヵ月どれくらい経費がかかりますか。

_____ 円位

15. 給料の支払いについて

イ. いつ払いますか

○毎月1回 _____ 日に

○毎月2回払い _____ 日と _____ 日に

○きまっていない

○こちらの都合のよいとき

○本人が申出があったとき

○その他 _____

○その他 _____

ロ. 現金ですか、貯金してやりませんか。

○現金

○貯金通帳に入れてやる

○預金でおいてやる

○一部現金、一部貯金通帳

○一部現金、一部預金でおいてやる

○その他 _____

ハ. 誰に払いますか

○本人 ○親 ○相代人 ○=既本人=両親 ○=部本人=部相代人

○その他 _____

17. 女中の私生活への干渉状況をみるのが目的

19. 回答は自由に言わせ、その中から予想される項目に該当するものがあれば●印にする。該当項目のないものはすべて何項目でも要約しその他の欄に記入する。従って1人から幾通りかの回答をえてよいわけである。

家族との関係で困ることの例

献立……どの程度まで家族とともにすべきかに迷っている等

食事時間と場所……家族と一緒に食事はよるものか、別の時間場所の方が気楽なのが判断に迷う等

家族の団らん……一家水入りの団らんは貴重であるが女中をいつも仲間に入れないのかおれそう、どの程度に団らんを加えたいのか分らない等

礼儀……民主主義とはいっても主人と女中は主従である。昔流に考えることはいけなと思うが、どの程度の礼儀をおきよえるよう指導したらよいが迷う等

21. 自由に何でも答えてもらって記入すること。

【質 問】

16. 毎年いくらずつ給料をあげてやることにしていますか。

○1年に_____円ぐらいあげてやることにしている

○1年に何円とはきめていないが仕事ぶりをみてあげてやる

○あげないことにしている

○その他_____

17. 女中さんの休日のくらしがだれについて気をつかっていますか。

○全然干渉しない

○積極的に干渉しないがそれとなく気をつけている

○外出、外泊に特に気をつけている

(外出) ○させない方針 ○行先予定時間をはっきりいえば出す

○門限だけやかましくいっている

○その他_____

(外泊) ○させない方針 ○使用者顔見知りの親類、知人から申出があるとき泊らせる

○本人が泊り先さえいって行けば泊らせる

○その他_____

○休日毎にすごし方を世話している

○その他_____

18. 女中さんが病気にかけたり、怪傷をした時はどうしていますか。

(未経験者に対してはどうするつもりですか)

イ. 軽い風邪、腹痛、けがで処置をのむか、一寸医者にかかる場合の費用

○全部使用者持ち

○使用者と女中と半々

○全部女中持ち

○その他_____

ロ. 盲腸炎、肺炎、やや大きな怪傷等、急性疾患等にかかったときの費用

○全部使用者持ち

○使用者と女中と半々

○全部女中持ち

○その他_____

ハ. 結核、その他慢性疾患にかかったときの処置

○親元に帰す

○当分入院させ経費をもってやる

○その他_____

19. 女中さんを使っている困っていることがありますか。

○来客に対しての作法ができていない

○料理や器具の使い方について心得がない

○買物等のおつかいに時間がかかりすぎる

○近所の女中やどききと競争あり

○家族との関係

(○献立

○食事時間と場所

○家族の団らん)

○礼儀

○その他_____

○その他_____

20. 女中さんをおくもうになった理由は何ですか。

○家族が多く手が足りないから

○米価などもせきだから

○仕方が病弱だから

○家族に病人がいるから

○無事で淋しいから

○世活に余裕ができたので来をしようと思っ

○その他_____

21. 女中さんを使うにたいの方針や、使ってみての感想、注文、希望がありますか。

行政管理庁承認 No. 2392
承認期限 昭和34年7月31日

住込家事使用人に関する実情調査票

府県名	都市名	世帯番号

家事使用人の部

調査期日

昭和34年()月()日

調査員氏名

労働省婦人少年局

I 身上に関する事

1. 前職とそのときの居住地	場所 県 市 前職 ☐ 自分の家の家事手伝いをしていた ☐ 家業を手伝っていた ☐ つとめていた ☐ 学校(高校、中学)卒業後すぐここに来た ☐ その他
2. 年 令	才
3. 学 歴	☐ 小学卒 ☐ 高小卒 ☐ 新制中学卒 ☐ 高女卒 ☐ 新制高校卒 ☐ 旧制高専卒 ☐ 短大卒 ☐ 新制大学卒 ☐ 旧制大学卒 ☐ その他
4. 結婚の有無	☐ 既 婚 (☐ 有夫 ☐ 死離別 ☐ その他) ☐ 未 婚
5. 子供の有無	☐ あ り 人 (そのうち15才以下 人) ☐ な し
6. 実家の職業	☐ 農業 ☐ 漁業 ☐ 商業 ☐ 製造業 ☐ 勤 人 (☐ 車務員 ☐ 正員 ☐ 官公場の公務員 ☐ 教員 ☐ その他) ☐ その他

〔手 引〕

手引回答欄の該当項目の○印を●とする。その他の欄が●となる場合は具体的に記入する。

1. 現職につく直前の居住地と職業
つとめていた者については、職先と職種を記入
記入例 紡績工場工員 銀行給仕 病院派出婦 役所事務員等
3. 中退の場合各種学校(海校、料理、あひま学校等)卒の回答があったときは、必ず該当卒業校を●印とし、そのほかその他の欄に中退、各種学校卒を記入する。
記入例 (新制高校中退の場合)
●新制中学卒 ●その他 新制高校中退
(中学卒業後専修学校卒の場合)
●新制中学卒 ●その他 専修学校卒
5. 子供ありの場合 自分が生んだ子供及び養子の子を記入する。
6. 未婚者(娘)の場合は親又はきょうだい、其親類、保護者の職業
有夫者の場合は夫の職業、その他の場合は本人の生活拠りとなる家の職業
孤児の場合は、その他の欄に実家なしと記入

〔手 引〕

Ⅱ-1. 家事使用人について職業経験年数をとるのが目的。従って類似職種の家政婦、派出婦、寮女中等の期間も通算する。

2. 1人で2以上の理由をのべても差支えない。該当項目はすべて●とする。

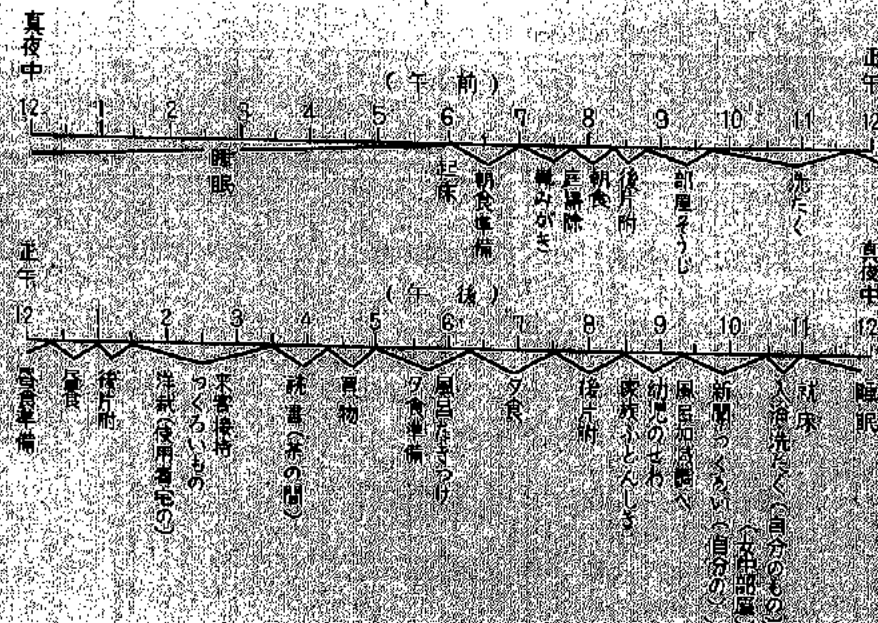
4. 「知っていた」と答えた者については、その内容をきき、該当項目を●にする。

5. 先月給料を全然もらわなかった者は 0 円と記し、次の余白にその理由を記入する。

記入例 年払いだから。直接親に送金した。来月一緒にといわれた等。

6. 調査日前日が休日の場合は前々日（平日）をとる。起床から就床までの時間を追って女中の一日の生活記録をとる。

記入例



起床・就床時刻自由時間をはっきりとすること。自分のことをする時は、その場所（女中部屋か他のどの部屋か）を記入する。

〔質 問〕

Ⅱ 「家事使用人」に関すること

1. 今のようなお手伝いの仕事は何年位していますか。 年

2. どんな理由でこの仕事をえらびましたか。

- ☐ 自分に合う仕事と思ったから
- ☐ 他にいい仕事なかったから
- ☐ 都会へ出たいと思ったから
- ☐ お行儀見習いをしたいと思ったから
- ☐ 親、きょうだいにすすめられたのでその気になった
- ☐ 嫌だったけれど、親きょうだいに頼まれて仕方なかった
- ☐ 家族の者がこの家の世話になったので
- ☐ 生活をみてもらった ☐ お金をかりた ☐ その他
- ☐ その他

3. どなたのお世話でここへきましたか。

- ☐ 父母 ☐ きょうだい ☐ 親類 ☐ 友達 ☐ 父母きょうだいの知人 ☐ 適当
- ☐ 学校 ☐ 新聞広告 ☐ その他

4. あなたはここに来る前に自分の仕事、給料、お休み等のことを知っていましたか。

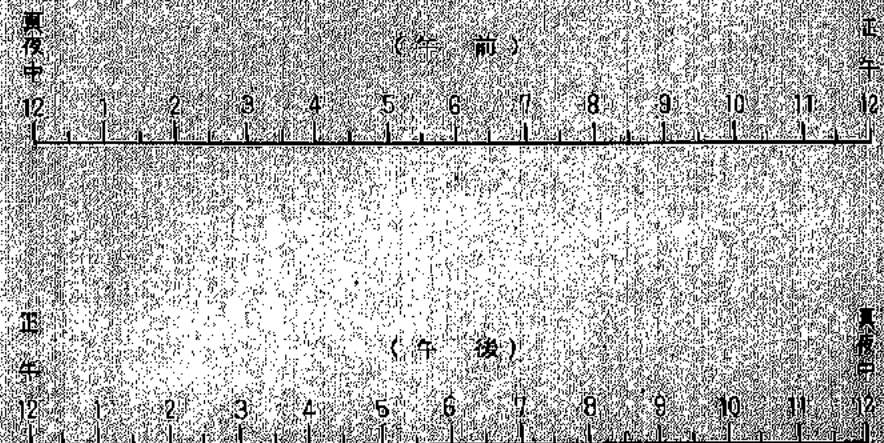
- ☐ 知っていた
- ☐ 給料 ☐ 昇給 ☐ 休日 ☐ 仕事内容
- ☐ 退職手当 ☐ その他
- ☐ 大体きいていた
- ☐ 知らないできた
- ☐ その他

5. 先月の給料はいくらもらいましたか。 円

そのうち家にいくらいれましたか。 円

6. 昨日一日をどんな風に過ごしたか書いて下さい。

（起床から就床まで）



〔手引〕

7. 「休みあり」の場合、休日にすることは該当項目全部を●とする。

8. ホ、入会した方法、理由のいずれも記入

記入例 友達に誘われてはいった

面白そうだから入会を申込んだ

新聞でみてたのしそうなので事務所に申込みに行った等

9. 自由に所らせ要約して記入。

〔質問〕

7. お休みはありますか。休みの日にはたいてい何をしていますか。

○休みあり

○洗濯 ○裁縫 ○読書 ○訪問 ○映画見物 ○観劇

○音楽鑑賞 ○買物 ○散歩 ○運動 ○その他

○休みなし

8. お手伝いさんどうして顔あいをしたり、遊んだりする会のようなものを知っていますか。

○知っている ○知らない ○その他

(知っていると答えた者に対して重ねて) あなたは、そのような会には入っていますか。

○はいっている

イ、その会の名前は

ロ、会員数は 約 名

ハ、その会費は

ニ、主にどんなことをする会ですか

ホ、どうして入会しましたが

○はいっていない

9. ここに勤めてから困ったこと、どうして欲しいと思うことがありますか。

昭和35年8月26日印刷

昭和35年8月31日発行

住込家事使用人の実情

東京都千代田区大手町1の7

編集者
発行人 労働省婦人少年局

東京都中央区入船町2の3

印刷人 永井印刷工業株式会社